二十四輩順拜圖會

後篇

相模 甲斐 駿河
遠江 參河 尾張
美濃 伊勢

五

親鸞聖人御舊蹟二十四輩順拜圖會後篇卷之五

目録

○相模之部

子淵山弘徳寺　　臥龍山永勝寺

五明山最宝寺　　龍陀山若福寺

勅堂　　勅山信樂寺

河澤若福寺　　箱根大權現

○甲斐之部

阿弥陀御道御舊蹟　　正永山若福寺

等力山萬福寺　　多力山萬福寺

○駿河之部

阿部川　　霊仙信と北〜阿部川と海と

荏柄天神

勝〜川澤

俗命生名号石

聖人生

真本山福正寺

御生光澤寺

鎌谷山蓮生寺

○遠江之部

普法山吾勝寺

○参河之部

吉田御坊

叡光山勝鬘寺

御寺本證寺

柳堂勝蓮寺

高丘專修坊

○尾張之部

羽塚山妙音寺

東流御坊

小田井西方寺

清水松吾生寺

三徳静堂又
長宗庵明

きるる山上宮寺

樂命山如意寺

吉田る田御坊

稲荷山浄妙寺

葉る山妙源寺

願る山願照寺

小林光明寺

七宝山聖徳寺

光明寺

西流御坊

園通寺

小牧西源寺

河畑勝宝寺

河内吾龍寺

河内妙性坊

○美濃之部

河内西徳寺

河内安樂寺

長近西方寺

金光山万福寺

八幡山聖蓮寺

○近江之部

宝福寺

近松御坊

日法河内運吾寺

奥村了專寺

河内栄泉寺

西方寺

河内西入坊

河内專光寺

竹鼻西浄寺

福徳永壽寺

河内称名寺

深谷西方寺

河内專福寺

光雲山安福寺

西方寺

天祥護法院錦織寺

○山城之部

山科御舊地

東流御坊

○摂津之部

○河内之部

戸森山專應寺

後園修部畢沙門の
靈告を感ず

○大和之部

○備後之部

山南光照寺

○伊勢之部

蓮師御廟

日輪山永福寺

溝咲佛照寺

西流御坊

福井山慈願寺

五手山安福寺

松谷光德寺

惠日山立真寺

常石室田院

專修寺御門跡

河州專教寺　了貞撰

桐摸國

古傳に曰むかし男あり其妻を先立て悲嘆のあまりひるまも朝夕見て居るに其桐の徒に摸りしるしとしるべきのまうりしるしとなりしが其桐の徒に摸りしる地なれば桐摸といふ名づけぬと云荒唐不經の說信じがたし○坂東記に紀根うちの東の地をいふなれば當國ハ一も其東に位する分一の坂とは坂上の國といふるなり一の加の字を省るなり紀根山ハ中古以來の妖怪にて往古足柄の坂往來ひく足柄の御坂なるとの說もよくこれに坂のよしとなる義なりやうん

と思へり しかるに氏の居意考を按ずるに日東方の國ハ上下を分てかつ西ゆの國ハ前後を分てかつ先いるる所ハ前ど此とのいりされい相撲武蕊ハ四一ゑて年俤と

いひしとよりかつて年俤下と世しなるべ　其年俤といふる名の義ハまぎ

らひなれども今も國さまさまいふる地名を考へうるさて俤加三の相撲の字とあつるべく多

く論ふなるがこれりて俤加武といふるがつ唱の正きまて俤加三とは後の唱なれば

なほ其桐の字の書の歌のウをかの摸の字とミる摸せ　なるとは　珍名氏地名考悉國郡名

○美濃國ハ右幕下牧朝臣創業の地なれば武蔵の地なれば其遠風を

て都下のたきくしき廟社寺院の結構拂崇ハ此の數多なる筆て等へ　とし

より以下の諸國東武西藩往還の孔道なれば小細の名區勝系をも諸書を考へ

あげぬ氏異流遠ゆ　とあるとのせ乃ち　有さいそ

其蕪漏を結むるゆえん

千葉山弘德寺　西流　相模国海老郡海津村にあり

高祖聖人上足二十二人中第五信樂房の裔なりとて下総の国彫塔弘德寺日系の寺なりとぞ

卯龍山永勝寺　東流　同国足柄郡倉田村にあり

祥瑞院と号し聖人御真筆拯溺房相兼の古院なり関東七箇霊場の其一なり

当院は往昔台宗の霊區なりしが嘉祐二年高祖聖人東国御遍歴の砌志ばしば鎌倉に往返し給ひ善く辯生を御化益ありせらるゝ当寺の住僧竊に聖人の徳を慕ひ奉り深く専修念佛の法門をよろこび終に精舍を聖人に寄奉りしより聖人当院に住し給ふ事とべて七年　安貞二年より文暦元年に至る当国国府津御勅化の内も数ゝ当寺に住し給ふ

又案朝の一切經と渡せし所執政山条武蔵守泰時聖人を招請し給ひ給ふとゝ聖人もまたこの寺に住して考訂し給ふとゝや或曰此所聖人と同住せし泰時よい淵ば

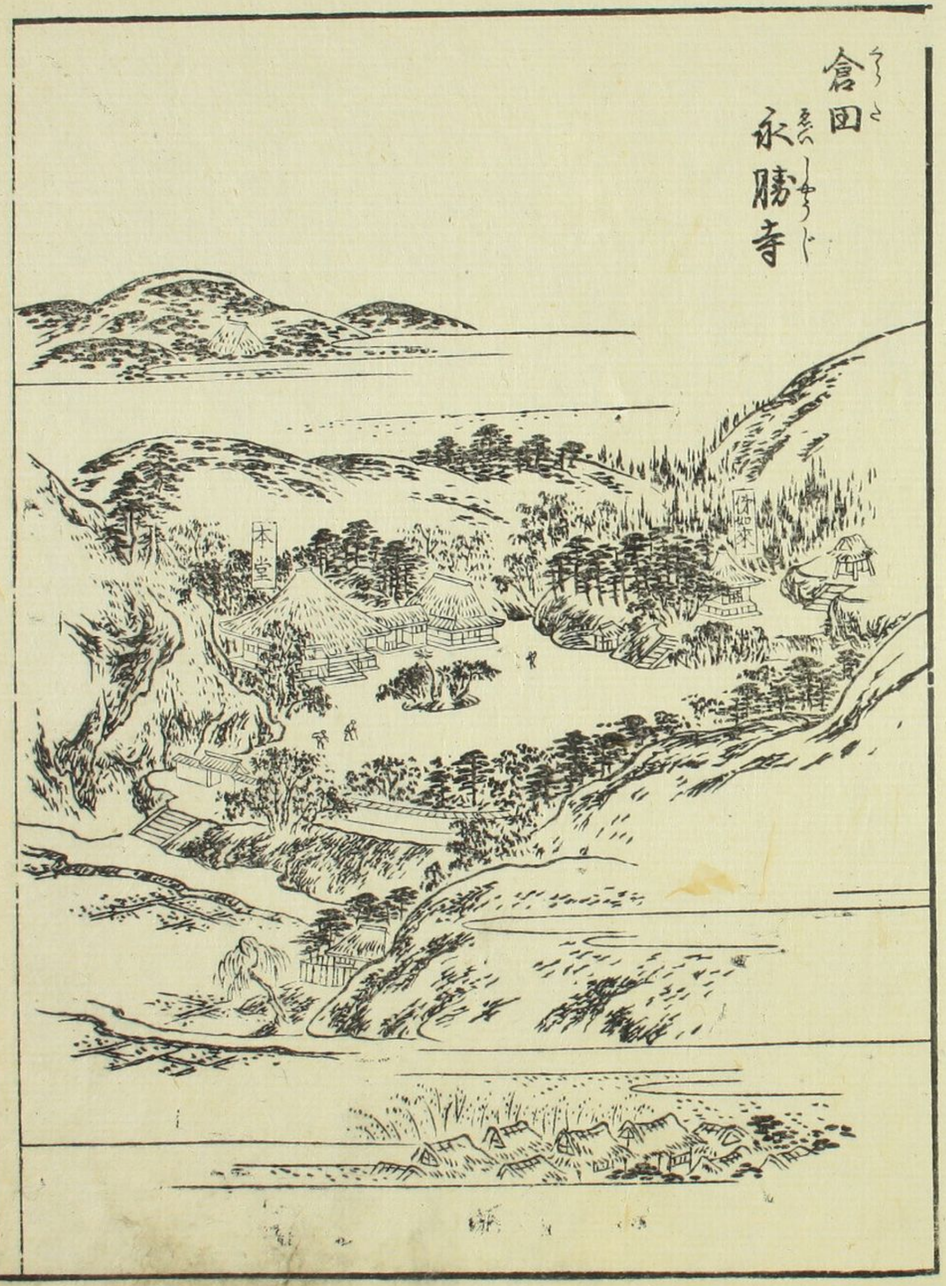

倉田
永勝寺

聖人春日明神より七佛の假面を得て全神を作り給へ

又息終理亮附氏なりと先ごろ時氏年去い東海の寂然二年十八月と記ぜり聖人御授
命の如い天福元年のみそ附氏年去より四年の後なれば春附の法ひ事ならずあきらかなり
尊ら弘法あり世給ひしより御帰洛の期到来して即当院を拵え海房
に附与給へ寂然法燈を相承し当寺中興二代として
相続て真宗弘通なるとや　○霊物本尊面貌の如来　聖人当寺に
安置して自
筆と云て弥陀の尊容作り給ふ春日明神ひさちを行ひ聖人と礼拝し給ふ七佛の
假面一箇を捧げ給ふ聖人これを得てもるいろ秘し
ましや　聖徳をうつす像　聖人の御自作ゆへ
をうつしたてまつる中古当寺廃退の砌ら諸堂大破
両りて霊像を深くかくしかくれいそぎ本堂さうしまし
こ堂八偽後名これをぬつけ大きふうにと抽されし
て今本堂に安置せりとぞ　香木切図の枕　これ聖人一切経御授受の砌我に
泰時献じたてまつるところとや　世外常願
御願に聖人御自作の寿像并に御日作七高僧の肖像
当寺の霊宝なり　ゆゑ東御本廟へ寄附しまつりしとぞ
荘厳天神　日国蔵倉にあり
当寺廟い後去御門院長宴元年二月廿五日去田道灌の本願に

荏柄天神

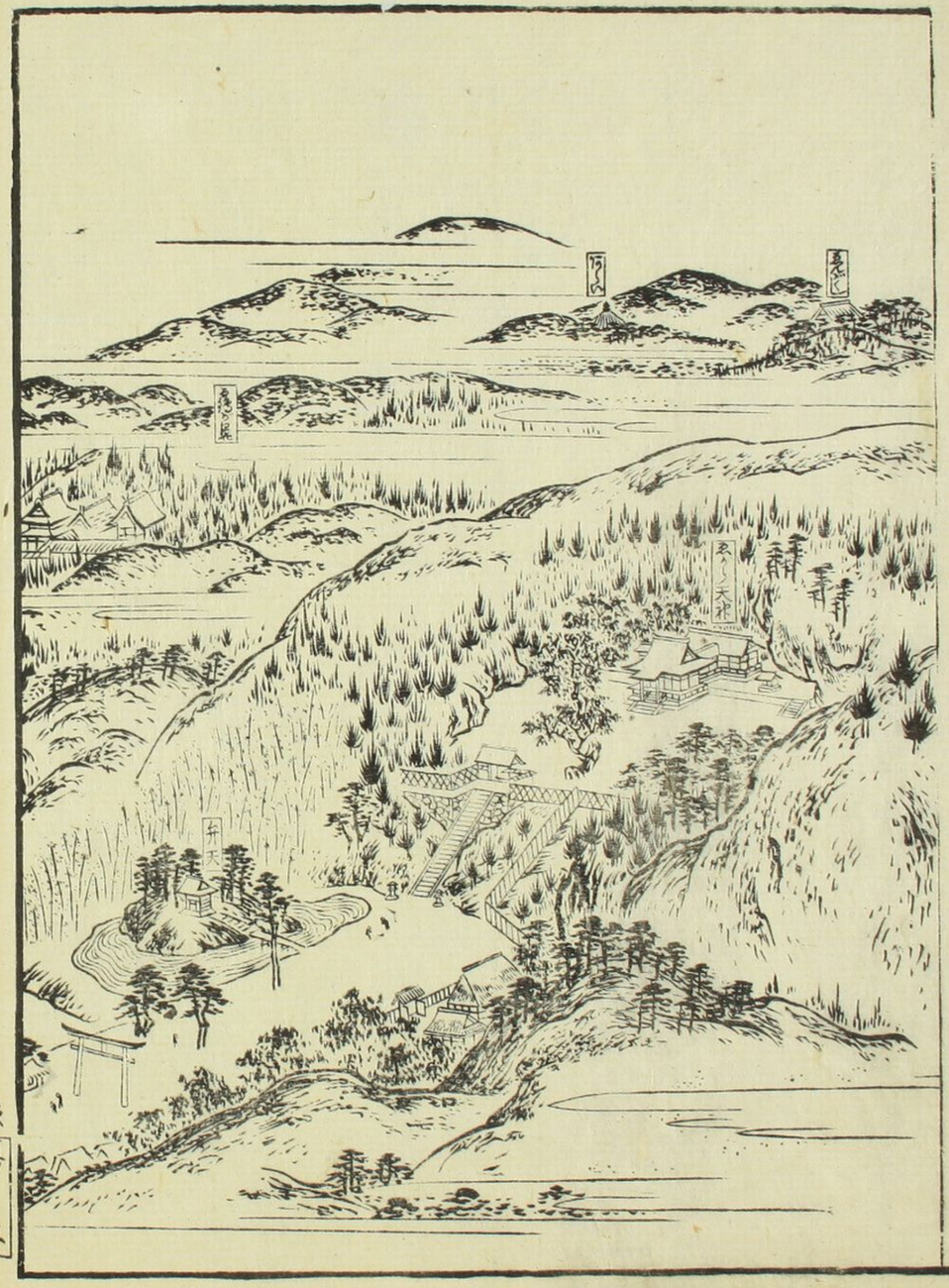

よりて建立し給ふ社の神宮は高祖聖人六歳の御時自南無天満大自在天神の名号を唱へ給ひし所の御真筆と伝来し

○和田の一貫按柄の子孫なる者は当社の石うすは邸宅をかまへ加藤氏のごとく

は孫ぜーとなり

五明山最寶寺　西流　日蓮三浦郡三崎郡法華寺あり

當山は征夷大将軍正二位右大将源頼朝公の御本願にて建久七年草創あり開基は右匠なり始めは天台宗にて浄刹なりしを関東六老僧の陸一明光上人発心と改め我他力念佛の法燈をかかげ再び開基なりしに霊場也

○本堂阿弥陀如来　乡基善薩市他　右は本尊　親鸞聖人の御自作なる南無阿弥陀仏の名号　薩埵不動明王　安慶光院菩提寺　諸尊堂　別当なり　乡基善薩の安佛の名号　市他御名号の三牌　大日如来

享保の記は当院の略縁起を挙てる　明光上人の御事蹟　且享保の記は当寺の縁起よりもくわしく論説されてはいれども其抑相州三浦郡の住人高御座五明山最寶寺は征夷大将軍正二位右大将頼朝公の本願として建久七年丙辰歟創ひらせ

給ひ供養の大導師は天台の碩学明光上人をぞ招せられ給ふ

明光上人は其俗姓藤原氏にして大織冠鎌足大臣の玄孫右大将後一位内麿公五代の後裔和泉の國守信濃守季平より六代の孫新藤次の男也母は右馬頭源義朝の嫡女にして新朝公の姫なりしが明光世系赫々たる武門に生れ高位高官をも捨て富貴栄花の身をも忘れを宿因深くして未三五の春の花ひらけざるに世の囂塵を厭ひ忽棄恩入空の機に赴き我が門外拙の峯をとけ慈禎和尚の法窓に入り師弟の契まやうにして専学業を修し学成て東英敏聡明なる上に教園融中道実相の真理をきわめ自利の功徳をもやうやれば利他の化益を試んと江州の震を立て東関第一の旗の元を掲げ

やう実に鎌倉源二位右大将の叔姪の姫なりし人明光の頃徳大なる聞えあり

給ひ即鶴が谷に一宇を建立し御座山最寶寺と号し都下の高御座

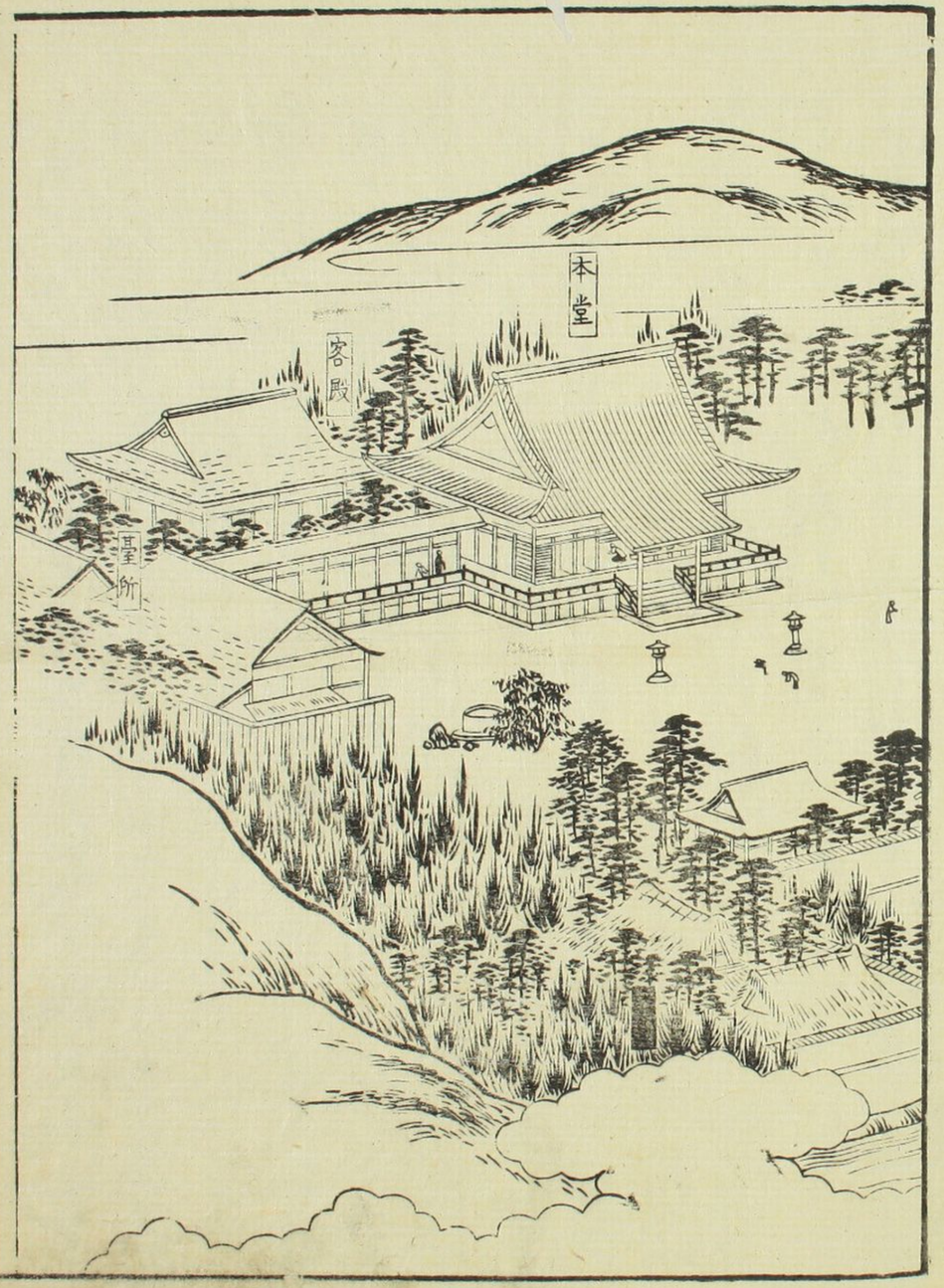
本堂
客殿
墨所

野比
最宝寺
法文堂
鐘楼

安置ましまして彫基菩薩一刀三礼の墨跡の霊像を以て本尊とし
明光を招いて開山導師とし若干の田園をも寄附せらるる家う
ひく明光西号を五明と改め教年の紛化をも以て法高祖聖人
小城にまして専修念佛を弘通し給ふ法恩日々に厚く遠く坂
東北地にも聞きしかば明光安心なりぬるよりひ急我慢の心を捨し急ぎ小城
後の國に続き高祖聖人の禅庵をたてき兼てより教條の雑法経問
をたてたくしかけてで挑こる聖人少しもさまたげらるに集ぶ撰に教
給ふ嚮の契に應ずるごとく法問教義に應答給ふ頑学の
きこえある明光も聖人の高徳を計知奉り敬ふ我慢の高ぶり
自力雑禅の法を棄て始て浄土易往の念佛門に帰入し即御弟子
となりて聖人に常随し教を受て後世渠と呼んで
六老僧の第一とはいふなりされば明光其後年に至て五明山に函院

さらんに他力念佛の妙徳を弘通し給ふ最安寺一宇
建に真宗の佛閣にはあらざる後に明光ふたたび聖人に随従し給
仕厳重に怠らざりしが一日聖人明光に仰てのたまく我今小城東国の
間にありて本願念佛の法を弘むるに人いまだ少し汝西国
にくだりて其人を得ざれば忽に汝に今に命ずる毎に必
後に年月を経せり我法を以てより其才徳を考るに実に其任に堪
たり依佛恩を以て勇猛にして速に報恩に応じて弘法せよ
我本願にて満足にとありしかるに明光再三其意にあらざるを以て他に
譲るに人々に師命重くして遊ぶ事絶に西国にて弘きるかくく結
後の國山南の方に微細に他力本願の有教を勧化し給ふ
易行直入の法門末世頑愚の衆生に弘通やすく遠国
近里の緇素老若抽ひく弛集り聞法随喜して法に帰と

るもの一日より百をかぞへて篤く寄進を加へられしかば始めて祇地より一字と
開闢し給へと光照寺と号し後又日國源津郡常石の邑
より陽居し給へて造立して宝田院と号け弘法教化
を施すもとゞく十有餘年真宗妄縁の西國なるかゆゑに
ゆるゝもすくなくして大きさ四丈より狭き聖人これを見給ひ
喜捨のあまり自ら明光の肖像を畫せられ且渠が俗姓
の系譜を記して一冊としこれを送り給ふ(二説今は祇園の時み
明光浴湯のあるいとらは念佛と弘通をなす僧と見て意う
後堀川院安貞元年丁亥孟夏中旬第六日端正にして往生の
素懐を遂らるゝ(一説は約年六十に厳郎名遠地より抑ひくこれを茶毘
し遺骨を後國光照寺へ抑き廟塔を建造教まとゝ
四人なり去りぬ今は世より西國遺骨改悔の云系にて明

光上人出世の恩をかへりみ感の文筆蜀の民より
耳目をひらき功徳を此土に及ぼす豈渠ゞ下〻うんや明光始め
西國より続きて最宝寺を後第明故より懐を明故より
九世の後明心寺勢〻[illegible]附寺と今の地比より[illegible]
地比の星い軍朝ゝより寄附の領地なるゞ第三世明國の
の時本寺の系師の霊佛を祇地より一字を建立してこれを
月山飯食寺と号せしが九世明心の代孫倉の地戦場より
兵草の災ひ去ゞ〻[illegible]絶より大永元己年雑ゞ谷の最宝
寺と彼飯食寺は地より月と〻此地や一方岳に面をかこんで松
柏道より入ぎり其幽邃なるものを実より伽国と結ぶの佳境より今に十八
世の法燈をうけて絶るものなし

○遺跡福と按とるに明光上人い神相州甘縄より立て甘縄了国と云州

麻布了海師の門弟なりしが如上人の門徒となりて深二位親鸞
の建立あり五明山を真宗の道場なれども五明山には扇ヶ谷の光明寺
のみなり扇の紙よりて五明山には号に心和尚年二十一歳にして佛光
寺六世の寺務を受く其後光如上人の命によりて佛光寺を空地に
深入隠居し元禄二年三十八歳にして西国に流き後国山南の地に光照
寺と建立し又正業の地に国常石に立国寺と造記し化益多くの十余
年光如上人大に歎び給ひ自ら明光の像を画き及ひ系譜を記して明
光に与へ給へ又紙地に押ひく法華宗と宗論の砌ね光上人と法論して
頭目を屈せしめ後終に法場に入る世間ね光上人渠が不幸に依せ
弘名抄と記し与へ給へり文和二年甲寅十六日午時入寂に行年六十八
歳名辺地に葬し送骨を彼後光照寺に収むこれ西国へ流くこと登登
寺と後弟明故に譲るこれ其後九世明心の時に法灯を掲げ○附翼
に享保の紀の深うるものを論し諸書を引記せる系譜孫に秘門
紙に入寂の地い佛光寺の実孫と引て後より佛光寺へ帰り佛光寺
に地して寂にして紙に異況何ぞ是なるや蓋遺跡孫及び附翼に
名引徒の書いたし〜これをや正流とせんや尚後の識者と待のみ

○霊宝　聖人真筆十字名号　勅書綸旨往古将軍家朱印

御宸翰古墨跡名品什物数多あれども先これを略す

龍頭山若福寺　東流　日国海綾郡大隅郷高屋寺山下村にあり

花水院と号す　関東六老僧第二平塚入道了源房の開基なり

○本堂本尊阿弥陀如来　聖人御自作　是なるべし

像を安置す

了源房俗姓い藤原氏にして孫子の内大臣より十六代の後裔俗

五大領使光孫なる支維職より五代の孫曽我十郎祐成が異

腹の子なりそれ祐成は舎弟五郎時宗と倶に俱不戴天の

讎工藤左衛門尉祐経を富士の狩場に於て討ち奉せ其弟

縁て刀下に霜と消し〜ぬ名は万歳に残れり此時この

了源は祐成が妻大磯の名妓虎と云る女が胎内にありて来

世て後源頼朝と称せり幼名を祐若と称し継祖父曽我祐信と

丸山

山下善福寺
本堂

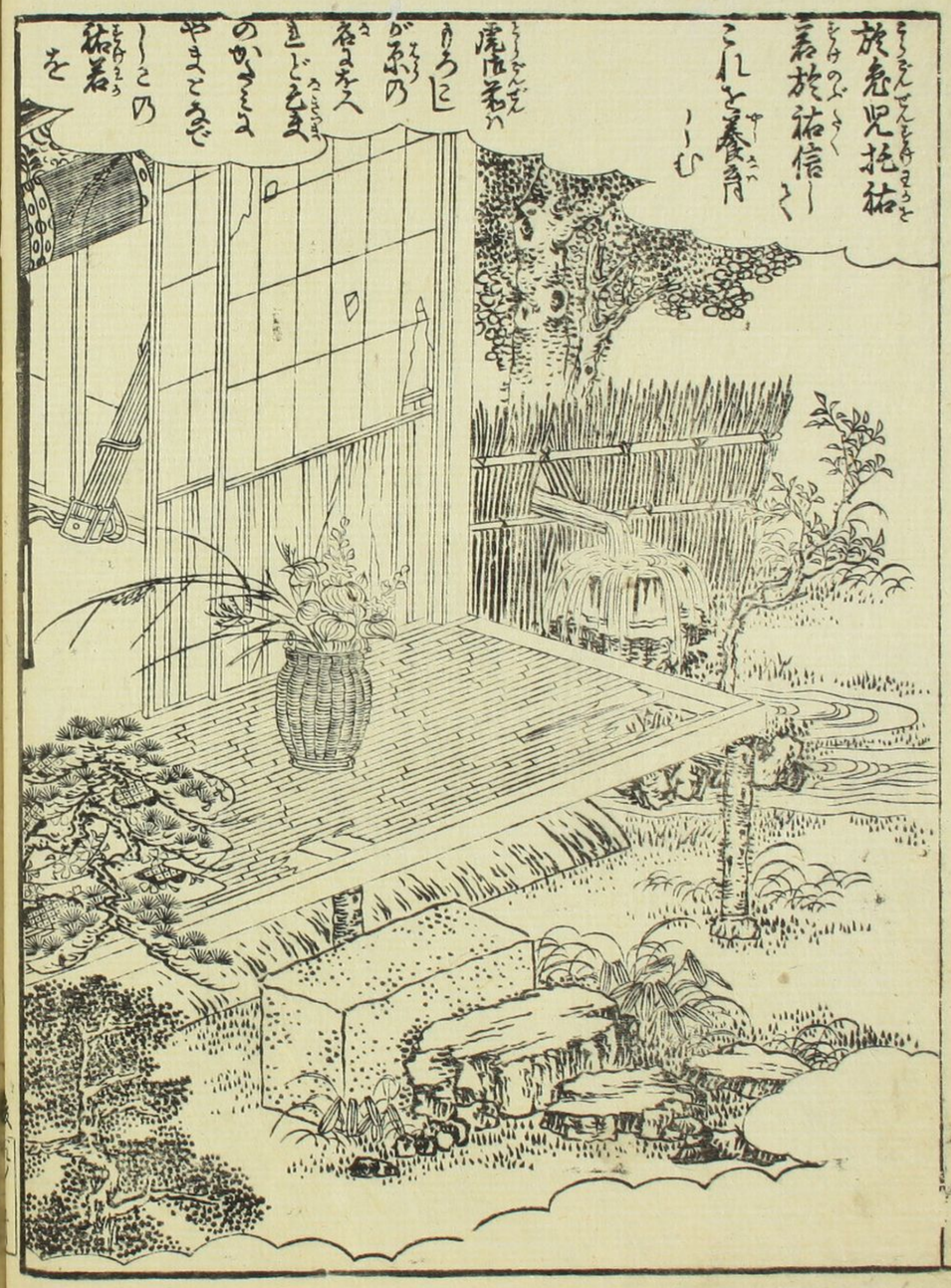
旅急児拓祐
若於祐信
これを養育
尾花若い
うろこ
が糸の
名を入
きどもを
のかさを
やまとを
しこの
祐若
を

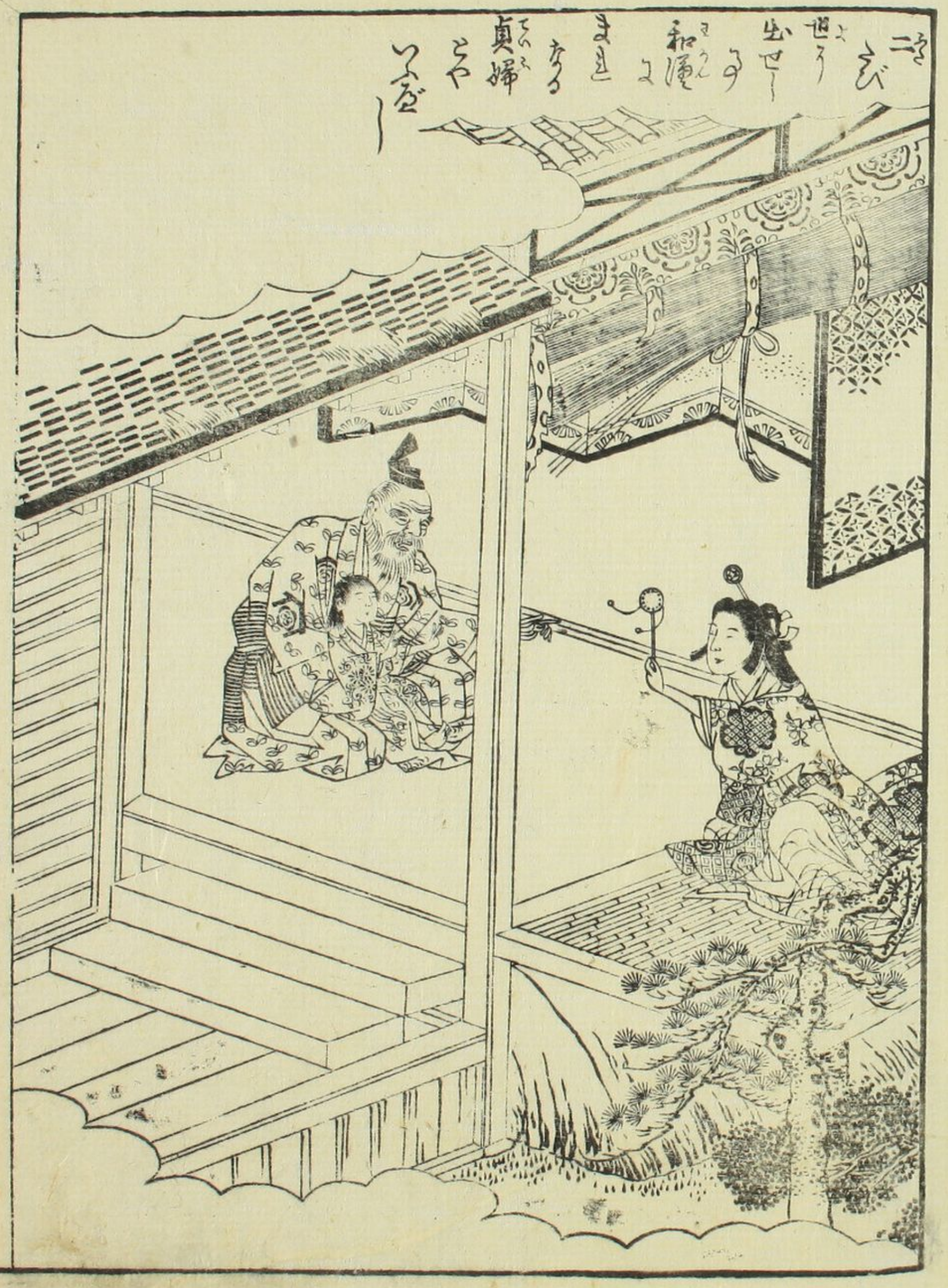
二さ
び
世う
出せ
る
和滝
まき
なる
真婦
らや
ひこ

育する其後程経て和田三浦の一党謀叛せし時初めて大に武
功を顕はせしかば平義時吹挙によりて大樹実朝公の褒
賞に預り当国平塚の邑を宛行はる河津三郎信之とぞ号し
る時に行年二十一歳なりしかども忠義を励み再家名を
真々に扶る小信之つゝく往昔を思惟るに又祖三世
もに天年を蚤に終ぬ能く曾祖父伊豆入道蔵心禅朝公の
殺ひとうけ誅罰せらるゝ祖父河津三郎祐親ハ工藤祐経が為
に討亡され曾我十郎祐成伯父五郎時宗もに復讐の素
懐を遂るとゝ共に同じく刀下の露と消ぬ皆是悪業の報
によりて寃魂修羅の悪果に沈む浮ぶべからざるたゝ
我今絶る家名真々再び祖の名を顕はすは又先年亮
現世夏中の仏業なり未来寂滅の為なるべし

却て衆に衆とかさゝ若ゝ人を愛るの理り如何如何
なる苦根をも絶しめ」い善提の道に向ひ彼業果を滅
ぶべ」と頻に浮世のゆをいとひ偏に人間の業をえらぶ
で言」ゆゑ実に元仁甲申の年執権平義時乖去を
を嘆歎せり信之これを忽厭離の心を発し絶に羅髪染衣
の身となり自ら平塚の了源と改号し」ゆひとは」てゆる
ゆ富貴ゆくも変記」ゆる高祖聖人当国鎌倉に往返
国府津に いまだ より を経て 草庵に 暫 論で聖人と 慎
後 ゆ 日 の素志を委くのべ涙とともに小義教を示し
授け」ませとぞ願ひ奉る聖人いと尤仮のゆに恩石弥陀観世
の本願他力念佛の名号を説せ給ひ十悪の罪人五逆の業
徒に不可思議の悲願と信じ称名念佛の正業を修ゝ

む永くは孔子窺の迷ひをまぬがれ速に清浄安楽の佛土に往生と況や我有縁の親属いかなる業報を受るも其因順次の往生を遂るがゆへに自在神通の大悲力なく思ひまゝに化益を施すに非く浮去に引接すと小時楽安窮のさとりと開くべし

とさて細やかに教化ひろめ給ひしかば了源陸奥の産の源よむせび渇仰の心せんあへ師弟礼拝ごとなりて色より崇陸給仕をうなく其実とぞ画しかり其後文暦元年聖人御帰洛の折了源離別の色をも切なりしかば聖人も其真心を思ひ給ひ自ら影像を彫刻みずからこれを附与し寛元京師に返き給へ寛元京師に返ひて了源元水の邑富河原の園をかりて我母虎御前の遺跡なるに而そ則此地に宇造立し善福寺と号し専真宗を弘通し善く往生と利益をなること多年にして建長三辛酉年三月十二日午正中寂寺

後五ノ十二

に拝ひ、往生の素懐をぞ遂らるゝ（紀年六十歳）依て孫子なる年高祖聖人自書し給ひ了源の往生を称嘆まし〳〵関東北陸諸国に赤し給へ了源芳名を海内に絶し給へ善提の子孫に生まれ再び父祖の家を点ぜ聖人の崇敬を蒙りなるゆゑ二世悲地の達人と謂べし

○富山境内古跡遺物（赤御道平塚より大磯の間なる叢寺山ともいふ）

○宿河原長者屋敷（毛虎御前家の遺なる大磯の長者の屋敷なり）

唐ノ原（名石なり多く唐土の石に似たるゆへ唐ノ原と名付しなり）

龍口山巌窟（なる人間様十三間なり）

○虎御前像（法名了正比丘尼）

○虎が住ら石（林羅山詩十郎慷慨愛故光血）

（乳武人屏風巌妻婦窟附墨書隋盛此石紀亀実）

○五郎附家ノ力石（其外弘法大師御腰石地蔵）

往古明神の祠宮あり都て此辺古跡多し大磯小磯ところ〴〵の磯なり

時歌名石なり

門沢（大磯の町なるなり）

世俗よむ[illegible]聖人世をよ寿[illegible]せ給ひ西行が無心抹の風流世[illegible]ひ生[illegible]
[illegible]彼こゝ[illegible]は即死本と書て平都墓のゆ[illegible]が此沢道やむ[illegible]
人を葬[illegible]所にうんありけめと宣ひく

[illegible]さまうの名り死本の沢の露と世[illegible]人へ

かく詠じ給ひ[illegible]とうや

心[illegible]なるさ[illegible]たりれい[illegible]時[illegible]の秋のゆ[illegible]ぐま　三[illegible]上人

[illegible]より[illegible]名所[illegible]は[illegible]泥此歌よりて名付[illegible]今[illegible]
出来[illegible]彼上人のありしを[illegible]ふ[illegible]長[illegible]捨[illegible]る[illegible]人[illegible]害の歌[illegible]詩[illegible]
[illegible]の[illegible]とゆ[illegible]
[illegible]おり。[illegible]時[illegible]沢[illegible]
[illegible]い[illegible]時[illegible]沢りむ[illegible]

勧堂　日國足柄下郡國府津町[illegible]入[illegible]

高祖聖人齒國倉田永勝寺[illegible]化益[illegible]給ひ[illegible]此所[illegible]

後五、十三

[illegible]庵をむとび去び[illegible]往返[illegible]辯民を御化益[illegible]給ひ[illegible]芳依也
[illegible]よ[illegible]世俗孫[illegible]て御[illegible]堂[illegible]

○本尊阿弥陀如来　下河辺幼光が寄[illegible]
聖人御[illegible]世[illegible]

勸山信樂寺　東流　日國日[illegible]

信樂院と号し高祖聖人齒國御化益の舊跡なり　○本堂　本尊阿弥陀如来　聖人御自作

齒初安貞二年聖人御年五十六歳常州稲田の郷より[illegible]沢
[illegible]齒所に往返[illegible]給ひ専ら勧化利益[illegible]給ひ[illegible]貞永元年
秋八月御降洛の[illegible]常州より齒所をさ[illegible]給ふ[illegible]
を蒙り恩德を慕ふ道俗の族[illegible]懐集[illegible]廣至渇仰の恩
ひ[illegible]給ふ[illegible]聖人慈濕の御心[illegible]衆心の感
慕[illegible]給ひ[illegible]齒院[illegible]御庵[illegible]

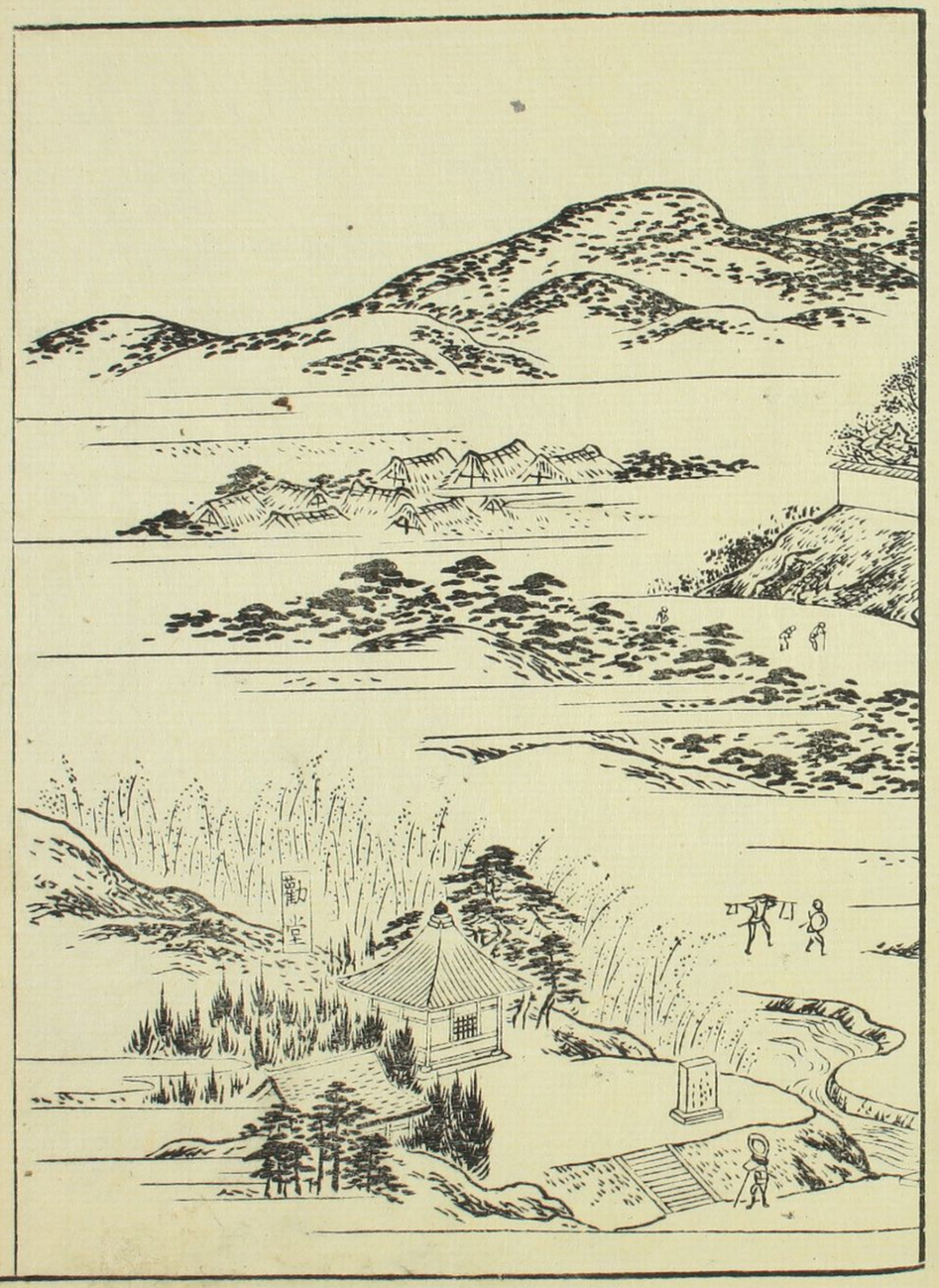

國府津勸堂
同信樂寺

俳句堂
名号石之
図
天和十八

義仁の世終に絶し給ふ御年六十二歳文暦元年中秋の比ふたゝび
玉趾をもとめ給ひ京師よりこゝに登り給へ今よりこゝを國府津
七年の御在位と称し奉るもこゝ御遺跡なるこそ

○國府津七年の御在位とゝ聖人いまゝ稲田にまゝ〳〵て齒を絶
返し給ふもとゝめ貞安二年より文暦元年にとゝ通りせ〳〵ぶて
七年とはいかなり真偽の記は貞永元年御帰洛の物より七
ケ年とのべるやうにもなく久しく見大なる誤りなり聖人御帰洛
御後是い御年六十歳貞永元年なり其年は地よりせ給ひ
六十一歳天福元年鎌倉にて義経を接合し給ひ其次の年
文暦元年と経て嘉貞元年六十三歳にて三州尾州濃州を
化益し給ひ其より江州本郡に移り給ふ其年秋八月入滅は
〳〵なり給ふをもし貞永元年より七ケ年の間といつゝ聖人の御
年六十六歳にて暦仁元年にならでは御入滅なら せ給ひ給ふとも
む年暦にらひ御法臘にらひ三年のお遠ありこれそのあやまり
らゝを知る人ゆゑんなり武い日聖人在位〳〵て教化ひ〳〵給ひ
彼勅宣これなりとゝ云云

○帰命堂名号石 佛殿の四方にあり石のるさ七尺巾三尺二寸面なめらかにして
うつ執權小泉武蔵守泰時の請に應じ柳この名号石と平沢い聖人遺寺に御滝留の折
此里にあゆみ給ひ石にのり給ひ給ふ異國より一切經をもとめ給ひ給ひ一日星民来てこゝ
石附として いに己とゝろひ勅きく響の聲を出せりこの中に諸人大なる力をもせり先
いるる石をそやゆゑ聖人の徳にまゝ〳〵ま給ひをれて寄るあらくこれを岩とそやゝ名
に抑ひく聖人をもるゝ紙石を見たまひ給ひ亜に筆をれく石面に十字八字の名号と書給
給ひこれい先天竺石なり此後奇なゆゑ〳〵とのくまひ〳〵が墨にて墨異い止ミう
〳〵と其後光如上人御巡國の砌この石の名号を拝覧ま給ひ〳〵もるいち尼の服(右志者る境
堂彩光門弟二向專修念佛者名右の服(建武元年十一月十二日心願白と両彩の書添加
給ひり先るが中古真乗とゝ入る往僧の附平氏惣尚流を悪んぐ京孫の末年終に真乗
を接出に其附此名号石まい云中に誓ひて給ひ給ひ附真乗再
帰洗〳〵て往拝沢これより今まあつて退散白しとゝ云ふ小京保の記まい大宗國より元経を
ま三せ〳〵附私庵に一つの石あり聖人これを見給ひ先卯桃石なりとゝく拝まそそ十字八字の名
号を書給ひ〳〵文字皆四〳〵に勝るゝ
ぶ〳〵と云ふ他の異法いぶまゝ先なるやゝ〳〵

河津若福寺

西流 日國日邦信下村さあり

尚寺の元祖い河津三郎信ゝ入道了源房なり 来世山下若福寺の記まゝ云ぶ〳〵

○中雲平塚了源房自他の肖像を安〳〵

箱根大權現

日國箱根山さあり

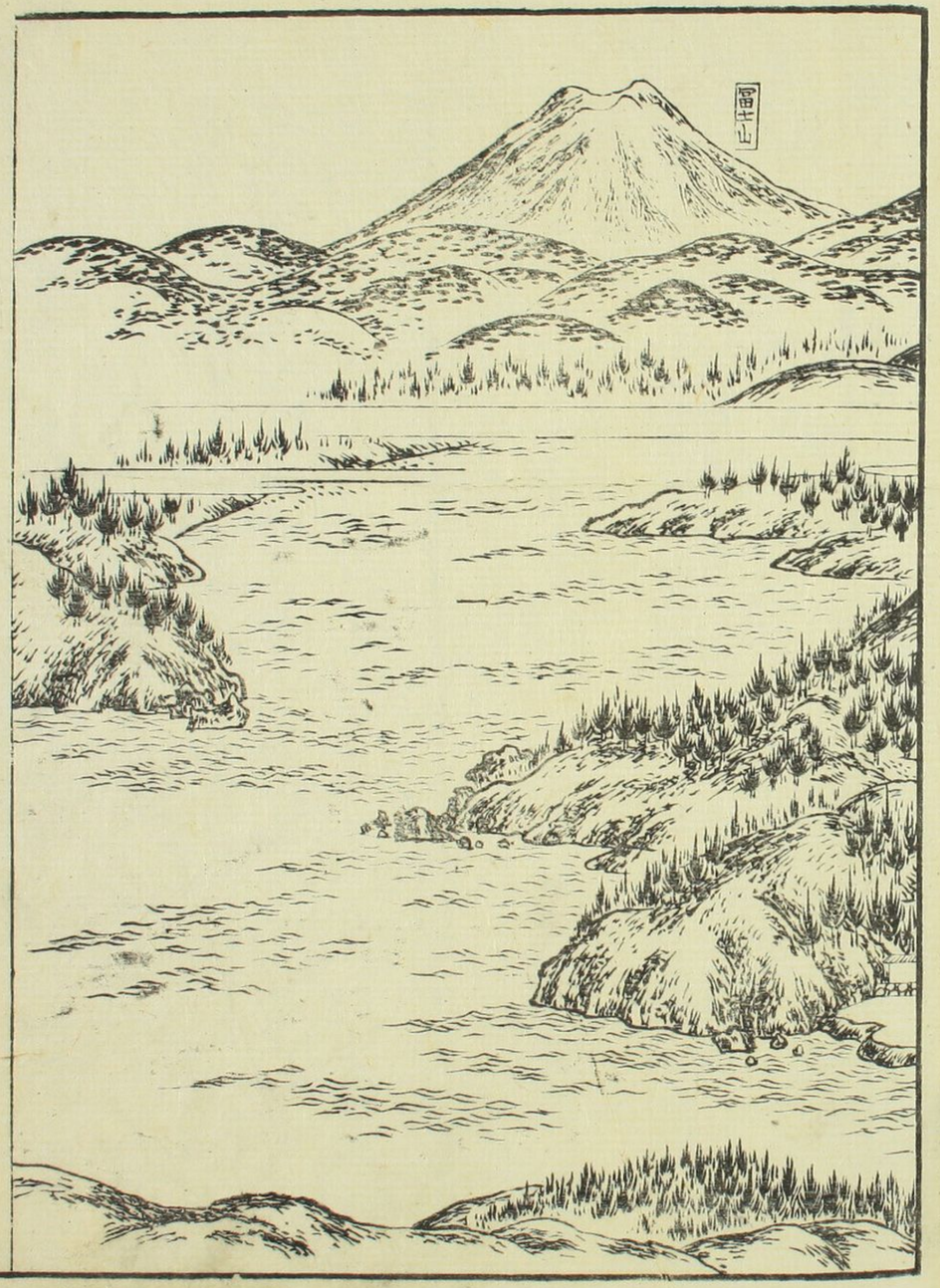
富士山

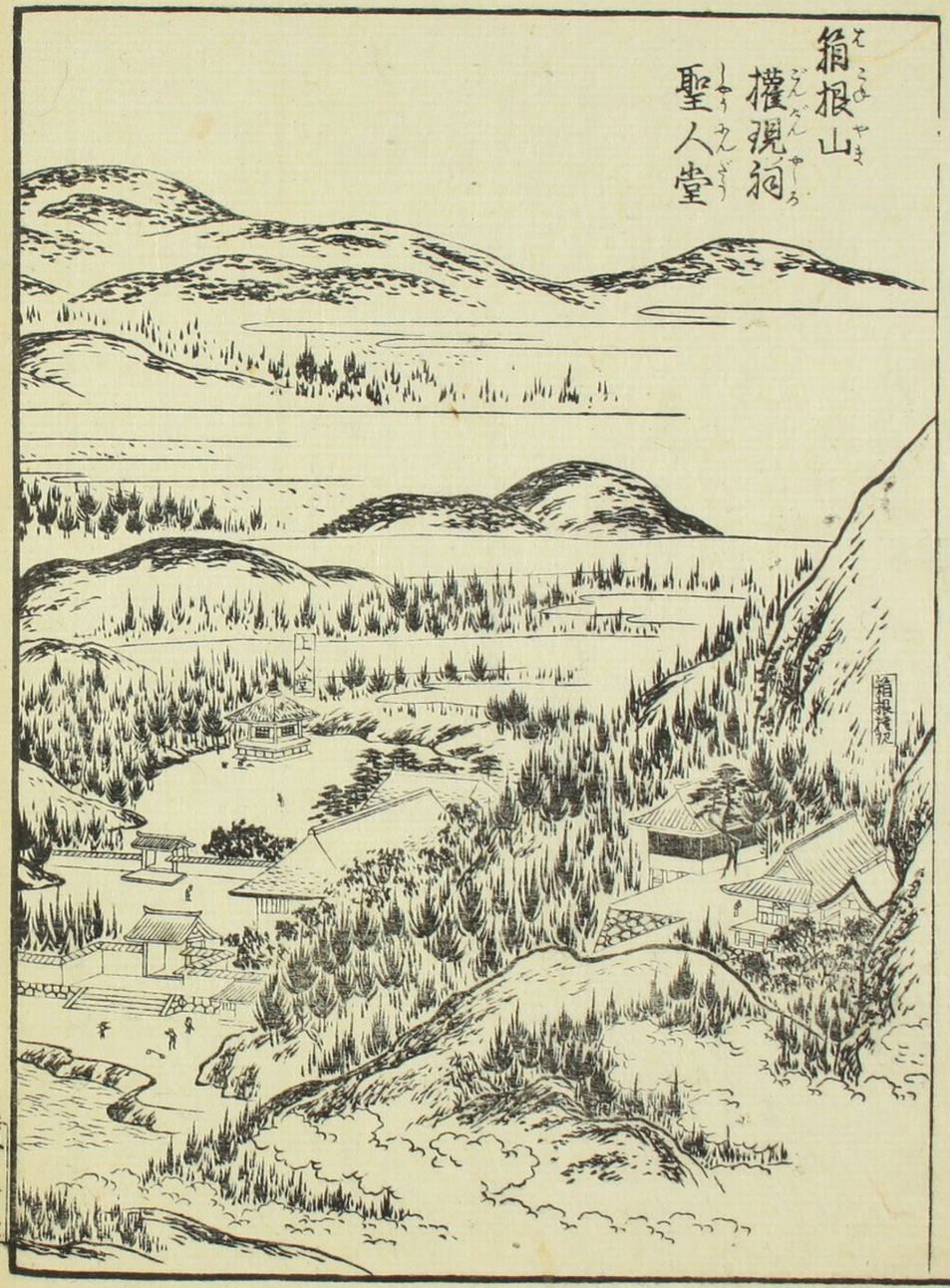
箱根山
權現洞
聖人堂
聖人堂
箱根權現

齒社大權現あまたる石の御神表ゝ出見尊なり巻藻天皇天平
宝治年中の造創なりて濱門上人の開基なり別當金剛王院坊舍
六區あり　齒社宝物は三条小鍛冶宗近友切丸の太刀を初めとし曾我五郎
対宗鍛鐵の遺物書籍多あり古色古香博実なる其物なり
文暦元年八月十七日聖人御帰洛の砌この山坂を通行ゆし
給ひ今月村權現巫の翁に命じ拓造し給ひ三日ゲ間種く
御饗應あり今とうや孝実安くい御傳授ありし給ひ世
のよく知る所なり

○聖人堂

聖人六十二歳の御對
御自他の肖像を安置

○齒國の名産・泰地大根・蘭大こん　迎より出
御自他の肖像を安置
ゆ・柴胡・紫胡・紅花・海老・鎌倉・江の島江脳・
小田原蒲萄・月鯉雞・鯉・月物漢椒・小田原外郎遠頃番・
盆山産石　大いさ五寸の石なり・川村材本・十間坂里降梅　梅の中に星あり・
石　紙布川　石なり

甲斐國

按ずるに齒國いまだ天目西より白嶺南より士峯北方をへて後嶽その間甲斐富士馬入の両水源をはじめとしてこれらの山々波と名づく波と云ふ皆川とさしたる
白ゆをかひ紙とよすこの山れ所なるくそばちぬ是國の名の標なや唯
ろうん

阿弥陀御道御舊跡

都留郡内阿弥陀海道よあり

此所を聖人嘗て暫く居住し給ひる阿弥陀堂ゆ遺跡也

暦二年御帰洛
のゝたなるべし

傳へ云ふ此所に川の淵あり　藤の原谷川先ゝ村よる
人民と嬈るゝ聖人齒國御經歴の折ゝ先をあまたを恩
即山上より崩落る岩石を集め悪く云ふの名号と書写し
給ひ淵へ投入給ひ〻ぶ大蛇い忽ち扳若与樂の宝を得て
天人の姿と現じ虚空へ凌ぎうせ給ひ〻して彼毒蛇
のうまひなく里民歎ぶやかぎりなし其後年を経る小陸い

淵い深く高い陸となりて終に平地となりしが彼名号の岩石ひろひ集め其跡に一堰の塚を築て念佛塚と号し御四跡をのこしなる　日那真木村若福寺の末寺なり

○日那内迫村医王山長天禅寺安養軒と云あり当院の本尊三尺面の阿弥陀如来脇立十体の名号并に光明品六字名号等長て高祖聖人御真筆なりと云

正永山若福寺　東流　日國日那吉木村にあり

当山い聖人御出世緒の地に篠る川念佛塚い当寺より先に安置とす

真木山福正寺　西流　日國日那日村にあり

当寺も又御出世緒の地なりと云○霊宝川城の名号　あぐれ名号とも云むし聖人当木南徑歴の初篠に河原のわくに立る阿弥陀堂に拝民を御勧化なせ給ひし時右の窪の水たまる所に佛を即ち古来民なり此比聖人の御利益あり歓喜渇仰しまり何くに今世の御りい出に御名号を彫ひ申しん〻〻三尺あまり此白布と撰入急ぎ彼阿弥陀堂一宿でなるが拝みて御教化の最中なれば御資地いなり又篠に河原のこなるさも徳衆の群集あぐしこら寄に計を立るの地もなれば寺の側へよるべき寺なれば一いくいせんとまづ〻しよ徳衆の四ようを即ち拝する白布を毎〻ふかみて終の聖人へかくとなる小即六字の名号と自書遊ば

浴ひみりとのごくぶ〻みて下され〻ぼ他を即い泥とるば恩徳をふく敷び名とうんさんだ川布ぶ名ぶうさせ〻とくを仕て川城の名号ともぶ〻れ名号〻もヤ　まるる去り其後尤みく当寺と称

○当寺より巳里ばかりを右田彩田村に福源寺と云る寺あり元れむ已聖人御授名ぶ〻巳出世緒の地なりと云

等力山萬福寺　西流　院家　日國山梨郡等力村にあり

扶の御坊と称し東國七箇寺の其一なり六老僧筆記真宗帰依釋源拠言法師の開基なり○本尊阿弥陀如来聖徳太御作

夫当山の盛衰なるや其霊異広他に拡るもの既今霊験なること称ずるに佛法新興喜豊聡王　聖徳太御名之　御遊獵の勝地なり御愛馬用の御名之　蹴を出せるの名區なりされば往昔聖徳太の彼用蹴の蹴跡に設さ

且祈願を仕て空中を飛行し三日ぶ間に諸國を経歴し給ひ

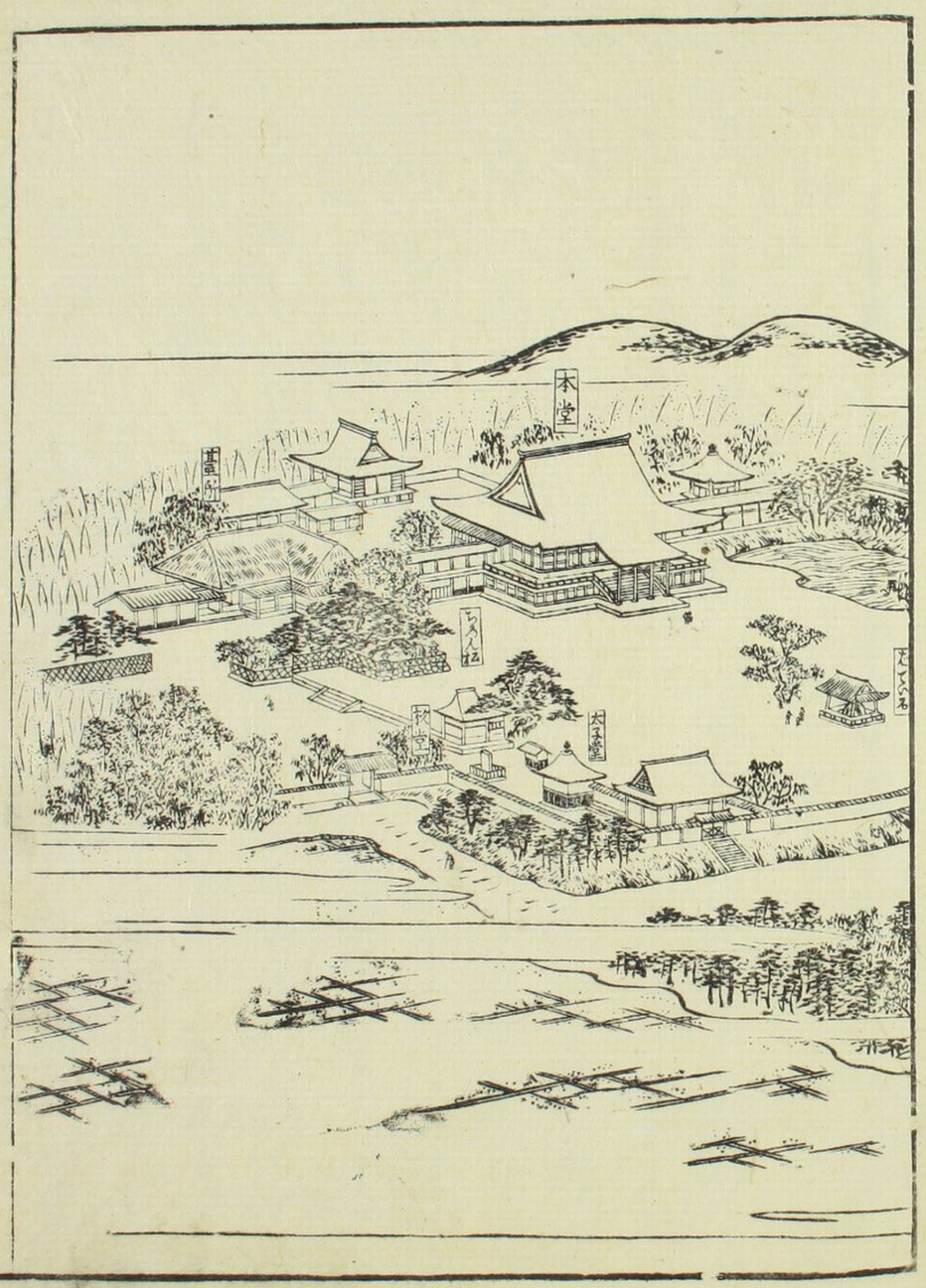

等力万福寺

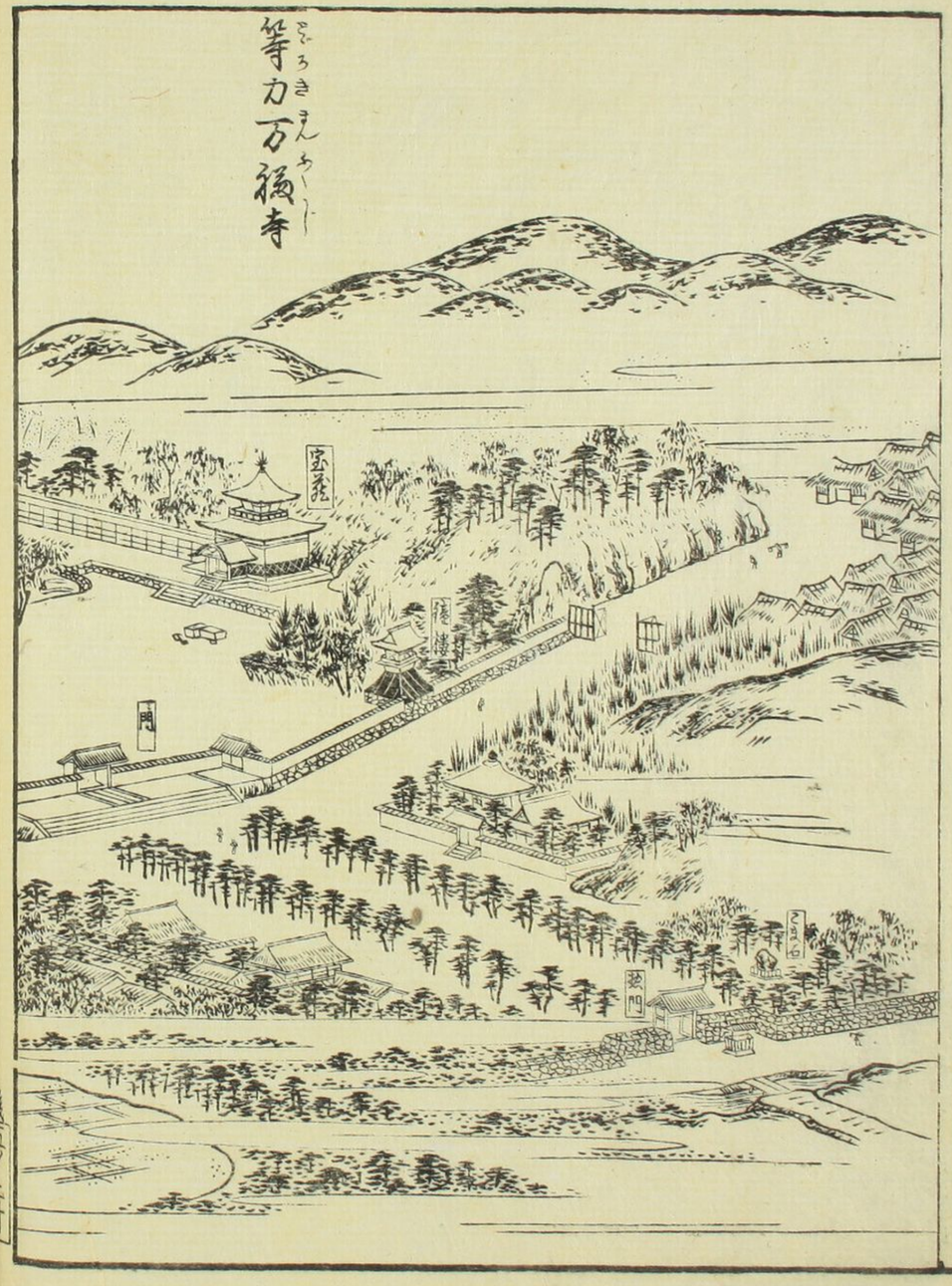

此地に抽ひく蘇をとゞめ空中より降らせ給へば忽ち
嵩山の巖上に立てり（今に寺内に馬跡石あり）時に皇子侍従調子丸に謂て曰く
今より五百歳の後我後身此土に来りて孫陀の本願を弘通
せんと誠にこれ化益因縁合成の地なりと勅抽まりてふてび
給ひ〜去給ふ志ゆへ〜より此くこ星霜積て延暦の比道忠法
師皇子に降給ひ此地なるゆを伝へきく始めて此地に一宇を造立して
号福寺と号し法宗の宗風を仰ぎしが元久の比に及んで源空
法師（遺跡編に曰源空は聖人の御弟子にして三世にあたり聖人の御真影を写し奉る）寺勢として天台園融の道
場となせり寛に建暦二年高祖親鸞聖人勅免を蒙り給ひ御帰
洛の初め上野小倉山に抽ひく智明房聖人に謁し奉り法然上人
御遷化の〜を告まいらせ〜ば聖人悲歎に堪ざさせ給ひ今いそぎ
給ふべきと即御帰洛成り給ひ更に東国化益のゆを思召される

然るに因縁の引所ありやとうべも嵩国に来らせ給ひ往く所縁に陸
奥く化益を施〜経歴〜給ふに一日この等力郷に行くに彼方此方
と宿りを求めさせ給ひしが但有叢林の中に一宇の梵刹（福寺）見へる
で即彼所に立ちて投宿し給ひ給ふに住僧源哲元より国学に苦行の
急せしものゆへに自法光深の我情を逞ふ〜一時に聖人を挫んと図れ
三乗の奥旨をふるひ乗介に雑向を設せ〜ば聖人これに対して和歌
一実絶対特妙の法を以て論機應変恰も璞の端るきがごとく説ふせ給へ
ばしもの源哲絶に虚右妄辺の高徳をたゞるゆ能ひび義路をたどるこ
として忽ち我慢の幢胴を倒法座伏〜竟に御弟子に列なぞ加へ給ふ
寛に抽ひて高祖嵩寺に数日御滞留まりく諸方に教化に給ふに源哲
日くに陸奥〜聞法利益数度なりしゆば我に真宗の淵源をきいめ
歓喜踊躍して涙に念佛の信者となりぬ既はして聖人に他

邪よ稱ゝんとく其催を図し給へば源擬やゞく淨業を調へ御出立の御膳をとゝめまつりとる小聖人即喫し給ひ二條の板籌と立て中れ侍なる地よ地て擬てのゝまつく我きく如来大悲の加とる奈拯うる本にも花咲とうやされば元夫の往生とくもよくかくれどくるる図と絶よ別ま死苦でぞ去給ふるふても權者の奇特いちじるくいまゞ紫日を絶ざる小彼籌澍よ根芽をしいりし大本とあり名い石恩議うんぐも地ろうなりかゝりし絶よ源擬此二本を守るの尚聖人と敬とるぐゝ日秋心を強さ図ら法勢かぎりてのふや源擬晩よ入寂宵て其後ちるう丸玄秋をいさよ義應二年のゆなりし民屋より失火ゝて此二株の板の樹ようとなる鳥の巣よをひて霊本忽ち燒失ん〻ゝ此時源擬自他の肖像佛室より飛出ゆふはよ彼本に攀のぐり両ゆとあげて悉く免とうら濟

法図とうん寂をれて世に尚院を板の御坊と成称しくる

○霊佛　聖德太子御自他の像　太子まに安阿弥の自ら製他を調よ

丸及び鑑弱の像并よ御馬具等　切て其像の腹中納り給ふとぞ

其伝　○御籌板　寺内よあり彼矣火の附

○馬蹄石　寺内よあり太子除魔の時思弱此石の上よ止し

ゝとれ折け〻法い〻ゝ法い〻ゝ花ゝゆびよ中け痕あり彼矣火の附

年の星霜を経るとゝ人ども尚かくのごと豊本像霊図といんや仰く図るとゝ

等力山萬福寺　東流　日國日郡栗原村よあり

等力村よ在る有と日号日系図して源擬法師の開基なり○

什物　記念の御影　法然上人の御真筆　中央よ流筆の六字の名号右の脇よ御自

親鸞聖人元亨とあり左の脇よ聖人の御影親鸞聖人の御影とあり毛

書師へ御流罪の御附堂師より

御影堂光澤寺　東流　御坊　日國日郡廣野村よあり

仙龍山と号し尚寺い桐州倉田長延寺より引地ゝ　長延寺ゝ成永勝寺の

古名ゝ寺勢と今長

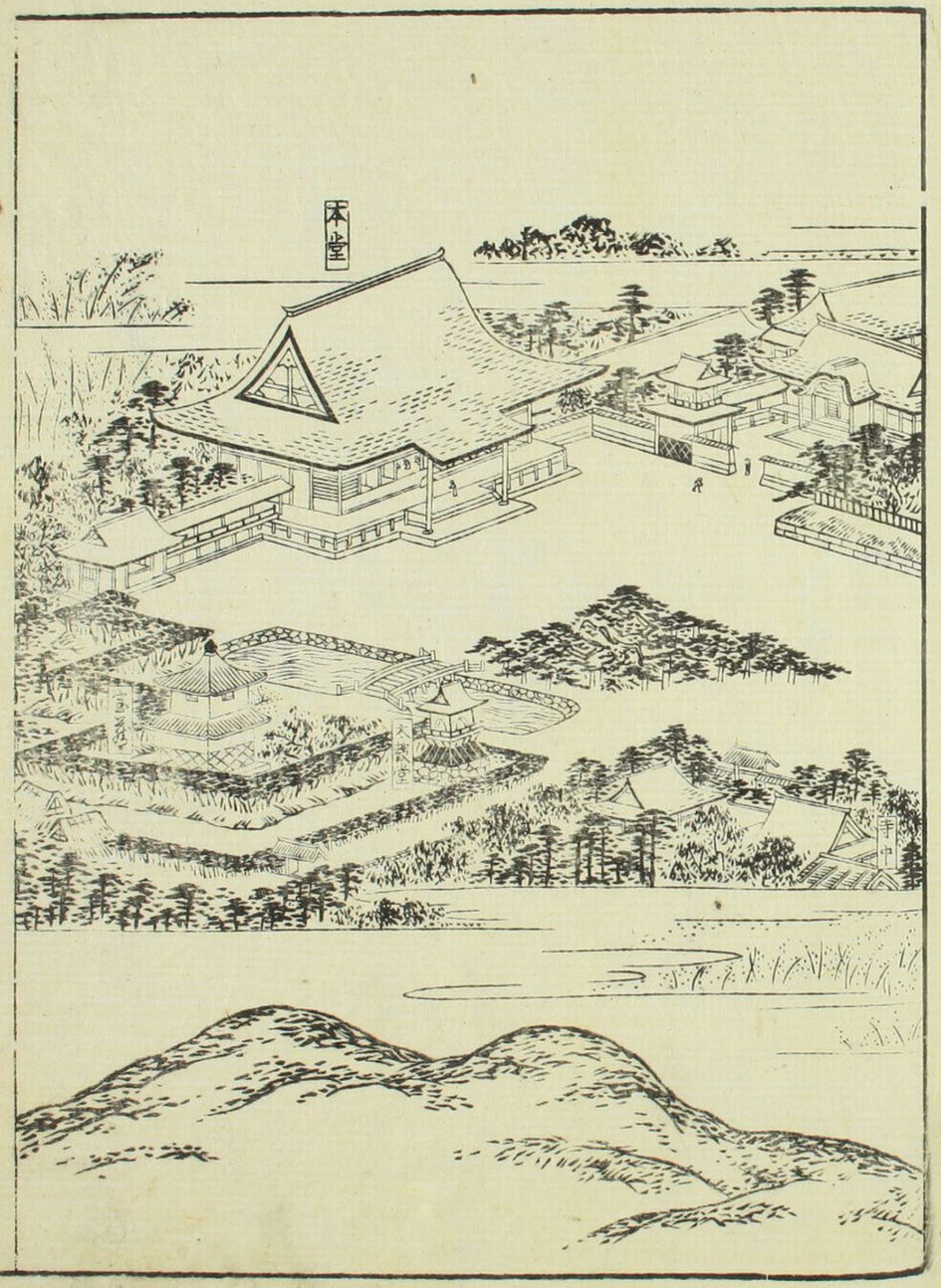

甲府光澤寺

延寿と号
ぶしという　○本堂十一間に面　一切経堂及び僧坊七區あり

○当国名産・郡内紬郡内か織出す・日絹・日紙・日幅・小梅
姫胡桃・茯苓・柳下毛綿・酒・葡萄・梨子　岩殿村岩殿村名より出る名産なり

駿河国

風土記に云四季記に殊流河と書り昔い例流河とも書り郡に駿河とも云ふ
国の名所名やさまの名なる小和日六年八月の詔に畿内七道諸国郡郷の名好字を著よと見え延喜の
民部式に諸国郡内郡里名の名並二字と見え延喜式に安部川安部川
遠つ堀大井川共き川あれば殊流のといひんと云ひ殊流のといひんと云ひ駿河の二字に改めたり
三字なるとこの類を略して元とは用ひるなり　○当国府中に教学寺　これ聖人御出家の寺なりとぞ

阿部川

富士郡にあり東海道の蹄路なり

水源い阿陪郡の内より流れ来り来て海に入る東に富士川あり
て西い大井川に隣まり共東御道の蹄亭なり往昔に暦
元年秋八月高祖聖人御帰洛の折り〳〵此川辺に立て暫せ
給ふに滾〳〵る長流濁水岸を浸してをびたゞしく丹楫あり

とも豈たやすく渡るべきを得んや我るをいかんや助るべのも
乃い喉黎杖草鞭のごとなるをや実に抑ていかんともべき
やうなく筏を拵へて暫く憩ませ給ひける御後より
一人の僧忽然として出来り聖人に向ひ此川の浅深我すと
よく走りいざせ給へと御名を名先に立て彼の聖人
の手をとるゞ共に陸地を西むゞとして彼て西岸に着給ひしかの僧
即飛化として筏の中に入よと見へ給ふ其行方を尋ぬ
聖人奇異のゆひそれど直に筏を用きて見給ふに筏佛の
なる像御腰より下ひとあり濡抜まゝ有る枕こそ
今の御僧いこれ如来ぞとは〳〵ゝるぞやと感涙数行
たゞく鞍掛の孫号をぞ唱へさせ給ひけるとぞ此なる像

靈像化僧て
聖人を率て
阿部川を渉

ことに尤常州霞が浦まで感德ありて世話し給ひしの霊驗不可
思議なる事ども像なり後世此霊像を江州高郡村錦織寺に安置
せり　尼くい錦織寺の宗旨なり

熊谷山蓮生寺　東流　日國義記郡長技より

當寺は世に云る所の熊谷入道蓮生法師止宿の古跡にして
宗祖聖人御化益の霊場なり
備中蓮生法師たまくに本國に下向せんとて此長技の宿に
来られしに打節路用に事欠てこまりぬる家居なりきく
敢さに富饒なる者のありしまみぐりに内に入料理を乞
ケ備用せんとみるふを驚きて中ゆうそも何國の御僧にて
坐るや中ゝ人足知り中さるべし御国に陸ひがし備ゆく長技
の代の品たまり質に成し給ひ御用立申候とあるに蓮生

言へて我身一衣一鉢の貧僧なれば一物も蓄る事なし
家にいとつ財なもかへざる宝あり　合〜る打うれば我身
亦に帰りなんはこれを宝と所に置いさはを用ひてうけ
給らまとと申さまに　しうばいよく驚きこの貞ゞ御僧かな
質物なくばなにこそ渡し給へなれと用きて請取給とは
我を嘲哢し給へるやとらん蓮生いやとよ汝がいへる貧僧の物
なり我世に出る世にあるべき物にて中〜なにこの品に非ず
とくくはをひらくべしと再三申さるに小さき肩の
中は御しきするひるゝ渠祇園を出しなれ道跡にて
こまかくまゝ取りねばしまげく若労もうれるうれば去ゞく
河に陸ひく其さまを見んりのと大きに口を用きてさたり
ど質物を渡さるべしとの家に抑ひく蓮生合掌しその口に向

蓮生法師十念を授け一ち往生を偈

てゐるらふ小称名十念せゝまうぎや一念毎に念仏の
化佛蓮生が口より出る口より入給へば色い大き驚嘆し奇異の
ゑひを為ゝるが仔さま此僧九人それよりあゝと急ぎ名国を立
出てこれとまいらせ去てもいるる御方よそおまんやん今の奇
特を見るよい御名ゆゝしくなるよ易々るが蓮生唯餘のみとは
へど妻上功徳の佛名一念をまづふ一百箇の後よりて死ると実よ
勿体なきゆゝるがゝされば高く喰ぞふもゐら孫が路後に備国中
なり我陣ゝ来ゝん程い必かの邪法なるせられよとゆひつたち
出本国へこそ急が立ゝ孫よは家内おこぞり各眼前の奇特と
感じあひく志づゝい泣法も止ざり」が程経る小陸ひ立ち名国
よおもとれくあるる小蓮生房い既よ本国の石国と達ゝよも
落ちのがゝんと此宿をゐるゝ」彼立の家にまり懇懃よ礼との

べて即を貫文の名目を如ゝさゝが其附録けゐる十念
を請ゑ為」とあゝうがを大よ蓮蔑ゝいふも御念佛を
新まいゝせ」よ相遺ゐ」ゝ我名ゝ所の九まの名よ
ていんぞこれを返」きるゆのあべきやとさまがくよ流
名れが蓮生かゝらとふゝ君尤なりゝ唯汝餘念ゝ知を
かぎりよ孫名を唱ふ為」我をるゝ先と請ゑ為」と自ら
口を開きて結ふゝ」ゝば主心なゝゝいゝ人ども押へよ陸ひ
孫名念佛ゐ程ゝ程よこいふぞや一遍ゝふものよゝ化佛
出ゝ蓮生の口へ入せ給ふ既よかたのごゝ九遍まぐ唱へ今一
遍と唱へんとせゝよ妻なるものかたゝにありていゝ」く
主のよゝをとあて蓮生よ向ひたるるの御ゆやかに奇特と
兄弟ゝるよいたゝ称ゐる一遍実よ譲ゝ押」ませ涙よ廣き御恩

徳をしめと称ふるぞ[illegible]教てはをひ〳〵うばとふ低頭して渇仰し
けるに往生を止とうさたのうばは我大切の宝なれども[illegible]まうせ得さ
[illegible]況ば是を因縁と何とぞ若知識の教化をうけ来世の果報と
称ふ[illegible]ゆめ〳〵忘るゝなかれと絶入別を残告て落ぬるこそいのがらま
々うかくて夫婦の者ども敬不思議の縁に値遇をとゝのへ未宿善
の附ぬ〳〵ざるふや善根を急ぐ心もなく唯〳〵怪異のゆゑあひけれ
ゆとのこゝろひく為閑なることを[illegible]なるが其後年ありて高祖親鸞聖
人御上洛の砌なり[illegible]此家に常〳〵せられしを夫婦の者ども出く
[illegible]ぎ[illegible]る不思議の御僧ありて我家に入せられぬと始終のゆ
ゑも聖人の妻〳〵御物がたりなる聖人うなだらせられそれこそい
[illegible]往生房なてみ〳〵るぞ我ら〳〵すゝうこれを[illegible]去まてり汝等よき
法の宝なさづうぬと名号不思議のとうをを[illegible]ばし〳〵ば

夫婦いこれを聴聞〳〵たちまち宿善熟脱して聖人を礼拝し何なる
を今まで知〳〵も為閑なるは[illegible]るぞなきまの我等ごみさとや表
此上い後世の一大ゆをも御慈教[illegible]ばれとひたるふ親ひをりけ
るが聖人その心をあらしこそ為即夫婦を向を せられ我は他力本願と
深く信〳〵ぎり佛恩の称名をとりなくんばたとひ十悪の罪人又濁の
世人なりとも西方を引接〳〵浄土御いまれこまやうを教
化ひ〳〵せられ〳〵ば夫婦の者ども陸喜の涙をせをあへば五百ゝ信心
受得〳〵て即念佛の安心をぞ了納[illegible]なりこれより絶入俗家を脱し
て佛閣をあ〳〵これを建立寺と号し嗣子相續して今を六百年を
積ぬるなり[illegible]

○世俗ふ云被附建立法師念佛と称ん〳〵家の〳〵なる小池をひうひ十数覆へら[illegible]
[illegible]たちまち書建十華生し〳〵て[illegible]を[illegible]〳〵きくあざやかるり蓮生其後入るさう
[illegible]と人〳〵て念佛こゝろ[illegible]を蓮花をる〳〵[illegible]ぶ一遍とを〳〵[illegible]中さ

邑中より一筆いのこりてあがまざりしとうんいまの芝なるやをゝぼ
又云彼富家のうんとちい悪七兵衛景清がまるなりしは妻服そあり
滅亡の後彼妻幼稚のぶとゞ記家に世の志のひく居さりるふこゝ石
幸ふ〳〵て文を云るの旅ゝ民間よりゞりて彼地より往〳〵世のあり上日蓋せて
ぞあるこうん赤寺僧を考へざれがこれを云ふ多紙ゝ

○什物高祖聖人真筆十字名号 泥書 なりを傳授せり

○当国の名産 ・青川より出る紙 ・たゞこ入 日本より出る紙 くうしき形 ・久保橙柑
餅 ・竹さいく 府中の町そ桃色花入 餅味噌 ・久保橙柑
・竹若徳寺より出る 桃風味噌 ・沖津鯛 名ぶつ ・白簾干 ・蒲原鯨 ・日駿 ・三保松
露 ・富士若 山中谷川あり ・美濃 ・日香燒茶 ・丸子石 釜山より出る 住石寺 ・清見寺膏薬
府中素麺 ・ぶく此国隠れふ〳〵て清水菓子餅国より出る

遠江国

接る国の切の浦〳〵の切ざしあり当国と湖水なりしとうやきれば湖水と海海とゝ弟に道
きを近海海とひられる新て近国と遠海とはのなり然るに和田六年の頃より国名を二分ゝ
参しより近江遠江のなまはのゝ名ぶつ

○当国浜松の城主 儀間山慶樂寺 ゝあり福田村より引寺はて聖人御出生の地ゝとぞ

普法山若勝寺 東流 浜松より

当寺い高祖御帰洛の砌御休足ひ〳〵せ給ひ〳〵霊場なり即其御舊
跡ゝく九天尼方より墻を結ひくゝみ々る代後御弟子寄信房一ゝを造
立せりゝゝ

○当国の名産 ・干姜 国名ぶつ ・紫菌 ・浜松茶柑 ・鮒 乳父の名物 ・葛布
掛川の名ぶつ 根から上ゝり村そ絵 ・揚和布 白川の海 ・白羽柑子 掛川より天王寺南
納豆 名ぶつ ・松茸 小笠山より ・浜地茸 横ぶり山 ・小尾山鶯 ・栗川飯 ・日夫根
名ぶつ 浜名の名物 ・浜松上生鮭 ・布松絞
彩坂 ゝ び餅 此名の名物 て其名ゝ

参河国

風土記云ゝ当国ゝ男川 矢作川 三河
大川あり上の少ゝ三河と名つゝとゝや

吉田御坊 東流御坊也 吉田ゝ行ゝ東御道譯路ゝ

本堂十尼同尼方

○当吉田の城下ゝ正源寺ゝゝ人ゝ多る田流の大寺あり聖人の御出生の浄家なりとぞ
○赤坂ゝ人ゝ正法寺ゝゝあり是ゝ御出生の地なりゝゝ

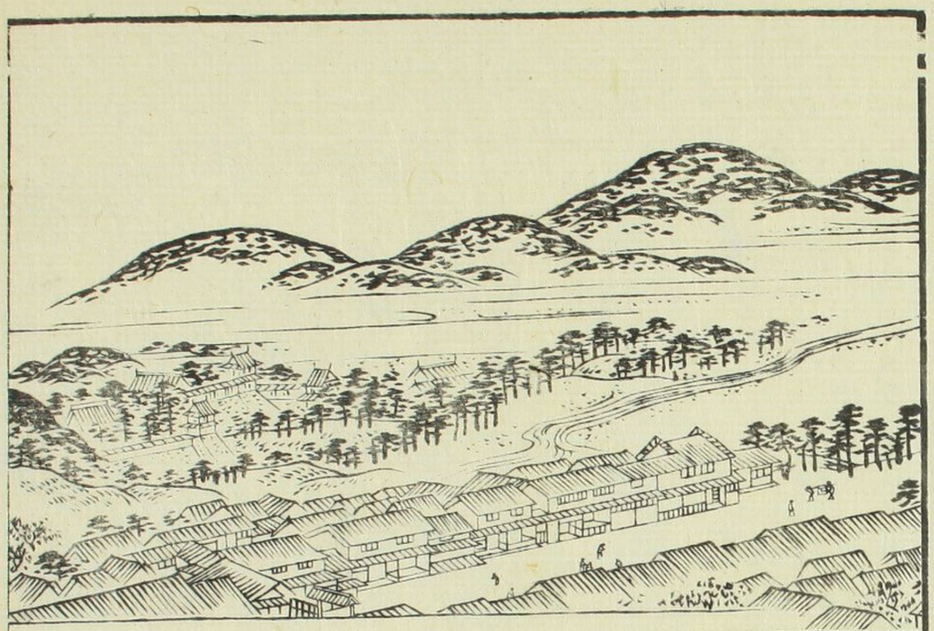

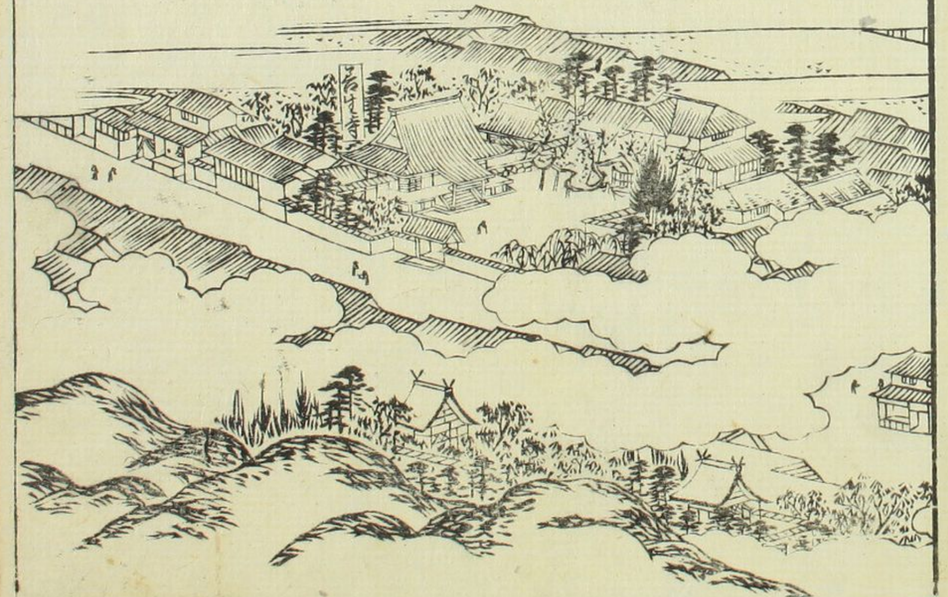

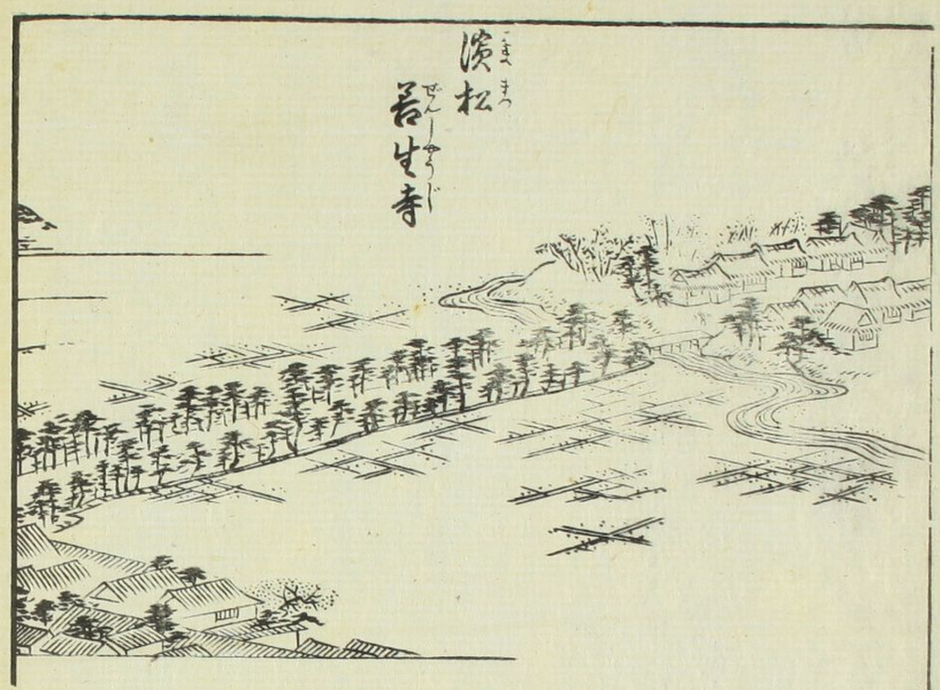
濱松
若生寺

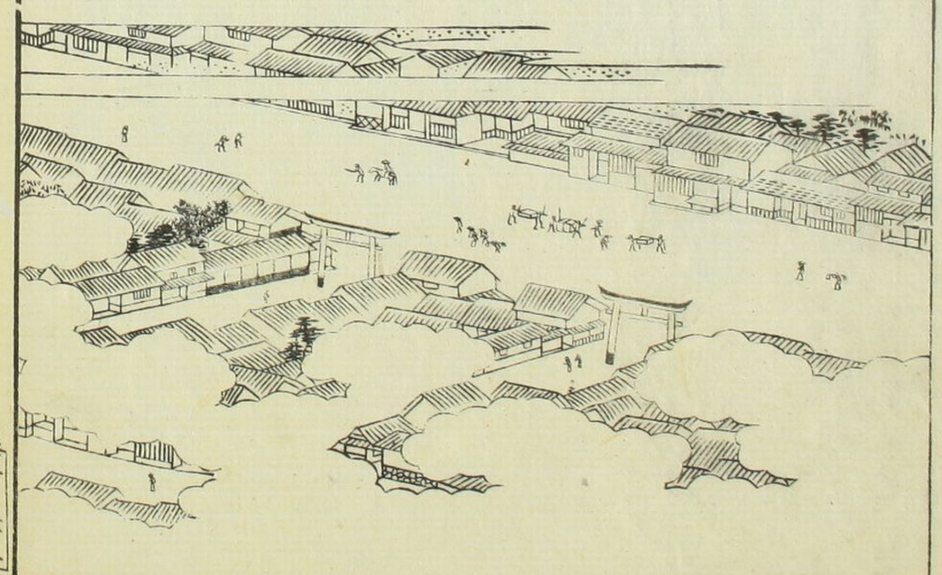

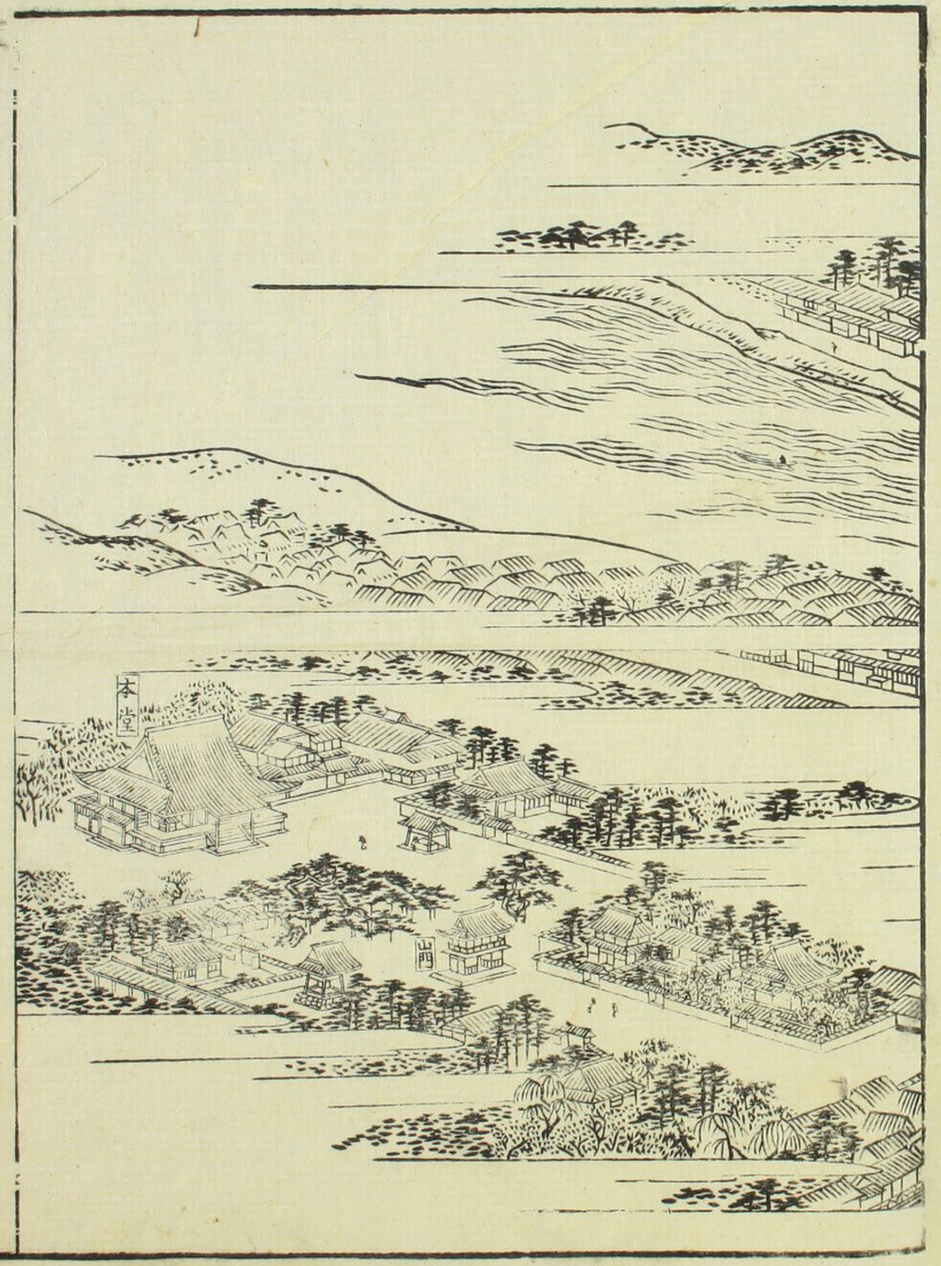
本堂
山門

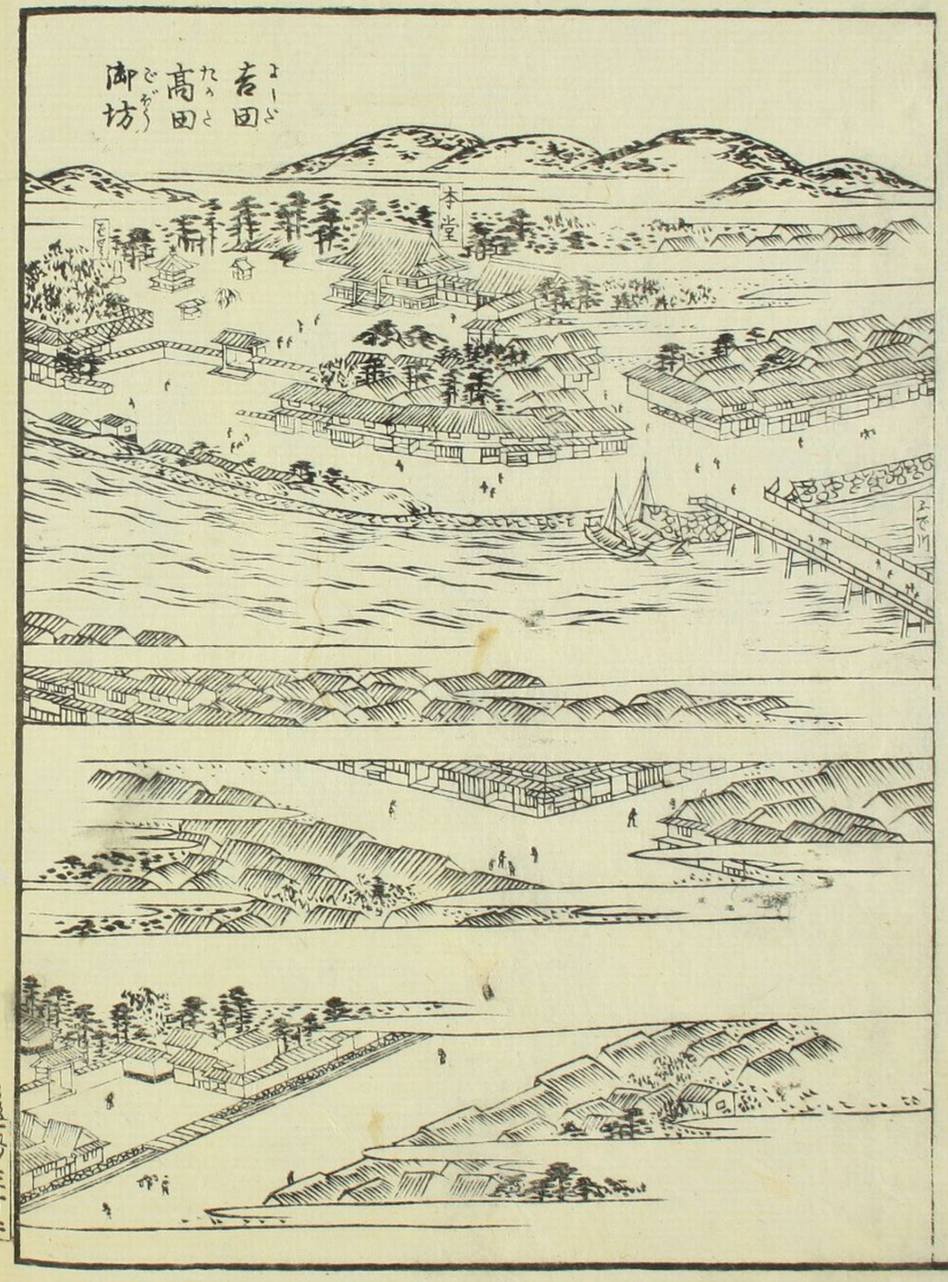
吉田
高田
御坊
本堂

○平地村光明寺と云へるは西流の御坊所なり

寂光山勝鬘寺　東流院家　日國類田郡深溝の庄獄府よあり

當山は四天台園家の精舎なりしが中古寺勢了海法師我真宗よ
帰依〜中興開基として更よ他力念佛を弘通ひ〜しを靈場之日國
よ抽ひく三箇の一院なり　當國三箇寺と稱するもの〜本願寺と寂寺再〜
當寺なり　光明は日蓮法の上なれ共日蓮法の上なれ共〜稱〜

○本堂九間に面本尊如来の像　聖人御真影　了海法師御記念として讓らせ給ひし所の寺數
やをく〜移ひ給ひたりまち震ひ動させ給ひ連眼より御落涙
のしとうん今よ其涙痕の跡よるをみてかくも稱〜まるかう　塔頭二坊

高祖聖人御年六十三歳嘉禎元年の春御帰洛ひ〜せ給ふ初ふ〜
當國矢作の宿柳堂よ抽ひく三七日の間御説法なし給ひるふ遠近の
緇素群集聽聞する者恰も山のごく日くよ帰法渇仰ひ給ふ後千
をなて善人実よ當院の住僧了海法師これを安忍我慢の旌旗を
ひしし実當國よ立く我この勝鬘寺は天台園頂の道場ふく代〜三

乘の法を云ひ國國の衆民芳緣とうくこれを帰依尊重ることと
年民我代よ當ひく渠ゞたふ霞まんと何ぞう亟悔のよる
らびやいで彼地よるく我法德をなて雜法に附よ渠を屈伏せ〜め當
地を退排ひんよ業のうちにあり即日奥の本流寺教園上宮寺蓮
如ひんといふる忍性法師をかくらひ義よ柳堂よこそ〜ひ打ふ聖
人御説法の義中なりしが三人の僧いやむとく此座のたるを結語
ひるゞ聖人かくも云ふ忍性法師は德衆よ對して大綱をたなち抑釋迦
御一代の教法その數多門なりとくもいづれの門ひ佛教よ向ひざる何
ぞ此法ひ殊勝ならんや但これを修行せんよ各如説よ随ひて其功德
を獲附い給よ利益を得んよ必然ひ給とくも世よ代末代のたゞ
ひあり人よ智薄の二ツあれば法い必ず一既よ帰〜むく元来世運よ
随てうつまり実をなて釋迦の教法を志し給ひたるに猶大乘実

針磨勝鬘寺
本堂
三重塔

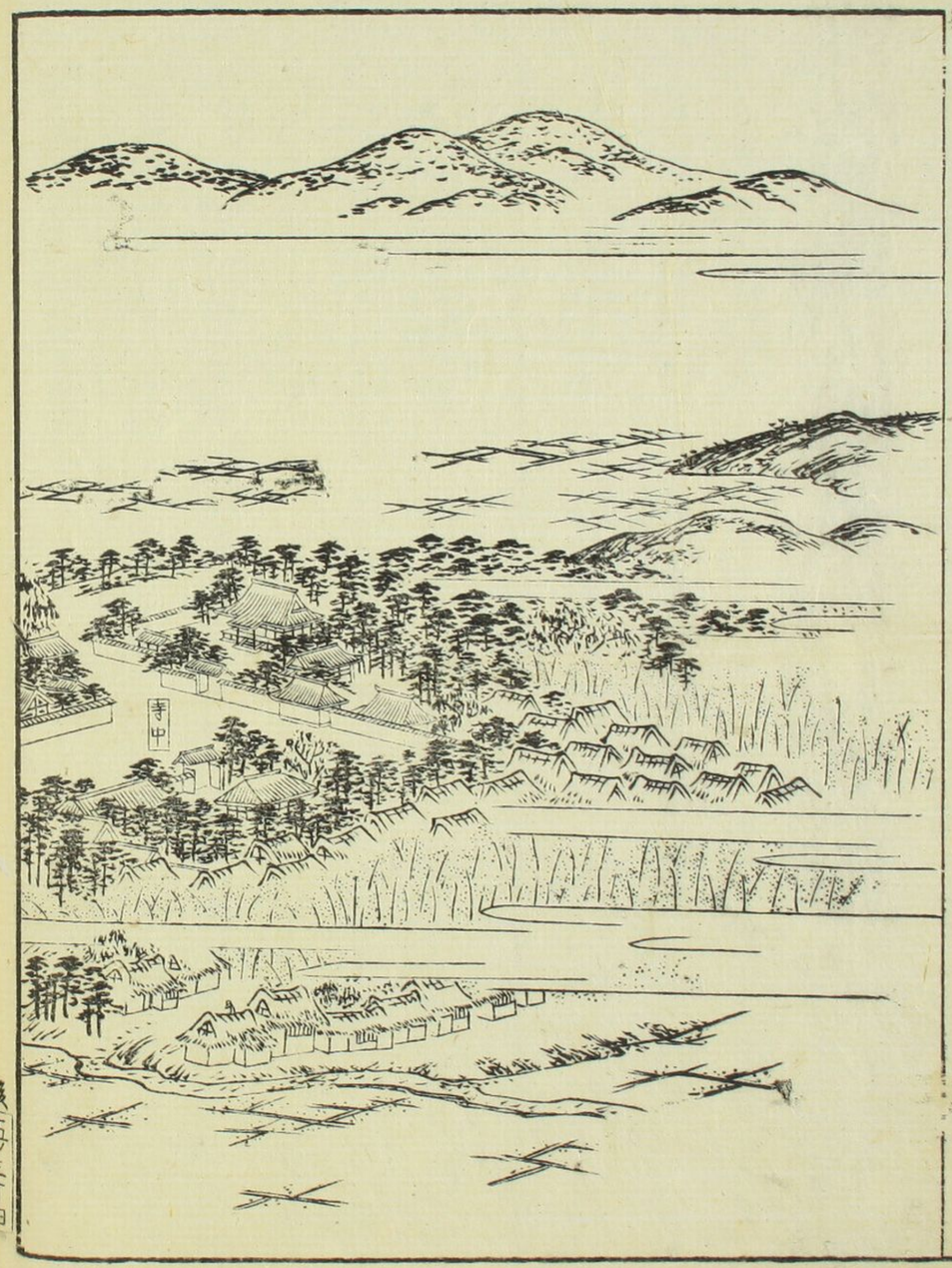
寺中

了海教園蓮行の
三徳静寂に到て
真宗に帰服す

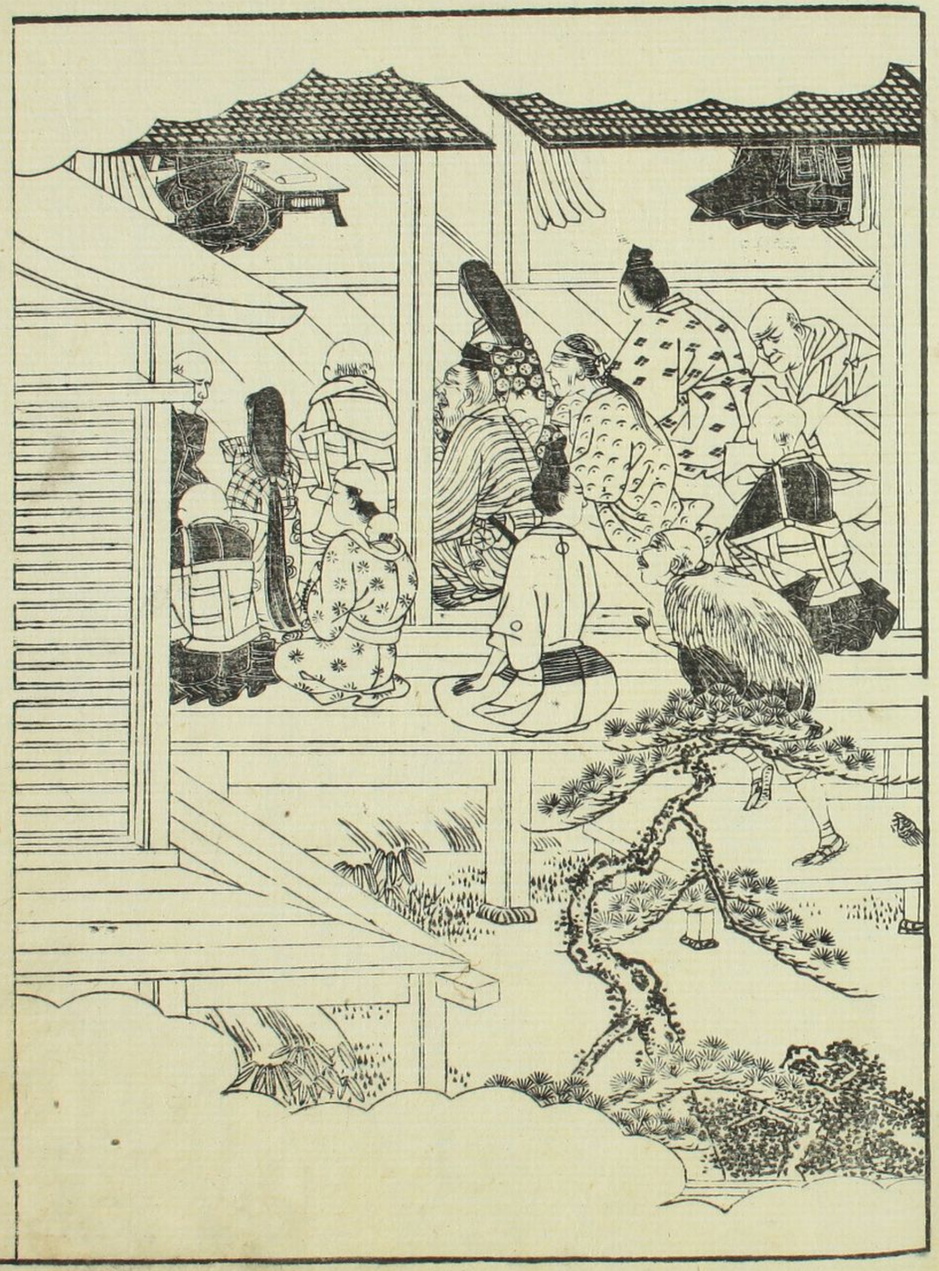

頓の法のごとく一機一縁の異なるを以て代利根の衆生い其幼を修し其流を得るとつくも当今末代鈍根の衆機主家造悪の凡夫等も其苦幼を勤るふこえんやさるに御経よも我末法濁世悪世に生死幼修道未有一人得者とは流浪人のるゞ色人今我をもて不の弥陀本願の教幼い如来出世の本懐なれば万機普益の要法なして五乗衆人の大道なりたとひ十悪の凡夫五逆の衆人なりとても一念なを教を信じ専心なを弥陀なを帰命しまるに他力摂取の御利益とゝやうみて即得往生住不退転と安心しさらに其うたがひあるべからず況らや此うへはひとなを難恩の称名報謝のなりと恰も懸河の流るゞごとくいとまなふ御教化あり世法ひろれば衆人随喜の涙をゝぐし結一日なを称名をゝ唱へるかくて三僧い先より広く聴聞してありしが高徳無双の見識なを忽我執の心を棄なを我偏心の陋なるを悔なを歎きつ

聖人なを招しまりとりふ回心懺悔して竟なを本宗とひるゞし真宗念仏なを帰せらるゝ

○当国いそのゝく聖徳なを勝鬘経御講座の霊地なるふるゝ寺号をかい称じとゝ
やなを当国保母とゝる地なを勝鬘寺とゝ寺院あり是なを聖徳なを御霊跡なを真宗
無本寺なり日光御門跡なを厩なるの院家なり

稲荷山浄妙寺 東流院家 日国中の郷なあり

当院い二十に軍第十三栗地信願房の遺跡なり始い相州藤倉なを
創建あり しが中古当国なを移れ信願房の後下野国薬師寺の常住にて
芳名を此敬なを今なを関東七箇の大寺なを一院と称せり

○本堂十一間なを九間高祖聖人御真筆の寿像を安じ

○外陣より中の郷の間なを和田良国房とゝあり是良国の遺法なりなを中の郷
より東里ゝくを書地村慈光寺とゝあり これ三河国なを箇寺の一院也
とゝなを寺とは浄妙寺正法寺浄願寺なを無量寿寺等なを此慈光寺なり
なを是聖人面授の御弟子なを無量寿寺い今尾州濃岩なり

中之郷浄妙寺
鐘楼
門

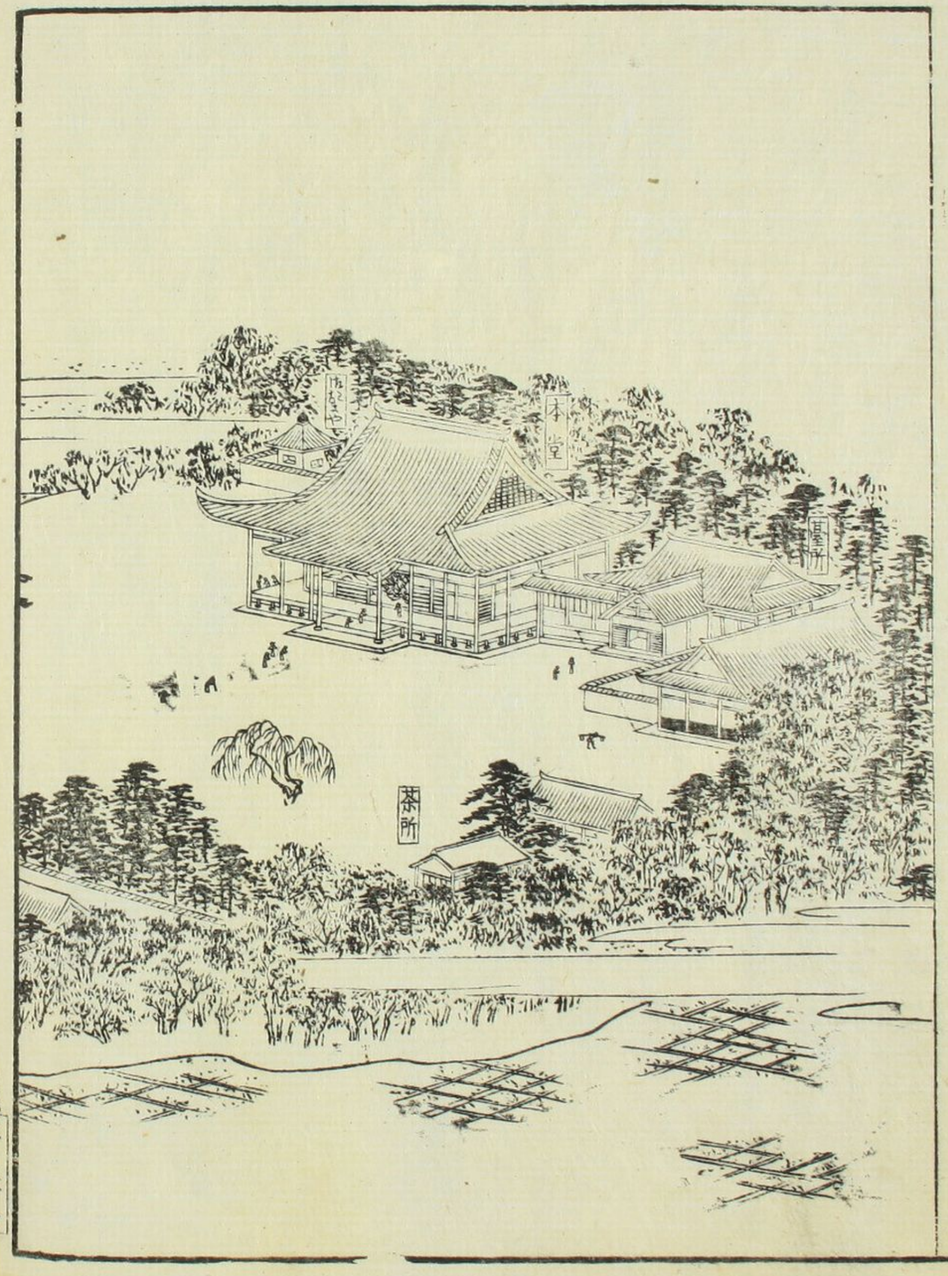
本堂
本所

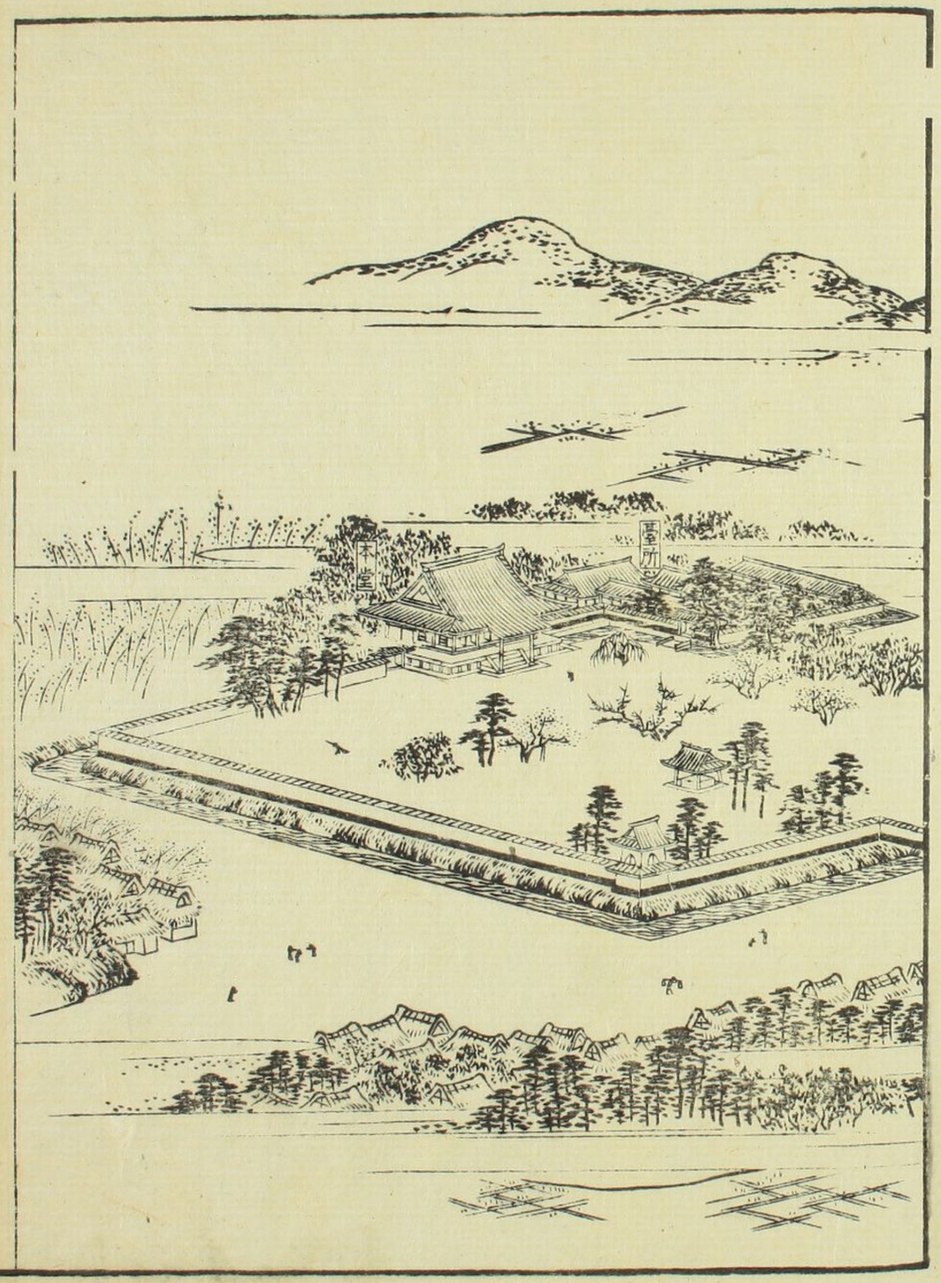
本堂
庫所

野寺本證寺

雲龍山本證寺　東流院家　日國摂海郡志実の在地寺なり

開基は真宗帰法の大徳慶圓法師なり　当國三箇寺の一院なり　○本堂十間に面高祖真蹟名号不離の本尊と安置し坊舎三區あり

慶圓法師は中古小山判官幼重の息なり当國矢地の流小湊の龍宮と云る所にやどりて武徳をさかんなりしが富貴の栄を絶し数しるべにやどりて世の塵をいとひ富貴の栄を絶し絶えず別餐深夜の月を友とあり風形を則精舎と称し専天台圓宗と修しなりしが高祖聖人柳堂御勅化の伽了海法師と因縁をなして忽名教を捨棄して永く聖人の御弟子となり真宗安二の頂徳とそ称しなる　安二とは勝鬘寺の第五代なり　○霊宝聖人先師の御親及び開基慶圓法師自作の像あり

其外これを略す

古き山上宮寺　東流院家　日國摂海郡伝法村にあり

聖徳皇院と号し真宗帰化の大徳蓮幼法師の開基なりて当國三箇寺の一院なり　○本堂十間に面本尊阿弥陀如来聖徳太子御真影（霊宝教品あり略す）　僧坊三區あり

当院は往古聖徳太子の開闢なり　霊地なりて天台圓宗仏法隆盛なり　依て諸宗とて中比武人安房右衛門尉祐綱入道蓮幼と号し当寺を建立し専ら大乗実頓の法を修し　なるが不思議なりし海法師と云る小聖人の拙堂を拙く唱し　まり真性得悟の強縁を以て竟に本宗を改め他力念佛の帰法御弟子安二の信者となりなり　安二の勝鬘寺の第五代なり

○地寺中修寺より二里を経て西ぞと村の應仁寺と云るあり　應仁元年の比

佐〻木
上宮寺

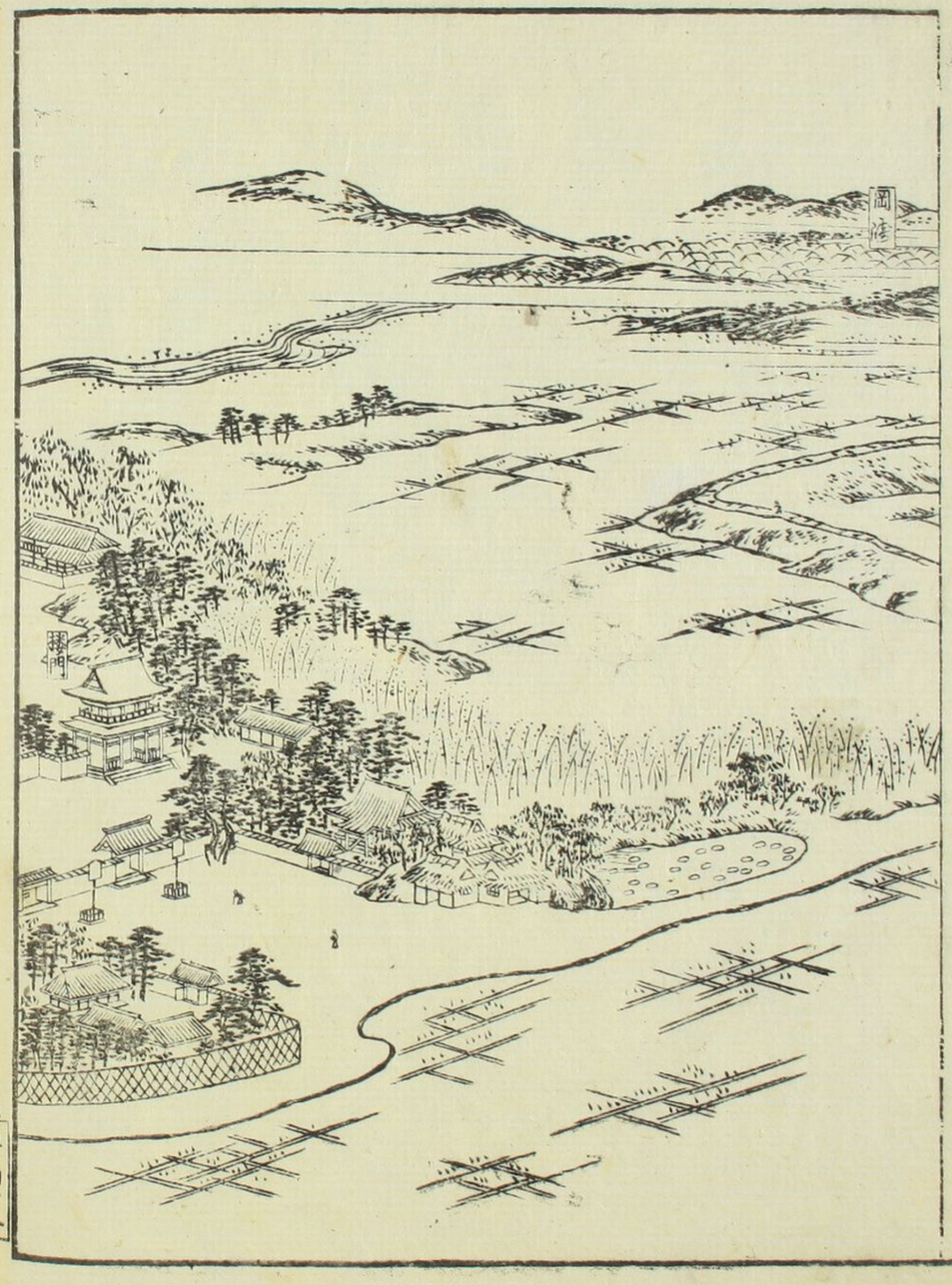

栗子地蔵寺

蓮如上人此所にて久しく御説法ありしに
又龍燈拡と云る名木あり名を山号を松光山と称し西流にて浄土寺と云
（る信家より先を守るとやう世俗に伝る本村の外にも池あり蓮上人
の御門徒伝て本如光と云る但信の武士これも此池より出現

桑子山妙源寺　しるし　高田流　院家　日國日郡桑子村にあり

華臺院と号し（寺号或は明眼寺とも書り）念信房の開基にして嘗て高祖
聖人御説法ありし霊場なり○本堂十間に面す尊阿弥陀
如来（安阿弥の作歟）当院より（安長ぜし九郎左衛門なる儀なり）僧舎二間あり
当山開基念信法師とやい当国の荘の紀氏安房薩摩守先祖
（紀氏系図参考）
なり即屋形と称し法名しにたぶさに本願名号の要法を受得なり云々
一念帰命の私心と称し浄く聖人の御利益を信じ竟に御弟子
法名を授りて念信とぞ号し（紀氏）附此所の道俗聖人の来徳を

受たる人多くも宗に祥条御教化を親ひまりけるに即教日御説法
しく日々に御化益ありて実に扶ひ念信一寺と造立永く御旧
跡と称しかば今に六百年に及ぶまで曾て退転なく霊
場なり○当寺第一の霊宝法然上人真影（此御影は選擇和尚の御親筆にて法然上人より親鸞聖人（後に改て御名書）に授け給へる御本書
御伝授なり此外御和尚の選擇集四巻も当寺の伝来なり今勢州一身田の宝庫に納まる）

其外什宝繁多なれども此を略す

○桑子村より東に十六七丁ばかりに安静寺なる石あり是念信房の舎
兄安房権守の城趾なり権守既に念信房に帰依し御弟子
なり国若と号し多く曾て建長年中上洛して聖人に謁し御真影を乞請
則朝国法眼に命じてこれを模写せしめ自ら御裏書の御絵詞製作されしを
授与し移りては国若あがくに頂戴して是を安静に安置なるに此御
影を世に安静の御影と称し其後長禄年間寺を他来せしが実は上人の御代親鸞
寺より御本山（若上人の本御本廟の宝殿に納まる）に安静に仕其古法のまま残まり

柳堂勝蓮寺　東流　日國碧海郡国分橋西矢作宿にあり

柳堂
勝蓮寺
好ほ石

高祖聖人三七日の間御勅化遊ばされる芳跡なり○説法石聖人御勅化の

壁〜此石上に

往昔聖徳太子当国御巡歴の折〜此地に柳の大樹あり世人年歴を経て

の古柳

これが枝葉ふさどり繁り今より五百年の後此石冠釋迦利益

の霊場となんぐ〜さかふまく我此地を名て柳堂と名付んといひもるき

勅あり其名をたえず呼ならはせるるゆへ川の流れやみん終に小堂と

建てこれを柳堂薬師寺と号ん号る孤るゆ嘉禎元年二月上旬聖

人御年六十三歳にして上洛あり世遠州桑畑より当国矢作に

至りて此柳堂にとまり終ひ三七日の間御勅化まし〜る当国いに

に及ひて尾州濃州の道俗群集して聖人の法義を聴聞帰依渇仰の

族たと人い業は風をうべくんと此御化益をうく希有なりとやを

説に宿因合熟の地なり〜衆生解脱の機とのふるの付るものの此石

即当国御化導之初殺場の霊場なり

○図後十王堂の柳堂山西照寺と云ふ此柳堂の別院なり又日石の四と播磨寺と云ふ

ある田流の霊場なりて偶にる寺なりとや

薬命山如意寺　東流　日国賀茂郡高橋荘志多利郷に石にあり

高祖聖人の嬌弟関東六老僧第三荒木源海大徳第剃の古跡なり

源海上人俗姓は秦氏〜仏光寺の家に出せり当寺上人既に仏光寺の寺務を了源海

聊に世ゆゑ〜永の比叡山武州荒木に住し一宇を造立〜播磨寺と号し其後こんぐ

石塔を立て当国まで来る家に別院を構へ化益ありるが御年七十八歳にして正応元年

終に入り寂云御年六十八歳なりし終に

名ゆ教家の名当国中象判官が石塔に

附り第三代の知識光如上人御巡国のきり

当山第一の霊宝三幅の繪像　画いた法眼光業御筆の光如上人なり

世に本山御免許の御繪相と六十箇の異

其外什物これを略す

照高山願照寺　西流　日国碧海郡長瀬にあり

高祖聖人の真弟関東六老僧第五番業畑専海法師の開基なり

専海房は真安二年五月野州高田を出て聖人を尋ね奉り
御弟子となり専信房専海と号し聖人常陸給仕の法侍り
○聖徳太子御本像聖人御作其外宝物数品あり
御著作教書にて教を受せられし御姿を画工親鸞法眼に命ぜられ画かしめ給へり
安藤の御親しき歯寺より世俗云ふ此安藤の御親しい御加護

高取専修坊　東流　江戸日那高取ようう

専修坊は当国柳堂を拠ひて聖人の御教化をあづり帰法得道し
御門徒となり即真宗弘真の佛場と祀る今も不退寺の四坊なり
○什宝は高祖聖人真影泥筆六字名号蓮如上人虎頭名号と安置
○当国名産・雲母当国産・名倉砥・夫の根田まれて作る・碁石碁盤・石臭・
雑海藻・反代紙・岩栖姜二ツあり・前茶白奥・モロブコシ・刺・寄居豆・
海蘿腸・芋川温飩の名産

尾張国

昔は記は当国幾田明神の所祀給へりと日和幾るの納め給へる大明の尾より張出さる紙れ尾張と
尾張と云へ張の縄の意なり田よりする名なり宜敷

羽塚山無量寿寺　東流　智表那成岩村あり

当寺の開山吉良了善房は四箇原国徒と云へる殿上人なりしが常に
世代歴々の心源絶なる嘉禎の比雲井を辞して行まさる三河国を漂
泊して名々物柳堂を拠ひて聖人の御弟子となり日国平坂を一宇と
営み無量寿寺と号し他力の念佛かこと専ら宗風を唱
へ名ゞ中古流あり当寺に稽俗比三冊五箇の一寺之　○宝物数品図書を

小林光明寺　東流　院家　日国日那大井村あり

江宝山祇光院と号し四天台北道場と云へる当時佛性法師俗姓
在五中ねもの裏なり真宗を帰法し中真開山と比
備し高祖聖人参州来る村を拠ひて御教化行せ給ふ御時
当寺の住僧佛性法師彼所に留まり開法せしを聖人その時
寺額一実の大道念佛往生北玉極と御教示比給へ佛性頂

又開悟發明し陸喜感嘆のあまり聖道雖解の法を捨念佛
易行の真門に入即御尊像を彫刻し奉り名づけて聖人を小林の邑に屈請し
堂宇御利益を蒙り名づけて當院いまに小林村にあり中
古當寺人稀にして安住なし

西流御坊　御堂十二間に面

東流御坊　御堂十二間に十一間

當御坊の結構さる境域廣くして堂宇巍然たり御門の大
なる糸師の本山に比して相讓らず馬場花のさかりと賑花う
き松原をとをしてさきて森々として列をなし遠く相望む甚壯觀也

七宝山聖德寺　東流隆家　旧國名護屋七間所にあり

當寺は高祖親鸞聖人遺像宝號の靈跡にして上足開基法

尾張國東本願寺圖

文化六年己巳春
北亭墨僊應需寫

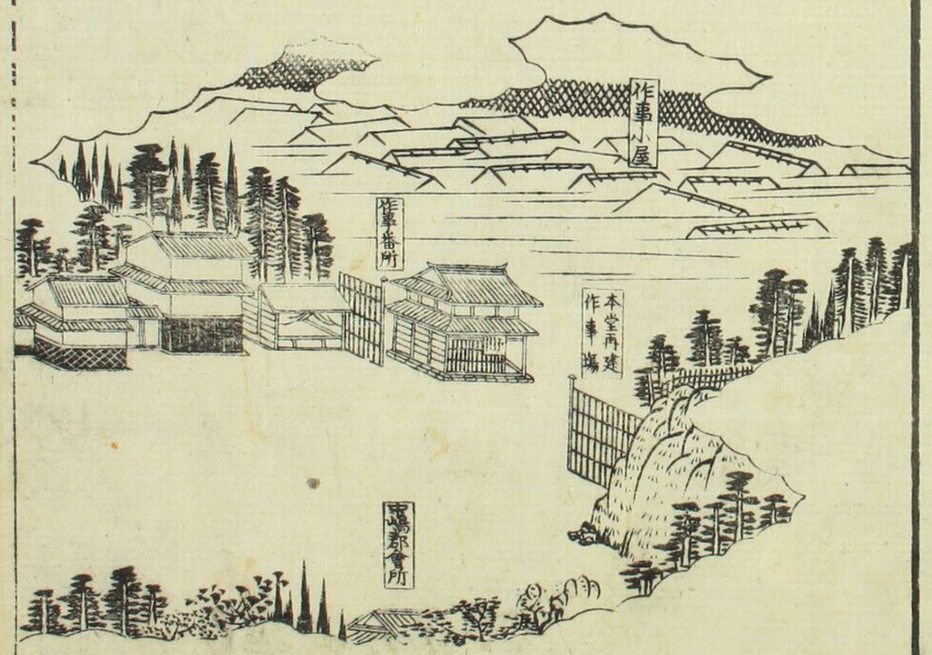

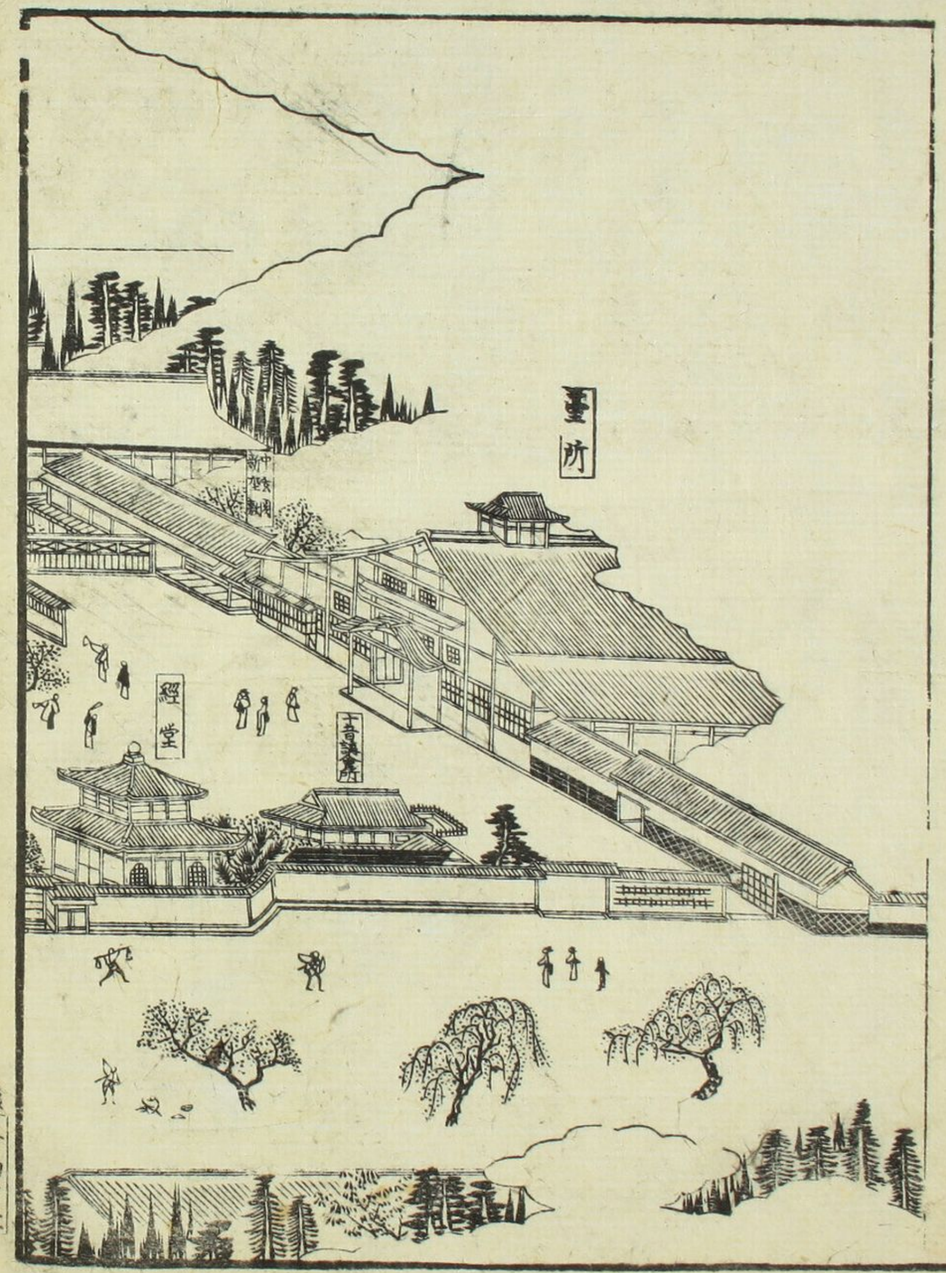

後五ノ四十七

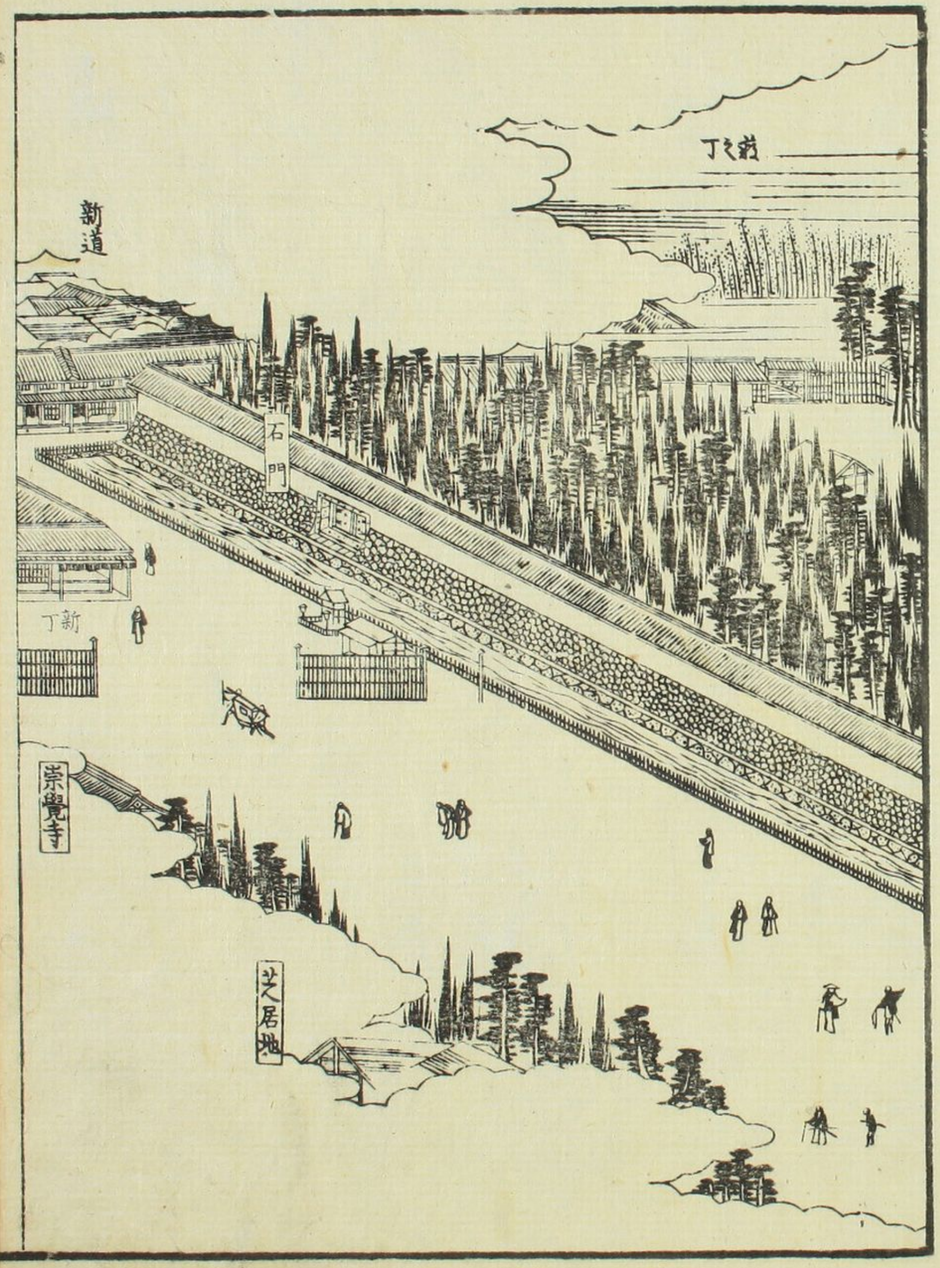

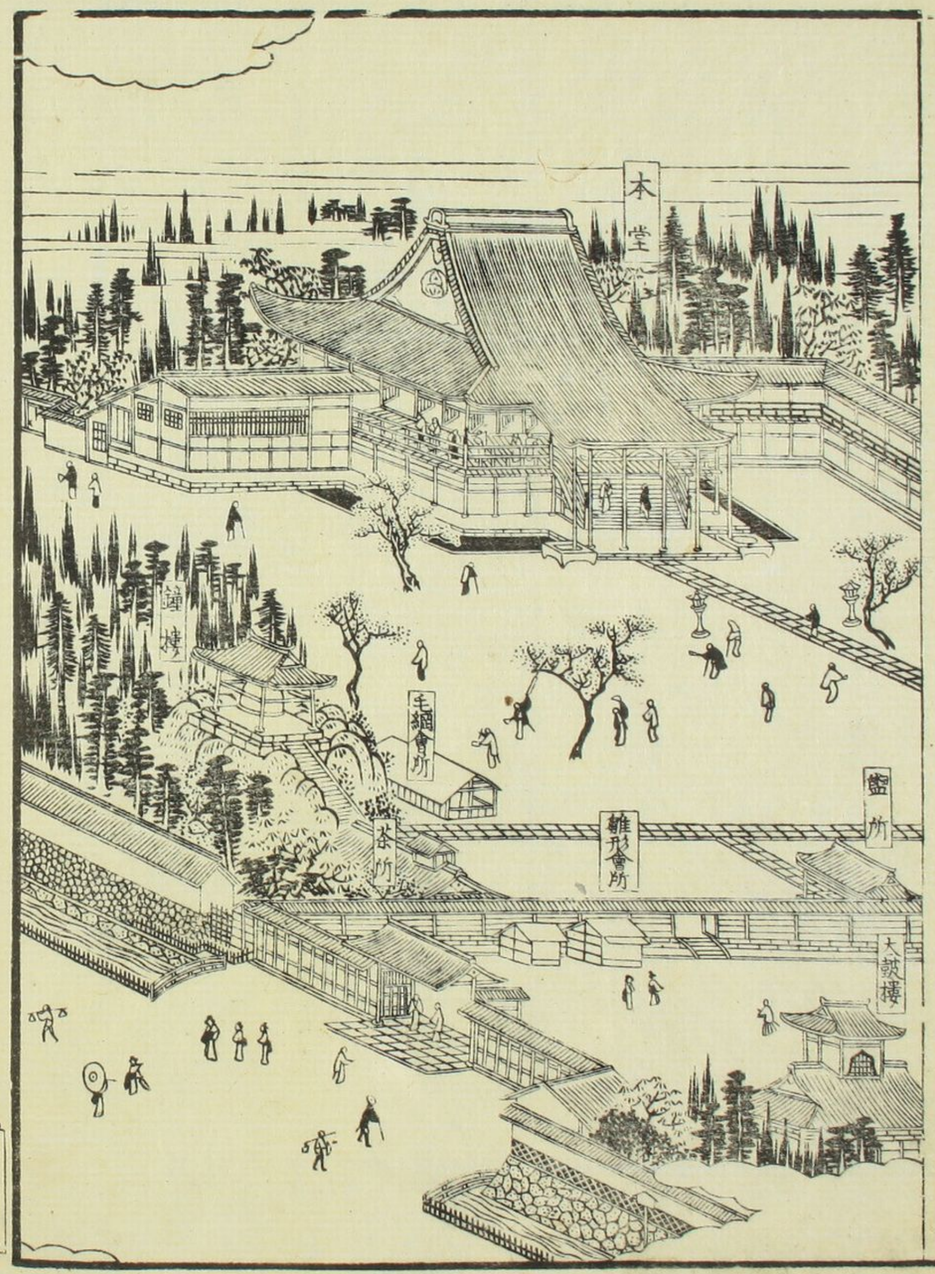

後五ノ四十八

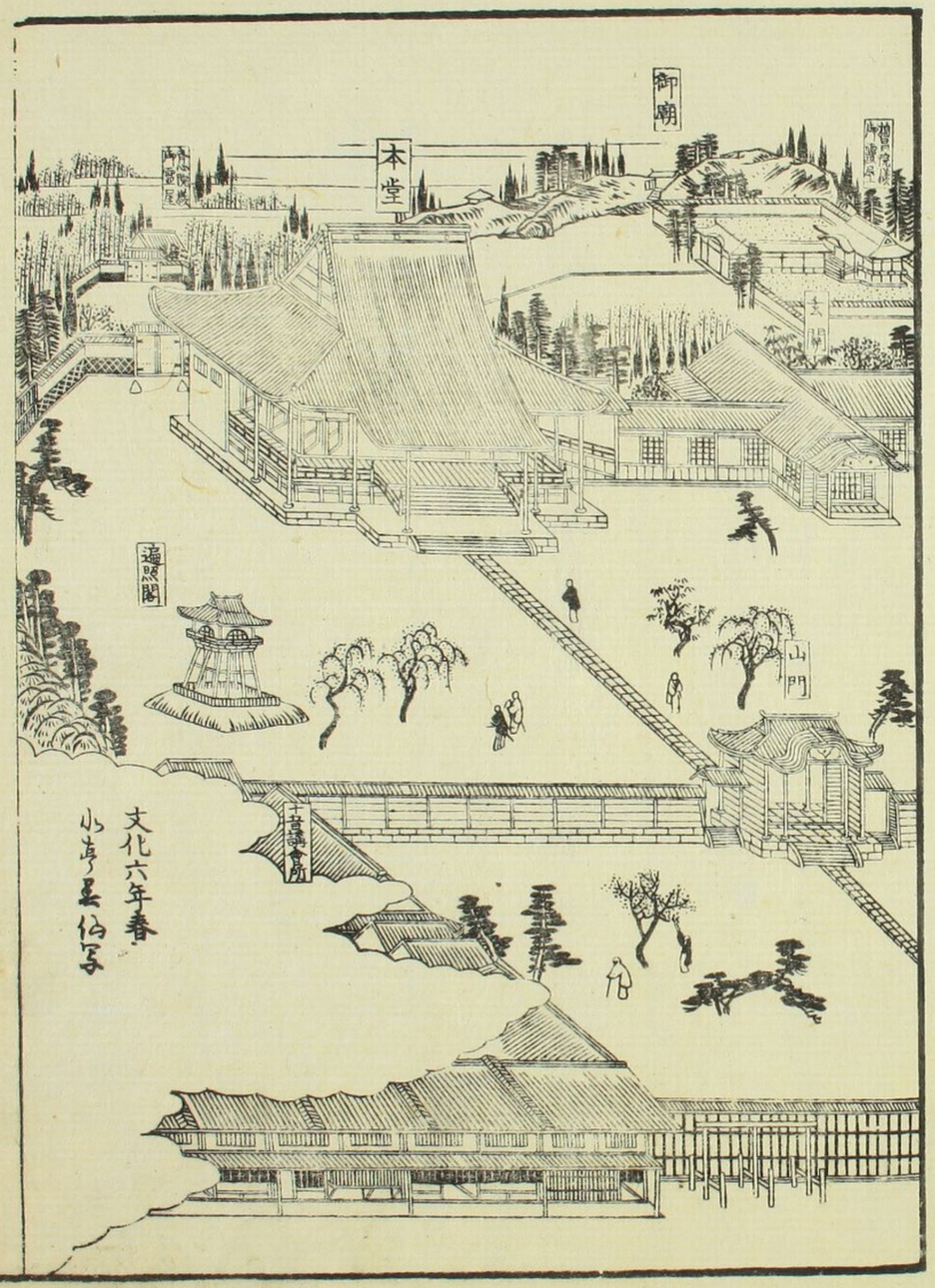
御廟
本堂
遍照閣
山門
丈化六年春
小寿長伯写

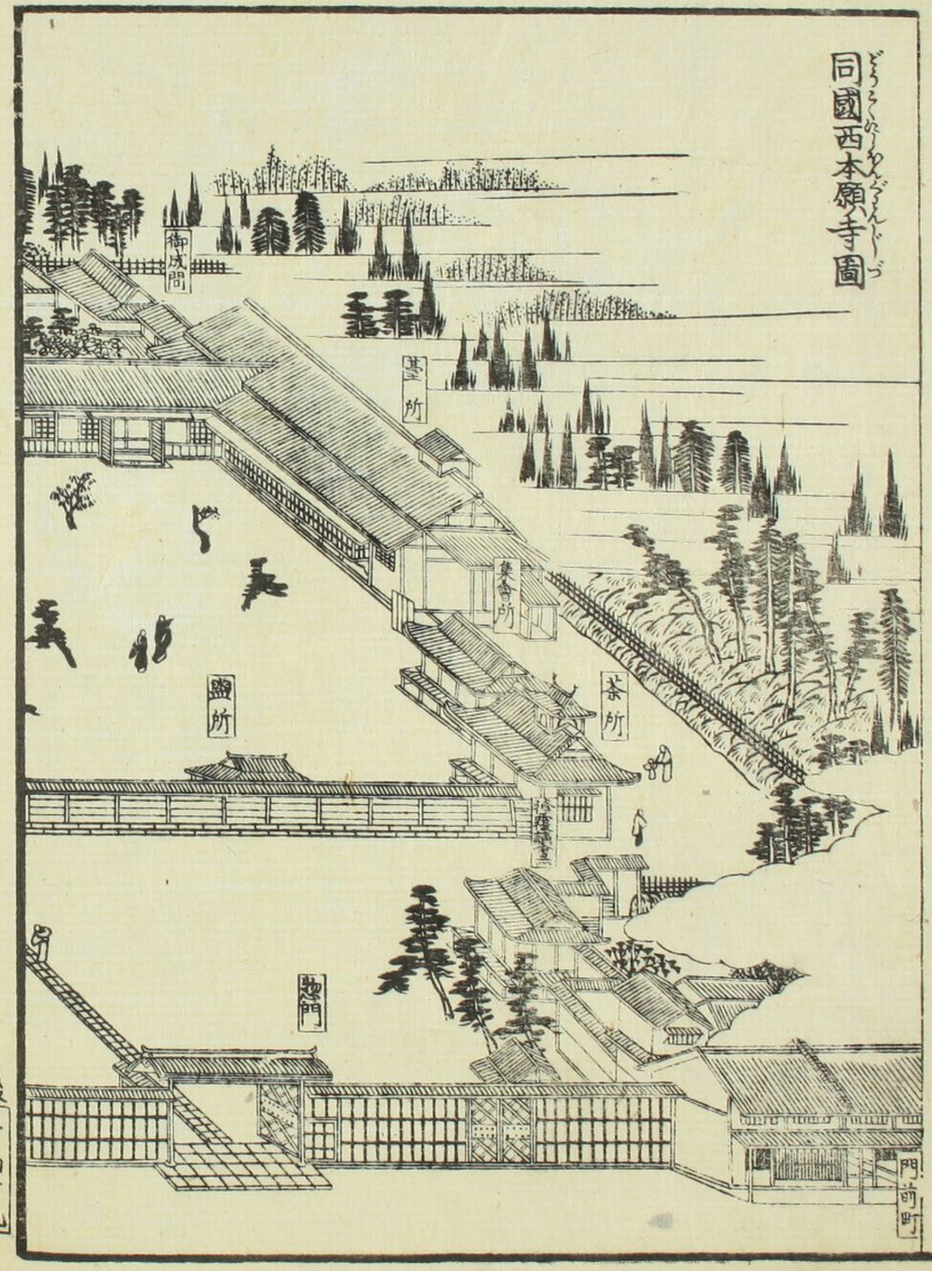
同國西本願寺圖
御成間
茶所
茶所
鹽所
鹽門
門前町

師の開基なり○本堂十間余なる阿弥陀如来開基の自作也
開善法師いまと源氏の枝族なりて小笠原左衛門尉長顕なりて甲斐
國を知なり其性智勇をお兼文武のまちに長弟せり然るに長顕も
うざるに無常遊愛のなりさまを覩て世上栄利の交を厭ひ頻に
浮沈を遁れんとはさしもいまだ有縁の知識とりむるに足るべき
しかく年月を送りなり寛に高祖聖人相州國府津にまして専
化益に移ひなるに長顕かくて安堵直に故郷をふりすてて急き聖人
の禅室に赴き論で日比素願の真実を聖人に若年にして聖人その志
の深きを感じ他力真宗の安心をいとまやうに御教授に移へ長顕
頓に一念帰命の願心を開悟速に信心堅固の念仏者なり即剃髪
して法号を授り開善房とぞやうに名よりて聖人に常陸給仕をる
なるべく既に御帰洛の御時も供奉にまうづひまいつせく東海諸國を

経て竟に嘉禎元年尾張國羽栗郡大浦（今の尾張に属せり今は美濃國に属し）とへる所に来り
が當所に真言宗の古院あり（祖師聖人即これに入せられ此所に住して暫く
教化利益に移ひなるに遠近の道俗市のごく群集し隣里の男女
山のごとくに条治し各聞法陸善せんとなる比既にして聖人
當所に御出立に移へ被御化益を蒙り面く我もくと弛集
御名残を押しまれ世何とぞ聖人都へ登り給へとなりば祇園の御茅
る御一人當所にとどめ給へと一日に歎き乳ひしかば聖人も愛心を飛ん
ものを勝り給ひ止とを給ひて開善房に若人を抑て開善房
も御別を惜しまるるとへども師命のがるべかく則當所に止りて弘法
の基址を開きこれを聖徳寺と号に専修の志佛を専弘通に大に他
力の傳燈をかやりて竟に弘安元年辛巳三月に日寂を去り給へとぞ
中古尾州中條郡富田に寺を建て後に當所に移して万代不易の霊場

聖人精神を
往面に寓して
以て頂相を
現し後世に
与へて記念
とし給へり

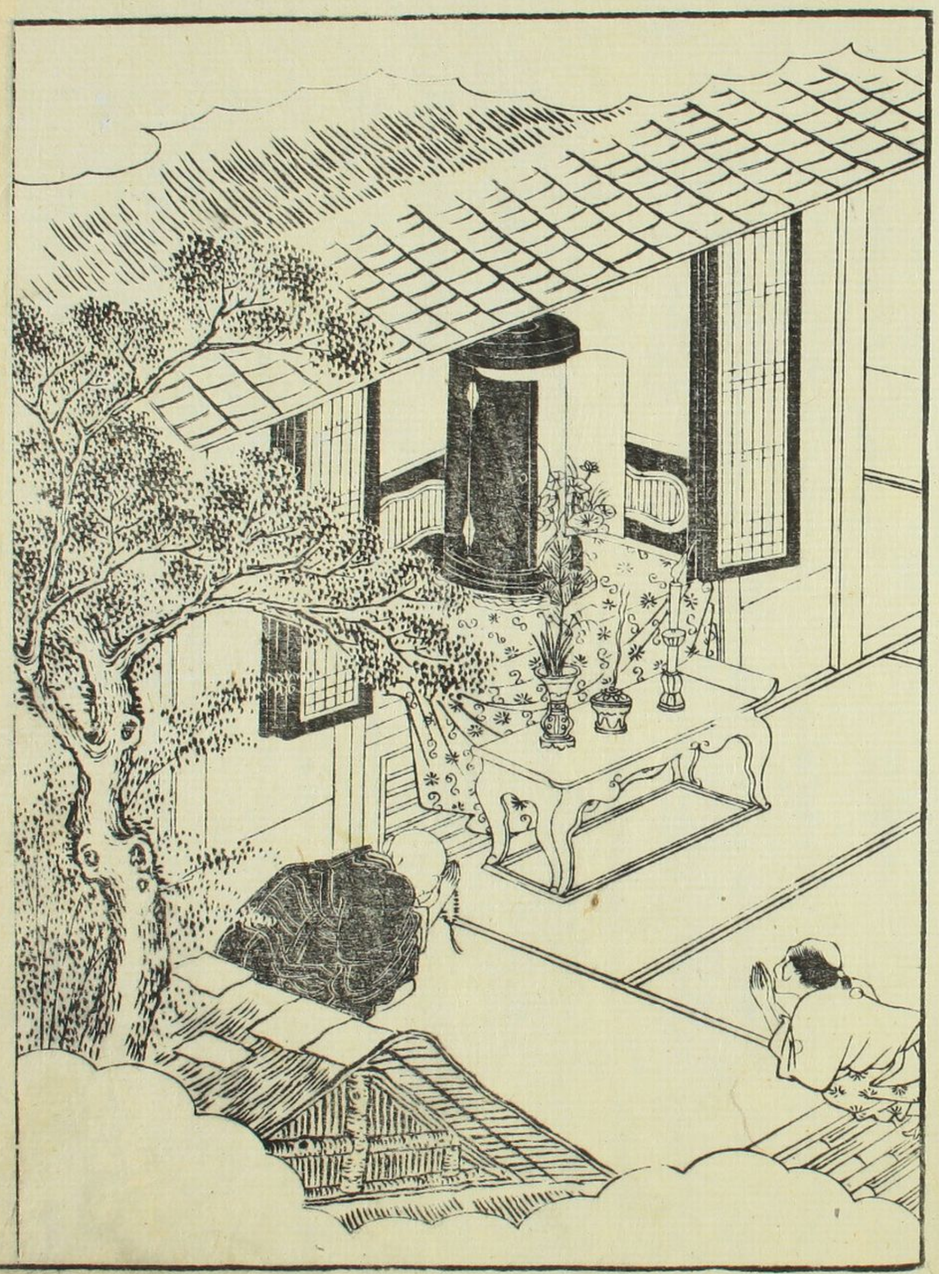

こいなまりろう○當山の霊物七宝の鏡の御親（此御親い在る人聞は尾州大浦と御出生の杉かう雨若房御名）

孫を抑へ給ふ別離の涙は流し給ふ所聖人即一面の鏡紙を出し給ひ自ら為親を照して曰く海

ゆくは已むなるを別後は我を見んとて此鏡を見くあるべき者なるなれ如何已が面はうつ〳〵〳〵〳〵

ろひなげ〳〵拝礼してこれを受て鏡を見くあるべき者なるなれ如何已が面はうつ〳〵〳〵〳〵

聖人の御為窓いとあきらかなる拝礼し給ふ人まで雨若悪嘆のなひをひらく忽ち歓喜踊躍して

今は神の如く拝礼の霊鏡と御鏡をうやまひしづきもうやうに拝礼をそなへさしとうや

今は為つて六百年の星霜を経ると雖ども御慈親いかりくと鏡面をうつして拝礼鏡なるなれ

ぐれたるくをれて残の御親とは孫〳〵　龍樹菩薩の眼睛　天親菩薩の舎利

なる後の為古親は已て経り定す餘あり

曇鸞大師の御骨　猫の咬鼠　松風の茶釜　十字名号（聖人の御真筆）

右を七宝とて當寺の山号は蓋光と書て名くとうや

○至徳元年九月稲田の郷の信心の老尼あり云れよりされ者

御教化を蒙り奇り二心さらなるうるがけろ聖人る田の御とは〳〵

名しが慈親を拝とるるの跡なる所と牧て る田の御て其ちを歎

きるが聖人紙の涙志を感じ給ひ一面の鏡を見く且跡念と給ふ者

る親るるせ給ひ再び消滅とるるの所即老尼即老尼彼老尼の場るるる

園通寺　東流院家　日本橋町の内

當寺往昔天台宗なりしが高祖御帰洛の砌當寺の寺勢佛性

とて人萱津の抑ひく聖人を拝唱御弟子なりとて今の僧

焼捐兼せり

○名古屋より千住又丁かさり美濃寺村の松聖山園福寺とて人る田流の

寺あり むかし〳〵は天台宗なりしを時の住持教順なるもの

聖人の帰依〳〵まり御弟子なりしうち聖人即彼寺の二ケ日御滞留ま

しは御化益あり芳名とうや

小田井西方寺　東流　日田春日井郡小田井村の内

當寺も又天台園宗の佛場なりしが聖人御帰洛の杉うり加護元年

當寺の住僧玄理法師聖人の為徳を慕ひ大乗実教の法をとて

我真宗易行速入の門に入御弟子なりき即濃都七門後の住一

濃部と云濃踏部と云なり　（濃部七門後の為異説あり信用が）當時る祖聖人東濃の道場より日

比叡に徒に逆の流りを城陸人附私を石とる小川の濃多く水るく

濃りてまうり雑り[illegible]と七人の道俗命を捨て漱ふ[illegible]聖人を祖せ条
せ[illegible]小聖人其志の深と感じ[illegible]ひ大浦の御庵面の石被七人の門徒へ各名
号と書[illegible]と[illegible]し[illegible]其子孫名何[illegible]と崇敬〳〵堂宇とい[illegible]と
御真筆の名号をれて本尊とし[illegible]さ[illegible]尼名の七門徒い漱踏の郡也
[illegible]て漱部七箇寺とは稲来[illegible]とやゝ又河北九門徒と号し[illegible]く九箇寺あり[illegible]これい雨栗郡の内
[illegible]其箇なりと云ふ飯本郡の乃場とて聖人の本尊本願[illegible]人地ゝ聖人を屈請[illegible]し[illegible]御教化[illegible]
御四絵[illegible]今吳濃の国竹ゞ鳥の御坊と号[illegible]

小牧西源寺　東流　日国日郡小牧村ゝあり

いろ〳〵日国岩倉ゝあり[illegible]く真言宗の寺[illegible]が聖人の徳化ゝ陸ひ真宗の[illegible]
ゝ入まうり中古当面[illegible]稲[illegible]と云[illegible]又漱部七箇寺の一寺なり

河畑勝宗寺　東流　日不河畑ゝあり

当寺も日く漱部七箇の其一なり

日比野運善寺　東流　日国日郡日比野村ゝあり

[illegible]又漱部七寺の内ゝく往古い天台宗の梵宇ゝ[illegible]尚て高祖聖人
本尊より当寺へ[illegible]せ給ひ[illegible]が御乃侍[illegible]聞法を喜して御弟子[illegible]
聖人数度の御漱踏を[illegible]て御案内をぞ[illegible]〳〵ゝとなん

○当寺ゝ古[illegible]本像を作と伝ねせり彼人ゝ聖人の御真筆二十口車筆十八常州大
曽根常福寺の開基入信房聖人御帰洛の御法[illegible]ゝ当寺まで来[illegible]
乗庵[illegible]て終ら[illegible]を附の侍[illegible]其肖像を刻[illegible]
一人の老女あり真宗世三の信者[illegible]が聖人の御法を[illegible]ゝ当寺ゝ来
て病死せり[illegible]其本像なりと何と[illegible]

河野常泉寺　東流　日国日郡大毛ゝあり

古い敬海房と云う河野九門徒の住一寺

○実悟記ゝ云尾州九門徒蓮如上人より[illegible]祖の御教御傳絵[illegible]と称し〳〵
[illegible]聖人御真筆記念の名号と[illegible]門徒の寺院ゝ[illegible]れを安置[illegible]

河野善龍寺　東流　日不[illegible]田ゝあり

日光山岩寺

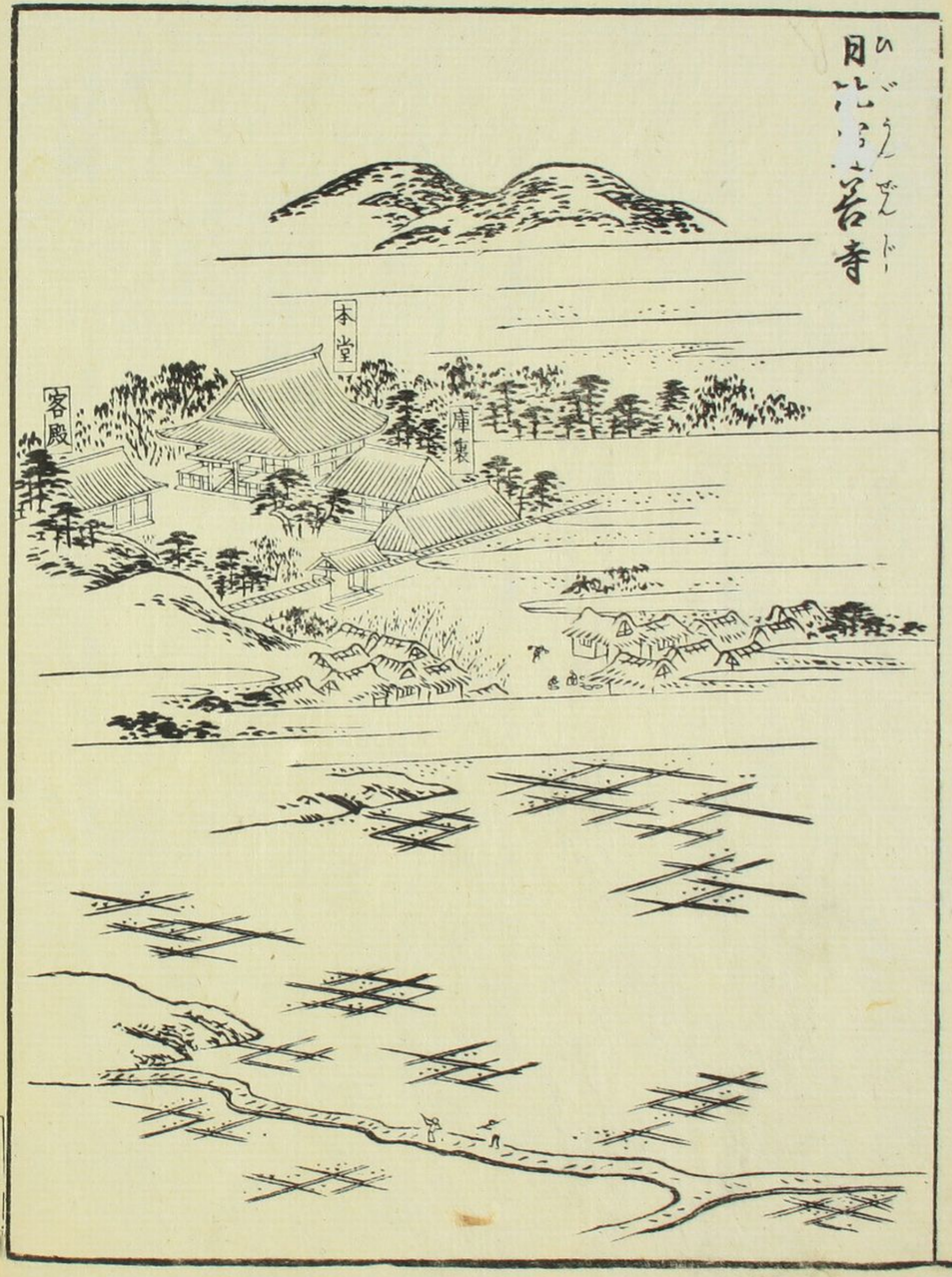

古へい專修房と号せりこれ又河地九門後の一寺なり

奥村了專寺　東流　日國中濃郡奥村にあり

岩寺い歌部七箇寺の内の一院なり

西宝寺　東流　日不詳あり

岩寺右又日く七箇寺の其一なり

河野妙性坊　東流　日國豊栗郡小方にあり

河地九門後の其一なり岩寺の開基正國房と云るい俗性永田氏

計今秀則の息武郡卿秀実が入るせし法号とぞ

○岩國の名産・綿・蕪丑・蘭英・大根（海内の名産なり）・干大こん・名古屋藻奥・宮杜鵑・南方鯖・浦賀治方物・洋洲改葉小刀・日明漁民雲・蘇民の来る守札　岩國侯修明神記

義濃國

四年記ニ曰天武ハ三野ヨリ出國名美濃也美濃ノ名ハ美濃國ハ東国ニ属シテ又数万騎ヲ養ヒテ天下ヲ平ケ給ヒシ国ナリ

河野西徳寺　東流　葉栗郡国府寺村ニあり

古ヘハ西方坊と号せり元ハ河野九門後の内ニて尾州六坊の其一ニ云

河野稱名寺　東流　日國日郡中野村ニより

当寺ハ九門後の其一なり

○当寺より小三丁ばかりニ東流附坊の古蹟あり

河野西入坊　東流　日國日郡中屋村ニあり

日九門後の内なり当坊十七世紀念なる僧河野九門後再真の人也後其隱居地を紀念寺と号ス云

河野安樂寺　西流　日不伝ニあり

日ばく九門後の内なり

河野專光寺　西流　日國日郡下印食ニあり

又光專坊ハ稱ス九門後の一寺なり

濃谷西方寺　東流　日　日郡足近ニあり

高祖聖人直弟西園坊の芳址ハ尾州六坊の随一なり○本尊阿弥陀如来　聖徳太子の御作

西園坊ハ西濃谷七郎ガ末孫濃谷左司ハ尾州中野村の住人なりしガ聖人参州矢作ニ御ヒて教導ヲ受ケ法名を授りて西園と号ス実ニ御ヒ一宇を創立ス此西方寺と称せり かくて数代ハ続ありしガ天正の比平相織田信長大坂石山の御本坊ニ供ヘ既ニ合戦ニ及ビ又ハ当時の住僧祐慶房ハ一向宗より建ニ門後を切ニ立ル所ニ孔せどんがいハ恩徳ニ敵ひ奉ラんと欲ス日ニ絶ヘず誦つけ御味方ニ加ハり奉ラ酬恩の孔刀と為シ申ス

足近西方寺
竹鼻西岸寺

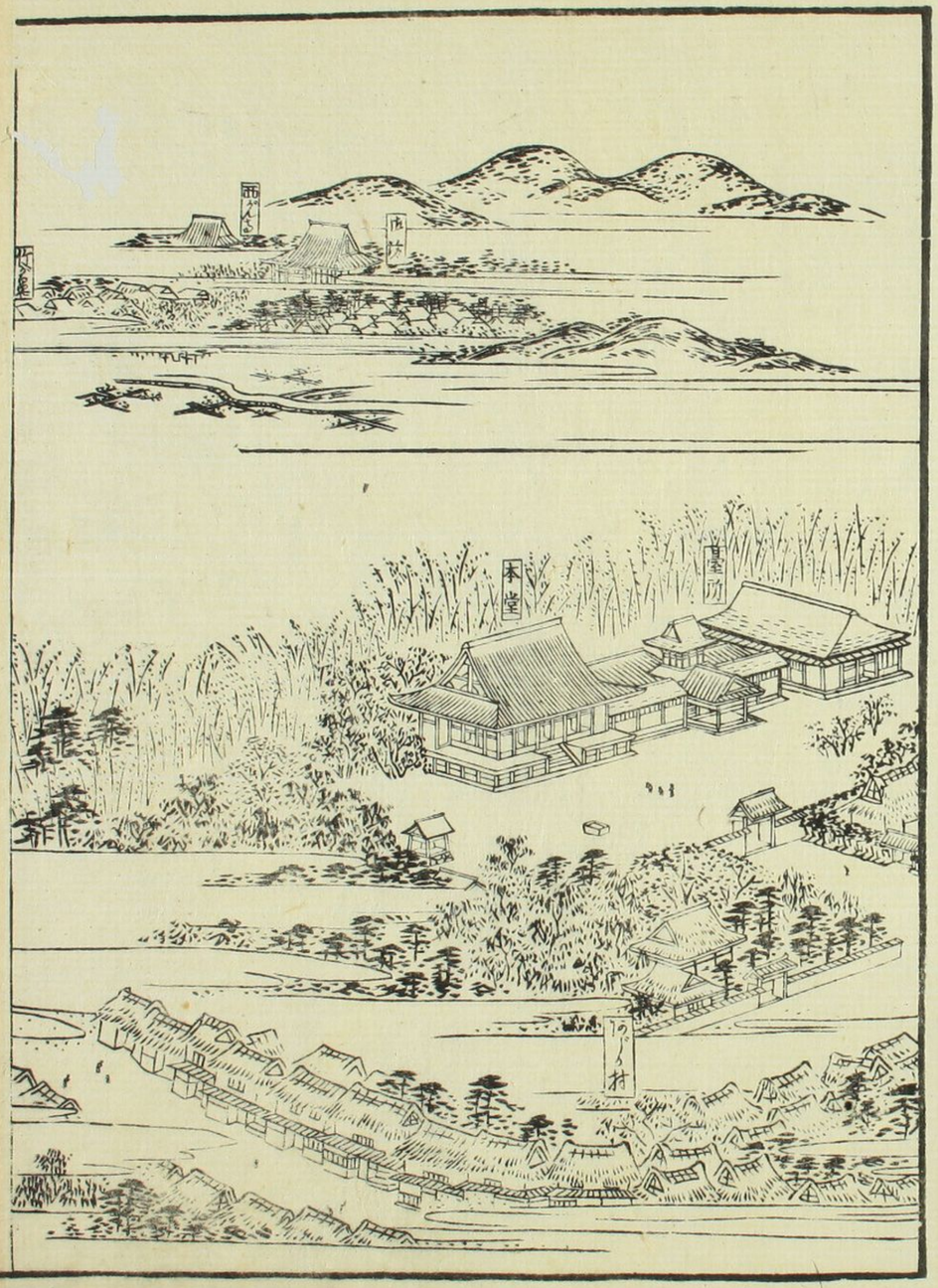

西方寺弥次郎門徒を引率して平相の沼長が兵と石山と防ぐ

信長公を大に憎み悪き門徒多くうまひろると即中郡の地沢加賀守殿
孫八郎命じて西方寺と称し中野村
に建立し佛殿僧坊殿堂宝什物多くまで悉く焼却し
数代連綿として相續する布施の地一町に齋とあり
さしが祐慶佛恩と既にいでき心いやうけまゐらせども財物をいとんも
もろもろ暴虐と避て当寺に再び精舎を建立し家とぶく
数如上人其志を感労せんとあるに御書を賜れ祐慶坊と称り
なるとうん則これを洞の御書と称し今に当寺に伝来せり去りの
ちに祐慶を始め門徒の面々帰伏のたてまつきを知せ一人なる祖
聖人花上の御親を免せらるしとうや
○当寺より南方にあたり大浦と名あり是聖人御教化あり是御四
跡とぞ或云大浦を尾州に属しと

寺田西岸寺　東流　同　同郡竹鼻にあり

足近西方寺と同系にて御坊なとぞ

河野専福寺　東流　同郡にあり

河内九門徒の一院なり先に御坊なりしとぞ
御坊と称するはもろこれなり

金足山専福寺　東流　同国安八郡墨俣にあり

慈谷院と号し聖人の徒弟祐證法師の開基なり○本堂十二間
正面本尊如来木像春日の作　塔頭二房あり
祐證法師の俗姓を見るに小熊谷入道蓮生房の後裔なり熊谷郷三
と称し当国足近の住人なり嘗て高祖聖人尾州大浦に地ひろく
御教化の物聞法の益を聞り終に徒弟となり其後一宇を建立
こしを濃福寺と称し専ら当国に弘法し頗る化益の労を施せり
中古当寺に張住し嗣子お兼て今に退出なり

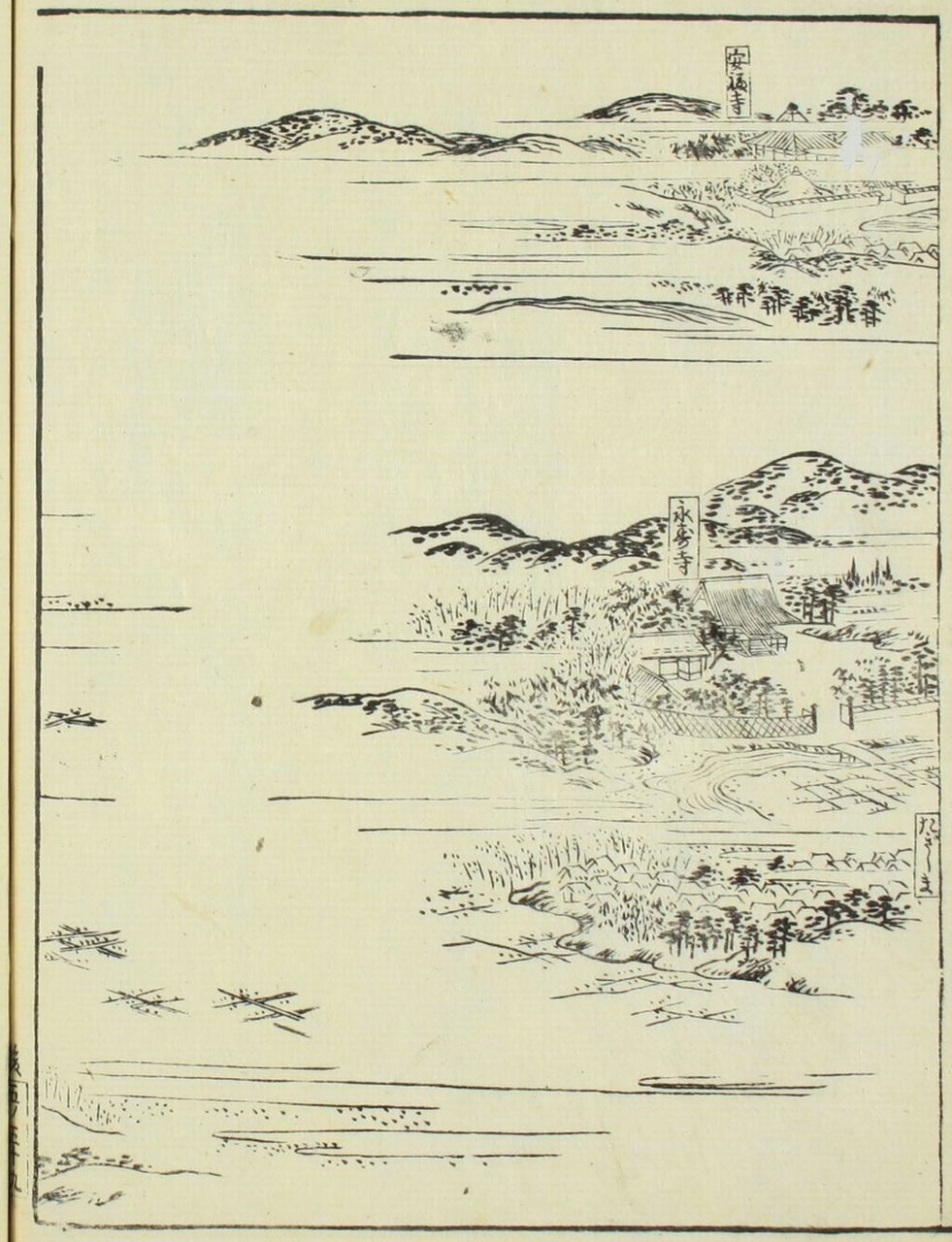
安福寺
永寿寺

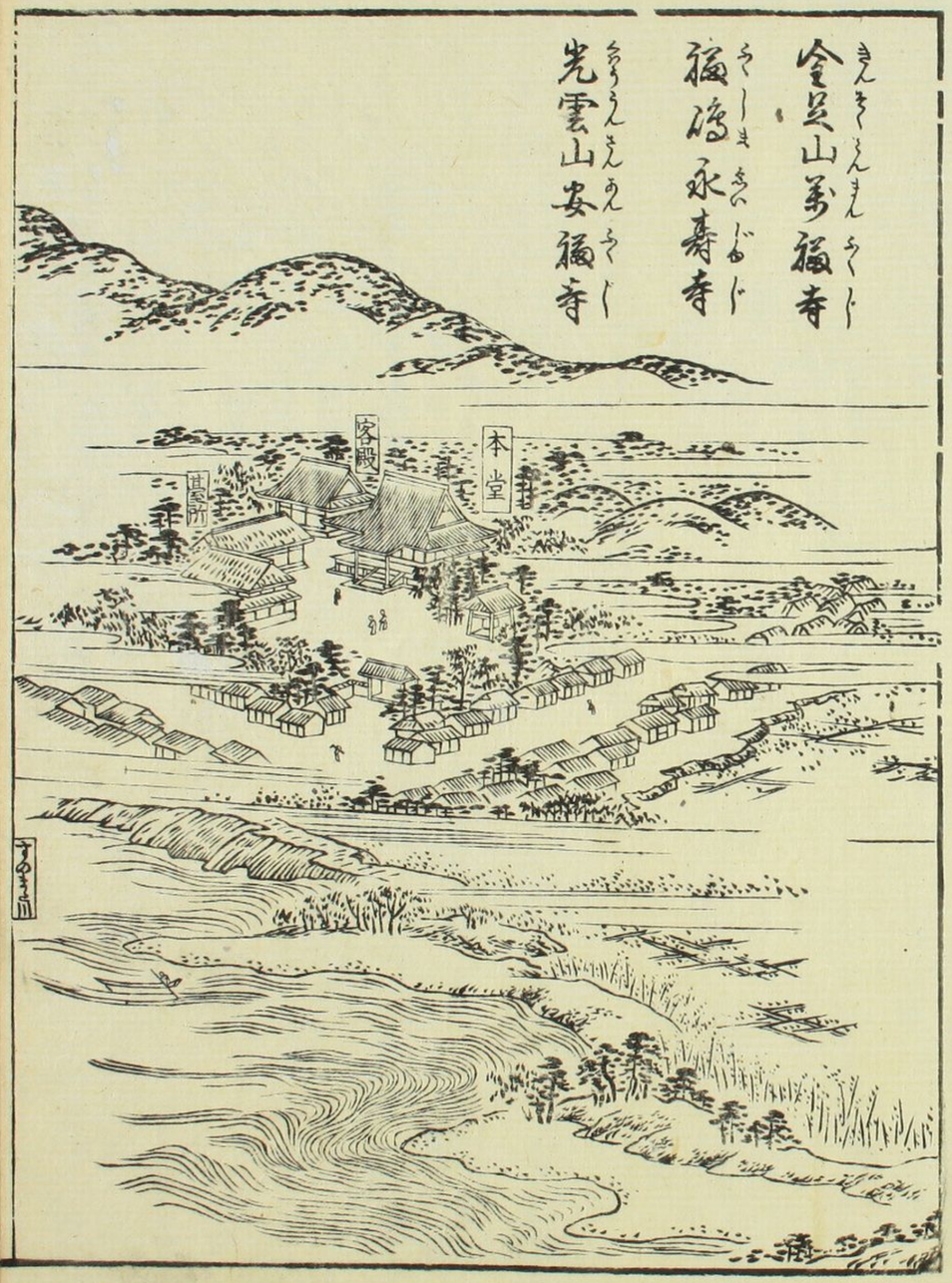
金吳山茅福寺
福徳永寿寺
光雲山安福寺
客殿
本堂
墓所

福源永寿寺　宗派　日蓮宗養那多義宗にあり

当寺いもと天台園宗の佛園なりしを高祖聖人常陸の御身なる
教信法師中興開基とし奉る真宗なれども　○本尊丈六阿弥陀
如来　恵心僧都作

教信房なりしは当国福源の人なり俗性を行胤左衛門教栄
と号せり壮年の頃宗門を出て官路に赴び武芸を捨て専を能せが
衰齢かたぶくまつけ善提の心頻りなり終に素門の身となり法
陽のときに逢る一日聖人岡崎の草庵より右水の禅房を訪ひ給ふ
ふ不思議の値遇なりとて常住給仕して専修念佛の法を受
得し則法名を授り当流第三の信者とぞなりぬる聖人討ら
ひを遠く鎌の国へさそなひて来りしが教信既に七旬のよろひを経
て逆も遠国の供奉かたがたいと聖人の御別を惜かねて紅涙数行

よ及びて附高徳其老実の志を感じ給ひ自ら筆を執て
御影を授け教信法名たまひしかば教信深くよむせびなげき大きに
ふしを歓び御記念ぞと云て戴きやどて本国法州に帰り当所
天台宗の禅園のみなるを改めて真宗の道場とし彼影像を安置
日夜敬恭奉り偏に報謝の孫名をぞよろこびなるかくて嗣に相兼
し第七世室信房の附法なりて一宇を供養し墨俣川流域に及ぶ
民屋佛園のそなるひとしく水底に沒せしかば父子の間とくに
相顧るふいとまなかりしいまや其他とや我さへと逃まどひて先を避
ぶ掃事なく什物を強検なるふ彼影像はしく流失し給ひける
まや曾て見へさせ給ひし住僧定信をはじめ免門後の面くこれ名国
かるなりしとさまく探り求むとて人ども多く其甲斐なく度し
三ヶ年月日を送りなるふきなるなり彼墨俣川の源淵

名号仏あり
異光を開産
さ奇〜て人を
〜て石を
知〜しむ

す光物出さく日夜に止ぬ聖人是を奇こと思て開て水練の者を入く彼淵底を探しむるに渕ありて一つの持仏堂ある器を被きこげさうこれを見るに箱の表に押ごろくとして永寿寺の文字像り

拾遺しが急ぎ寺に持来りこれを見て室信大きに歎び見こそ年来弱き御願の管之くく直に内を開き見てあれば三ところせがるる水底にうづもれし事なれば悪く拵ごれしに不思議や御願のくく脆くくく腐朽して換ド給ひぬ」まして物は」まく多しが人くく奇異の思ひをなしこの感涙をぞ催しける哀に抑て室信山科の本山に相続し御願を補へ」うば実如上人甚愛嘆は」く其重大なる」ば則彩なる絵に御願を押表裏きくびやうに命じ給ひ又に御願御裏書を」給りくるとなん此を以て切なる御願と称くく永く寺の霊宝とはなりよりぬ

光雲山安福寺

東流　日國不破郡垂井にあり

高徳聖人上宮慶西房中興開山なり一に安嘉都寺と称ずる○本尚阿弥陀如来と安置の御仏基善薩の開闢にして河内の國此に寺の来歴を尋るに往昔の基善薩の開闢にして河内の國安宿那玉手山に紀氏歳内に十九院の堂一宇」が建長年中廃退に及び霊區空しく荒れ其比い孫王種基の氏男信氏信濃守の二男安福満則より十一世の孫多田左衛門尉光雲といへる者河州に知られしが聖跡の芳恭に埋もれん事を歎き知識を求めて真後せんと常に見え新ひるる縁に聖人の高徳と聞及び」うば直に京師に来りて拝謁し素懐の旨をのべる小聖人其志の厚きを感じ給ひ即御願に真圓の慶西房（俗姓は野州玄圓の孫を大内國紀の舎弟大内に即國弥が息男なり）に命じてこれを属せしめ

給ふ此に於ひて慶西彼地よりもどりやふ紫宮を営繕し他
力念佛を弘通し專ら化益ありて来いくたくもあるべして
終に一大佛場を再興せり かくぼ」ゐぐふ寺田氏い益く真宗の功
德廣大なるものを為信し給ふ世勢をる息ふ讓り自慶西
房の後継となり光雲房信西と号し即齒寺と相兼して第二
代の傳燈をうやうせり其後文明八年齒寺第六世法西の時
ふもつて遷如上人の命ふよりて齒寺に基址を移せり 河州の旧地は寛文年中迄
又一字を遷し王寺山安福寺と号す 浮古寺宗の禁令なり ○齒寺の什物ふ源教光大江山悪鬼退治の
附箱ふる護用一具を傳来し即光雲房の曩祖安福濃則より
傳来したるなり濃則いとれ濃仲の物ふ教光ふ後継とせり
さてみべし

○齒寺より今洲へ出る路関ゐ寺より小へ二里ばかりあり柳田村妙覚寺とへ
より齒寺ふ聖人御真筆の数幅信徒六巻を伝来せり

八幡山聖蓮寺 西流 不破郡居益郷平安村ふより

齒寺ハ往昔真言宗の梵宇なりしゐ天延年中洲の寺勢道
法法師齒山の鎮守八幡大菩薩の霊告ふよりて高祖聖人を屈請し
奉り開法の利益を蒙り即御弟子となりて光ふよりて真宗弘法の
ため聖人ふ代りて齒寺ふ招て教導ありて世後ひて霊亟なり

○関ゐ寺より三里余西少にあるなり近江國長濱大通寺とへるあり本流御坊不
又百ケ寺の末寺あり寺勢盛ハ世に御門を御建拡建より極て後ふ
近江國の大坊なり

○関ゐ寺より今須ふもどる不破の関の古跡あり川の北ふ
うに御方家士より山で給ふ石とをり歌ふ詠ふ名ゐ不破関」安へ
で山國のうに兼くそのりふけを白」この関屋のいたるかもとぐく造り設
やうんじく結ゐるがやぐそ此不を白させ給へども関やの法の名をふ吊り
給ひばそハ我ひ〳〵ふかまへ白」るゐふをせずうやと心つきしうばしう
あへば

「ふるさく月こそもり孫板ひと」く後あるせふハの関ゐ

とゝん俗〜名れバさそこそ御ゝきとゐをこせ給ひるこゝうんゐ」り
あるこそこるこさまをりて其石ゐられを防なるふいるゐゐ泊くくかくい邑
ゐゐや歌のさまをそい琴の人ゐゐ人ゐんゐんごいとゐうやゐ人の山り
あゐきゐよまるかゐんゐ

〇今須の宿ハ不倒英流尾張の國境にて称りのかゐうゐ称るゐゐかなり
れまゐく来ゐふは 北上八里 いう成山 吉理ゐ示 表巻の滝 笠縫のゐ
ゐんゐ皆名称をゐれようこゐふ 曙歩の清水 蕎場の宿 ゐうゐ称の
風系ハ文世にゐく此親なるゐ〜

○美濃の名産・繭系・繭綿・撰糸綿・厚紙・中形紙 奥州・
天長奉書 製結紙・藤地紙 板紙 書簡・温石・盛玉・山梔子・
根深 名産なり・美流 美濃国を根深・八屋鍋抽・月枝柿・月末稲
陶器 美濃焼陶器 天目ゐゐ山形ゐり出るり・関小刀・剃刀・庖丁・双玉・雄鶴市
成皐鮎・月鶴・雲候雛・小山鶏名なり

近江國

遠國なゐび此ゐに出る山城國の部ゐ寺院の縁起霊物名國名の例ゐ石て表偏ゐ色と出
其紀縁のゐゐい拝礼の順路ゐ陸び此不ゐり ゐると

宝満寺 東流院家 今須より八里 愛智川ゐあり

西方寺 佛光寺門跡 御坊不 愛知川より二里半 八幡ゐあり

天神護法院弥勒寺 八幡より二里本能ゐあり

近松御坊 西御門跡 御堂 ゐ、ゐ八丁ゐあり

山城國

山科御蔵地 山科ゐあり

蓮師御廟 同

西流御坊 〃

東流御坊 〃

日輝山永福寺 東流 清水より三里余市田ゐあり

摂津國

摂津の名其流ゐゐ大方ハ此國ゐ摂国ゐゐ摂の字其省略今摂ゐ摂と
ゐゐをゐるの間ゐり此國や摂津ゐ摂津ゐ摂津の三ゐゐゐゐゐ〜ゐゐ〜
号を摂津の三ゐゐゐゐり〜ゐゐ〜

溝口佛照寺 西流 山州市田より八里溝口ゐあり

高祖聖人祐定の第三二十巳歳第三廉潔順信大徳順信房俗名常州[illegible]師命を受て化導所々に[illegible]芳跡なり蓋其弘法の附属当国に隆の道俗実帰[illegible]宗の釋氏[illegible]利益を蒙る族日々に市を成し恰も水の里き流るゝが如く其法を信し其徳を仰ぎ帰依する者幾万[illegible]

[illegible]び[illegible]れ[illegible]ん[illegible]当地及び西海[illegible]の末院と称する[illegible]百を[illegible]て数へ[illegible]や実に我門の一巨擘と称し[illegible]

○本当国はその[illegible]帝王の都[illegible]城と[illegible]石山河内坊の四跡なりて都下の繁花なるの事[illegible]

素封の家い利を[illegible]諸侯の邸い甍を[illegible]

産物実に運びく日夜[illegible]

鈔びを[illegible]家[illegible]桂を[illegible]

絡繹[illegible]

河内国

河内と山外と称する名なり神武天皇日向の国より東征[illegible]

[illegible]

[illegible]

天皇[illegible]を誅[illegible]都[illegible]

[illegible]秦に降[illegible]

戸森山専應寺　西流　渓良郡北端[illegible]

聖人市門第二十巳年第二十二戸守唯信法師唯信房の事跡常州戸守唯信寺の事[illegible]師命[illegible]

[illegible]寺を開闢し当国を化導あり[illegible]

六百年の星霜を経[illegible]

福井山慈願寺　東流院家　日国若江郡八尾の所[illegible]

高祖聖人の嫡第二十巳歳第十三栗野信証法師の信証法師の俗名野州慈願寺の事[illegible]

開基[illegible]て弘法あり[illegible]芳跡なり霊宝数品略[illegible]

松谷光徳寺　東流院家　日国大県郡[illegible]

一[illegible]照曜山雁林堂と号し当院い故人望六十巳代国融法皇の御勅願[illegible]巳[illegible]き六十・六代一條院永延二戌[illegible]年の御建立なり

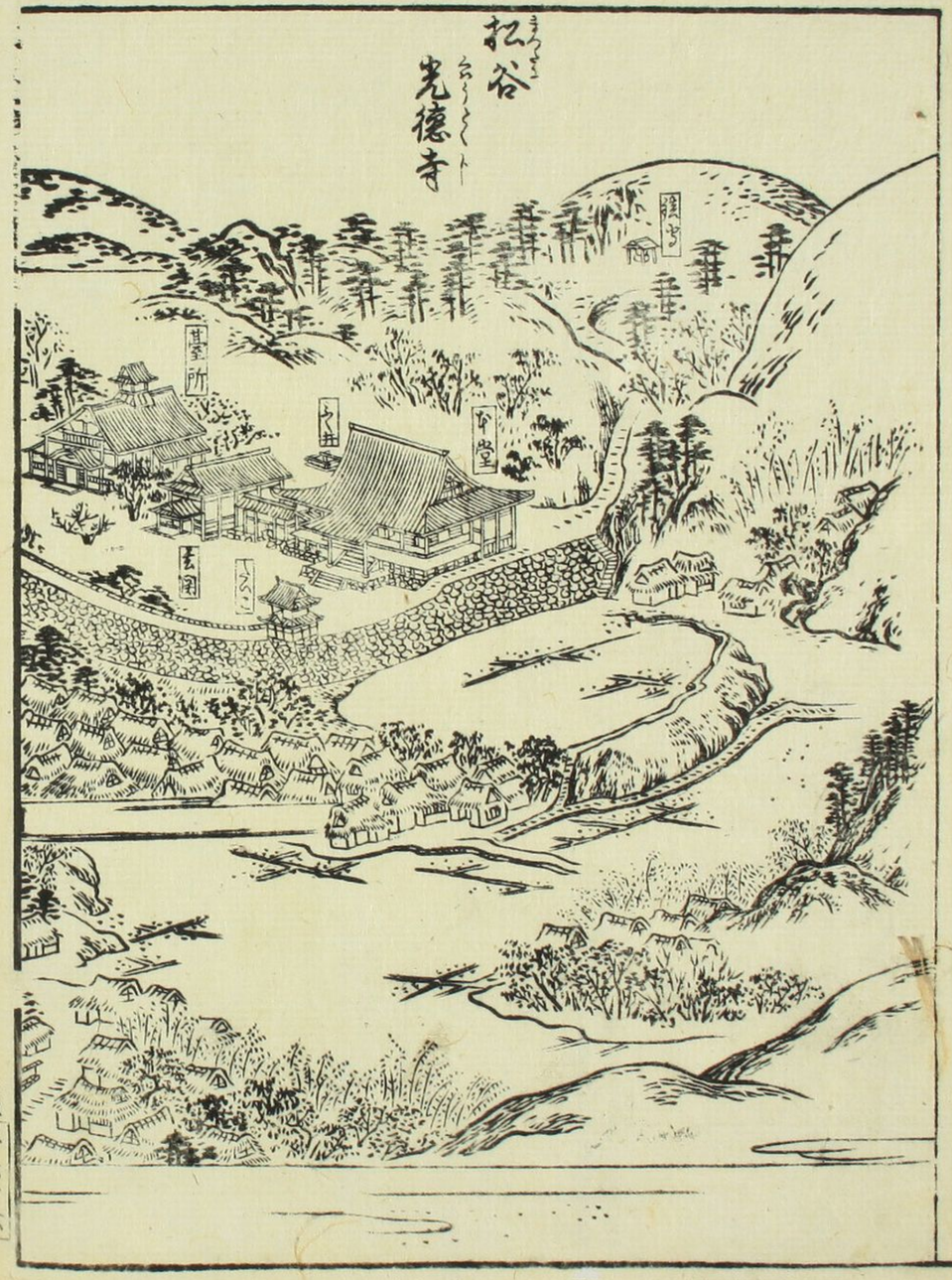
松谷
光徳寺
鐘楼
書院所
本堂
玄関

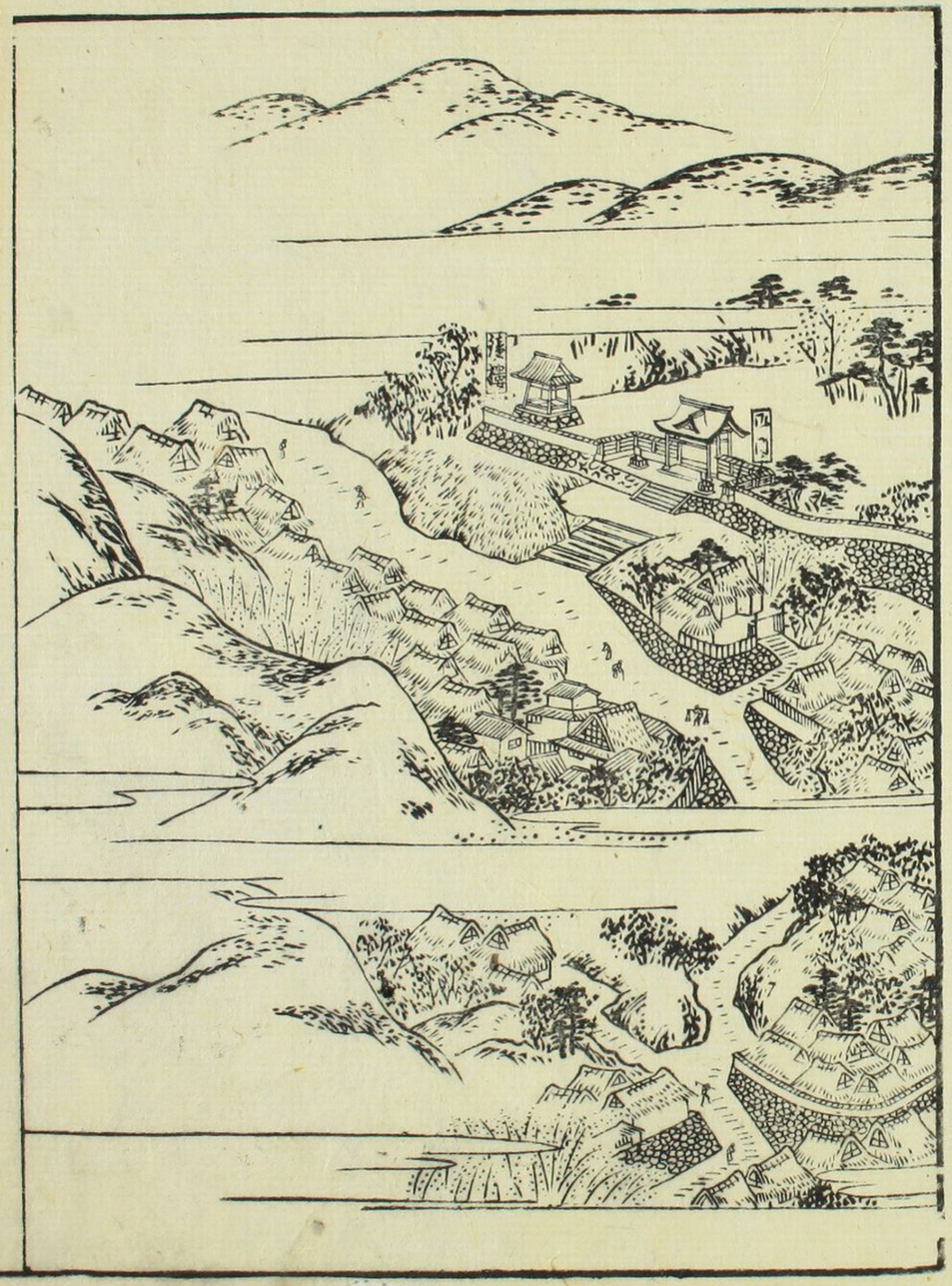
鐘楼
西門

初めて東廣山照曜峯寺と勅号を揚ひ延暦寺法園寺師と延
て別當とし古密二教を奉じ七堂伽藍の霊區さう弘るる
七十余代を経て天永年中真福寺延暦寺年楠の打うう
南都よりして當院を放火し焼亡し僅
に本堂並び境内真福寺光明寺の小院のみ残せりしか
ども元退たまうし帰る既に納めまつるる百ちく此に抑て
講堂なる釈尊地蔵の安置の像を本尊の脇士とし奉り
大塔なる佛舎利及び法皇の聖像縁起の巻軸を安置
本堂に納めきり唯其芳跡を十分一に存せしのみ其後
百余年を経て八十五代後堀川院の御宇安貞二戌年寅二月八
日三井寺の僧園信都信貴山に詣で天王殿に通夜する小毘沙門
天授中に示現し給ひ僧都に告命して曰く照曜法地高く妙く佛智

光徳明々朗光開道教別辯せ優念常佛念信者これ山の南に當
て松谷と云る霊地ありて毎に有縁の佛像ほしまして彼地に
く辯ぜんと僧都義さめて奇異のおもひを成し彼地に行くるに
果して枯瘦せる古院ありて其来由尋ねる霊場なりしば僧都
歓悦の感涙をながし誠に多門天の告命に再真の本尊をうつし
園融帝勅願の命を記し堂宇再真の後を奏聞し名小祠の帝後堀川
院叡聞うるはしく勅許の宣旨を下し給ひ日ひ〻に〻て造営成就し則
僧都を別當職に任じ給ひ中興の瑞光再び耀き給へ因縁にして山
号寺号を改め照曜山松谷光徳寺と勅号給へ加之小條時氏朝臣
山田三百町を寄させ給へ（右所寄附状今に偽来せり）其後後園僧都再び毘沙門天の御
告にて天台宗を改め念佛門に帰し聖光法印の門に入給ひしが
聖光法印入寂の後祖師聖人の御弟子となり信の一字を聖人より授

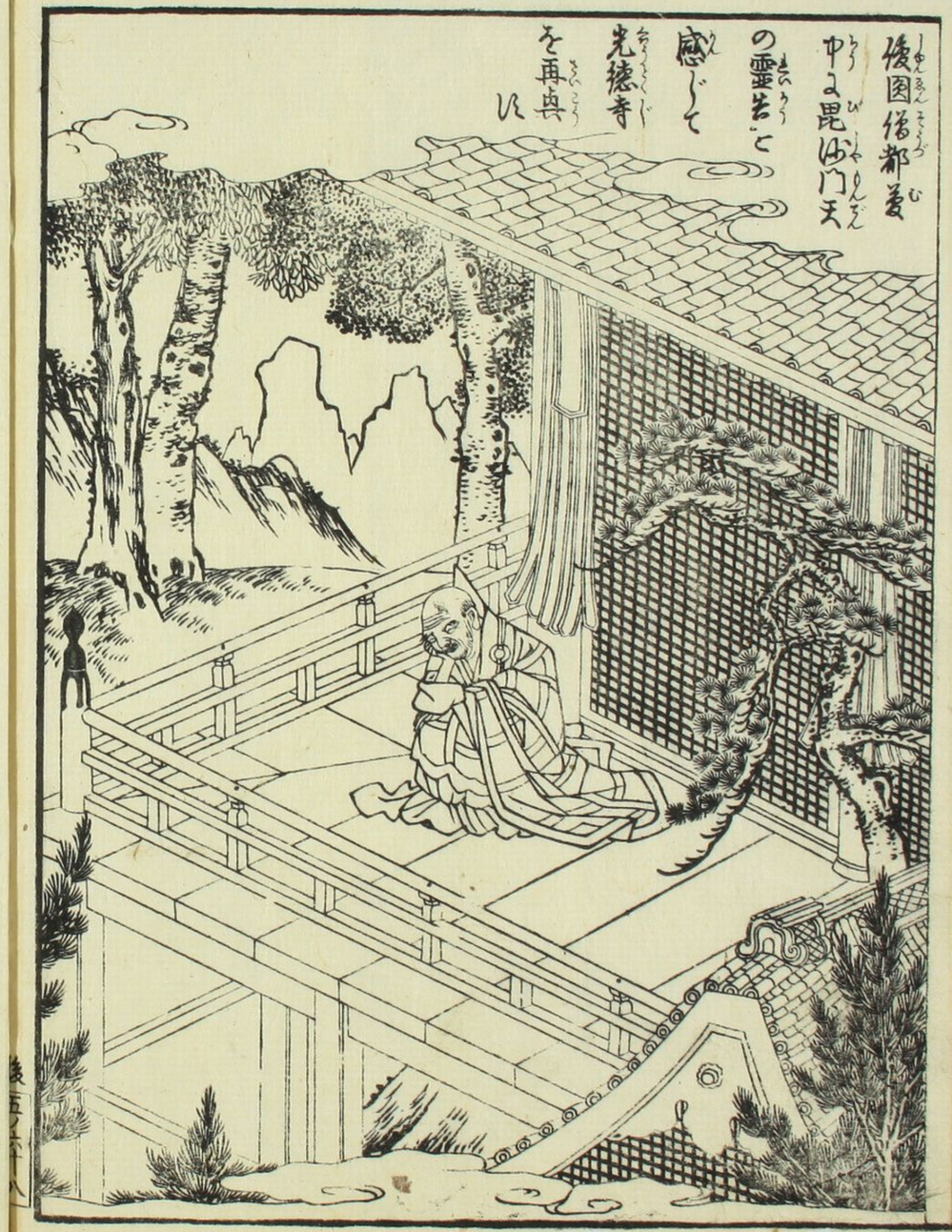
後園偖都爰
ゆゑ毘沙門天
の霊告と
感じて
光徳寺
を再興
し

う佛念房信承と改名し依り寶治二年春三月聖人御年七十六歳當院
（御下向ありて十余ヶ月ゑ程御教化ありせ給ふ所の御舊跡）中真間基 佛念房 信乗 上人 信性 義西 武勢 教明 御の次男 出家 修寺内上臣 雲居寺
高祖云 代の後嗣 参河 教明 御の次男 出家 修寺内上臣 雲居寺
言泰明に世の後 参河 光寺 龍後のるなり
不一刀三礼の他なし 青白色の佛舎利 法華経 天皇十三年百濟国より渡さる 七粒の
國歌 法皇 御おもき志佛

○當山靈宝

法皇の御真像 御自作なり 以上三種の靈宝と称して當寺第一の宝也 殊勅願不思議にて代聖像と安置 紀ろよりの宝也 門下馬 扶木 光源 御寄附 狀 當山
再真のこゝろ 勅命なりて平の 附氏三百町の山田寺領の狀なり

祖師聖人の御真影 八十に成御自作 信乗 大品金色六字
名号 る祖聖人御年 左右 法然上人祖師 墨筆六字名号 は聖人の御名を左右 信乗 法印の 御縁の
聖人の御影を画 後に信乗へ授與 御名号
と称し 真宗御授七ヶ條 聖人當山御下向 御教筆 高祖聖人御遺骨 光信
ゆゑ 信乗法印へ授与

尼公御筆 教行信證 御延書 以上三ぽい文永十一年 聖人十三回忌御修 大品紺紙金泥
書せなり 尼公 三軸 る祖十 る の軸と画 信乗も十 る 自ら 授与

光明十字名号 光如上人御筆 名号を 紫 あり 名号のよう 杉谷光徳寺と 授与 當山開
基信乗上人の軸像 高祖聖人御筆 紺紙金泥十字名号 蓮如上人御筆 左右 る祖 聖人と蓮如上人と御連座 蓮如
上人及び證如上人の御遺骨 御代々惣幡連座御軸 光如上人 ○此御軸は紀州 の義合 御軸の 當山九代 乗院法
御事書

後五ノ六十九

師が惣戒を御感あり て當山 浦の名 ひて御坊 御坊 御軸 蓮如上人より 編
御軸 御坊 杉谷光徳 八代目 乗願法 永正二年 蓮立則 河州 杉谷光徳
寺 軸 軸不 ヒ
重帯の 寺

○八尾より二里半 南より行 向て玉手山安福寺あり 芝 基 薩
の開闢 て中真間基 聖人の御門 慶西法師 修念佛を弘通
し 退の地を再び真 後 芳 其後法 法 隆
寺文の 号 彼 法 蓮 法 浄土宗 寺
を流 室 安福寺の 僧 を見るべし
○當國名産 揚梅 柳 平地飴 毛利に漢 の物 引飯 名産や
烏芋 于瓢 小南豆 蓮根 青豆 蛇床子 河
内毛綿 天王寺 其名 蕎 鷲 白炭 横山 金剛 木綿 名所寺

大和國 國名 河内國 の郡 に委

惡日山立真寺 西流 吉野郡下市 あり

當寺に往昔高祖聖人上足の後 唯圓大徳 開 教化 の霊 區 う
唯圓房に則小地宮 吾念法師の信 承 て仁治元年聖人の御 升 ま

如来真宗の奥旨を極め智徳無倫の人なり嘗て常州河和田に
あり化導を事とせり」が法嗣の引接や終に当国に来り秋津川の
邊りに草を結び遠近を化導し正慶二年二月六日法臘六十八歳
にして当院に於て大往生を遂げたり　世に唯円房は常州平太郎の舎弟にて平太郎はこの人なりと云へり何れとも定かなるやは
尚委しくは河和田
報佛寺の系図に出る

○当国に非武天皇時代に都し給ふ地にて王代実物の国なりと云へり
代々の帝の宮殿ありしの都は名のみにて寿命の宮と始め
「龍田の社三輪の神名」は久しき世より跡なし今は絶えぬ宮
授戒絶の渇仰いやまし又仏閣は東大寺真福寺元興寺業
師西大寺秋篠寺や法隆寺当麻の長谷寺壺坂や多武の峯
谷々に堂塔をなべて霊場にいとやすく知られたり其外名所
旧跡いと多けれども一一
つ挙げあるべきのみ其外数多き縁なるべし
○当国の名産・赤良姫・日出物・日油烟墨・諸白酒・霰酒・吉野葛
「日の」源紙・板倉紙・三輪素麺・吉野晒・日櫛・鏡天所・郡内織

備後国

備後備中備後これを合せて吉備国と云ふ神代に分れたり
御不抑内裏の御国なりしを吉備とも称すと云ふ
抑徳皇子・菊中の糠粉・鮎白干・国櫛紙・国櫛笥・弱靴・鞋
大峯蒜・赤良風呂・塗捕・早稲・付硫黄・滑石・馬皮
膠・鞠・蕨粉・厚蒲鉾・郡山操綿・赤良国扇・西大寺忍丹・法涅
寺洗水香・赤坂・拘托・松脂・板鬼石・山形茶・塗漆・龍田合酒
高山茶筅等の其外数を尽て

山南光照寺　西流院家

在限郡山南にあり

高祖聖人の直弟明光上人師命を奉て海西を勧化あり」伽当
寺を開闢し専ら弘法利益なり」後の霊匿なり要くは相州鎌倉
光宝寺の記に詳を出せり宝物数不尽

常石宝田院　東流院家

日国日郡常石にあり

当院に光照寺円爾にして明光上人嘗て当寺を開基し十ケ年が間衆機を化益ありし霊場なり凡海西我真宗門に入帰化する事実に上人の徳馨なるなり○霊宝数品左に記す

○当国の名産・畳表・柳籠・篠竹・冬の海苔・麻切編笠・輙の美酒・素麺・孢くし麦・多古米

伊勢国

（むかし伊勢麦の称ありしより此国を能く治まる故に又神風伊勢常世波寄国ともいへり）

専修寺御門跡

（当藩郡一郡四ヶ所）

高田山と称し真宗一本山　御寺勢観王家より御入院御里坊御殿

京都河原町二条上に西に建り○如来堂本尊阿弥陀如来（法京三如堂の本尊と同他一対の霊像にして恵光上人の御作なり当山中興真慧上人弘法の時比叡山より系法を遍歩げみべしとして出る像なり当院に寄附したまふ世に他接の如来と称し奉る）

○影堂開山聖人御真影肖像を安置○院家に匿

御当山の根本高祖聖人又十に歳の御時下野国芳賀郡高田に達し

まして法を真仏上人に附属し給ふ真仏又これを教智に伝へ教智かくして第十代真慧上人の時に至りて法燈を掲やうさんと宗に長孫三年加賀州系近江の諸国を自行化して勢州に帰り又三重郡に居を占め六年絶て此の国より霊区を此地に移し再建し給ふ此所は当山中興と称せり其後文明十年勅後御下向は御寺永久勅願所なるの名倫を賜ふ○当院霊宝其数多し左に

就中聖人御真影の諸宝及び御真筆の聖教諸物多数巻法然上人御傳授の選擇集等の聖教多し

○当国に日御祥の印を所にして日御祥系統の地方に諸名布宿に多くの人の知る所なれば今これを略す

○当国の名産・絹・紬・本綿・海苔・馬刀・振る貝・蝋・鮑・鰒・鯛・鰯・鮒・青海苔・防風（二月頃の食物）・海松・海藻・玉藻・国産布

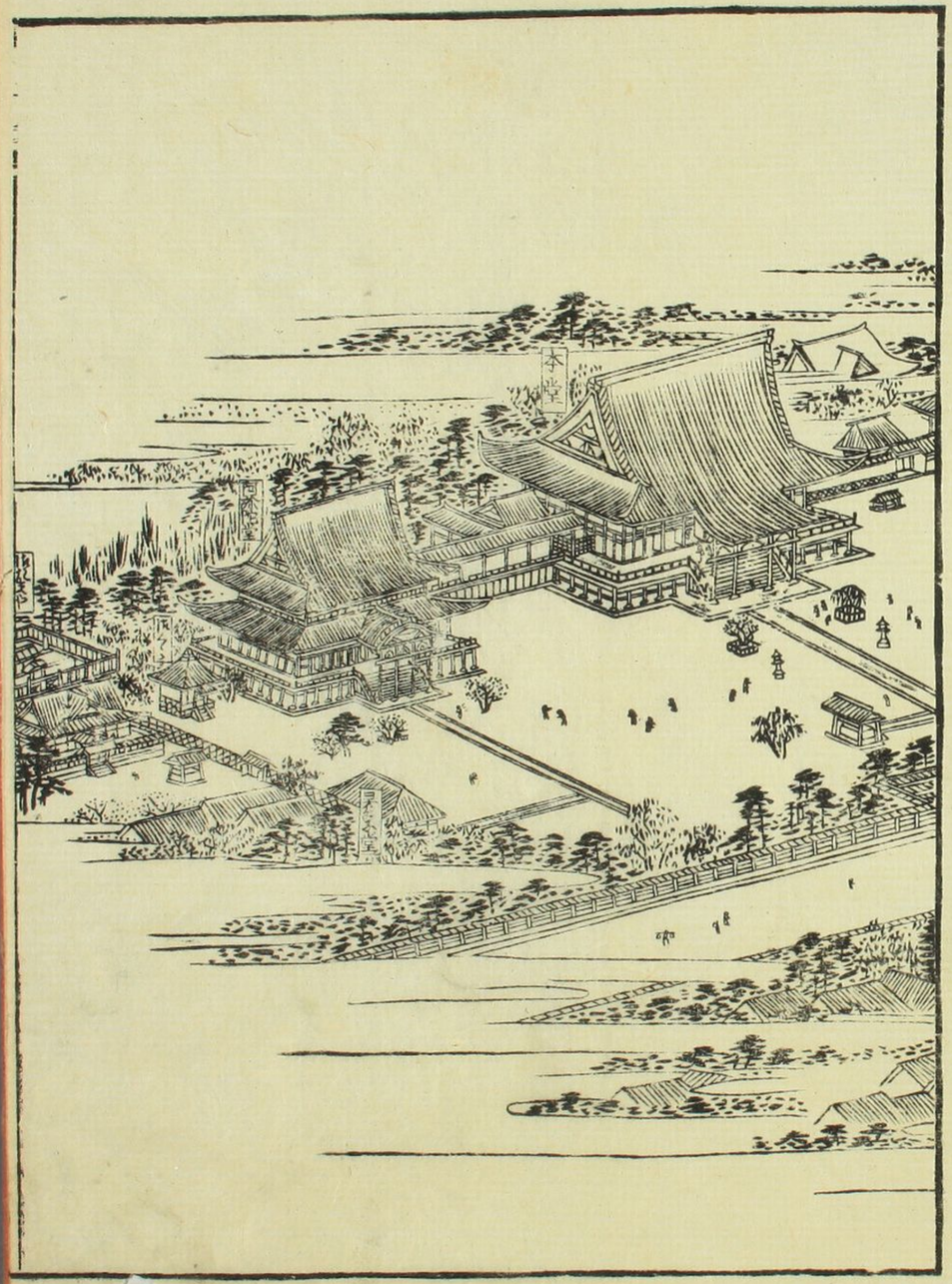
本堂

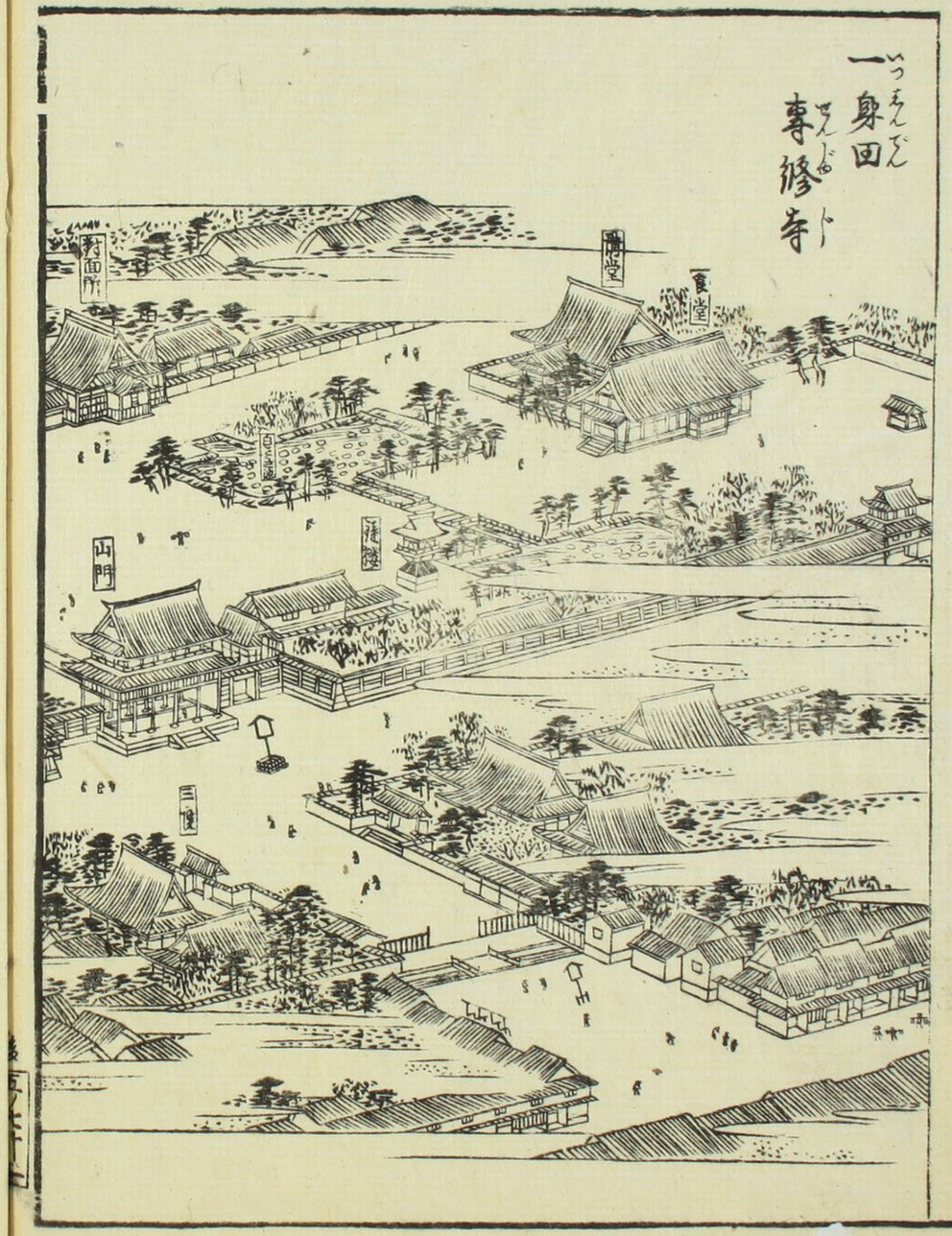
一乗田
専修寺
対面所
講堂
食堂
山門
渡廊
三重

甘草・蘇尾藤・串柳・椎茸・麦藁・藁・黒柳板・鷹　氷浪丹
山・掛山・煙草・絲尺・市田扇
わの山茶屋・紺屋形　浦図へ・白粉・戸
名所の名産　名所
みて焼茶　名所

親鸞聖人御一代記　二十四輩巡拜圖會後編卷之五終

二十四輩巡拜圖繪前篇

全部五冊

先達而出來

僧了貞著　竹原春泉齋画

此篇に載る所い京都両本願寺よりはじめ山城近江越前加賀越中越後信濃上野等の御舊跡を比後篇に同じく真景の繪図を加へ星数名所等と集め紀し前後の篇を合せ視るべきい安坐して御舊跡を順洋せしむるの書なり

彫刀氏

京　井上治兵衛
〃　樋口源兵衛
大阪　藤木金兵衛
〃　市田次郎兵衛
〃　池田庄九郎

文化六年己巳暮秋刻成

江戸書林　松本平助
名兒屋書林　永樂屋東四郎
京都書林　俵屋清兵衛
大阪書林　菊屋源兵衛
小刀屋六兵衛
河内屋太助